

特定環境保全公共下水道施設

運 転 操 作 要 領

令和5年 3月

長野市上下水道局下水道施設課

戸隠高原浄化センター	長野市戸隠1603番地1	TEL 254-3900	マンホールポンプ場 27ヶ所
豊岡浄化センター	長野市戸隠豊岡7033番地8	TEL 252-2887	マンホールポンプ場 30ヶ所
鬼無里浄化センター	長野市鬼無里2290番地		マンホールポンプ場 15ヶ所
信州新町浄化センター	長野市信州新町竹房1063番地	TEL 262-2504	マンホールポンプ場 11ヶ所
中条浄化センター	長野市中条日高341番地		マンホールポンプ場 38ヶ所

# 目 次

## 0 運転操作要領について

0-1 運転操作要領について	1
----------------	---

## 1 日常の運転操作

1-1 水処理施設	2
1-2 汚泥処理施設	6
1-3 脱臭設備	8
1-4 水質管理	9
1-5 燃料管理	10
1-6 薬品管理	11
1-7 廃棄物管理	13
1-8 エネルギー管理	14
1-9 地球温暖化防止対策	14
1-A 処理施設容量	15
1-B 戸隠高原浄化センター処理フローシート	24
1-C 豊岡浄化センター処理フローシート	25
1-D 鬼無里浄化センター処理フローシート	26
1-E 信州新町浄化センター処理フローシート	27
1-F 中条浄化センター処理フローシート	28
1-G 鬼無里浄化センター汚水ポンプ運転水位	29
1-H 戸隠高原浄化センター水質測定一覧表	30
1-I 豊岡浄化センター水質測定一覧表	31
1-J 鬼無里浄化センター水質測定一覧表	32
1-K 信州新町浄化センター水質測定一覧表	33
1-L 中条浄化センター水質測定一覧表	34
1-M 燃料・薬品緊急時対応フローチャート	35
1-N 戸隠高原浄化センター燃料・薬品緊急時対応図廃棄物一覧表	36
1-O 鬼無里浄化センター燃料・薬品緊急時対応図廃棄物一覧表	37
1-P 信州新町浄化センター燃料・薬品緊急時対応図廃棄物一覧表	38
1-Q 中条浄化センター燃料・薬品緊急時対応図廃棄物一覧表	39
1-R 廃棄物一覧表	40

## 2 非常時の運転操作

2-1 処理施設電気設備事故時の運転	48
2-1-1 戸隠高原浄化センター停電発生時フローチャート	49
2-1-2 豊岡浄化センター停電発生時フローチャート	51

2-1-3	鬼無里浄化センター停電発生時フローチャート	53
2-1-4	信州新町浄化センター停電発生時フローチャート	55
2-1-5	中条浄化センター停電発生時フローチャート	57
2-2	処理施設の停電・故障時の対応	59
2-3	大雨・放流先河川増水・浸水時の運転	60
2-3-1	大雨時対応フローチャート	62
2-3-2	流入水量増加時対応・活性汚泥流出防止フローチャート	
	(1) 戸隠高原浄化センター、豊岡浄化センター	63
	(2) 鬼無里浄化センター	64
	(3) 信州新町浄化センター、中条浄化センター	65
2-4	水処理異常時の運転	66
2-4-1	流入水異常時の対応	67
2-4-2	油類流入時の対応	67
2-4-3	異物流入時の対応	68
2-4-4	反応タンク・終沈異常発砲時の対応	68
2-4-5	SV 異常時の対応	69
2-4-6	終沈汚泥浮上時の対応	69
2-4-7	放流水透視度悪化時の対応	69
2-4-8	濃タンゾーン分離時の対応	70
2-5	地震発生時の対応	70
2-6	その他の災害・事故時の対応	70
2-A	水処理異常の内容と対応方法	73
2-B		
	(1) 戸隠・鬼無里地区	
	特環浄化センター水質事故等発生時の連絡体制	74
	(2) 信州新町・中条地区	
	特環浄化センター水質事故等発生時の連絡体制	75
2-C	事故時の届出・報告一覧表	76
2-D	浸水想定区域等（土砂災害、水害）	78

### 3 その他

3-A	電気設備点検要領	79
-----	----------	----

### 4 マンホールポンプ場の運転操作

4-1	マンホールポンプ場の管理	80
4-2	マンホールポンプ場の運転	81
4-3	マンホールポンプ場の停電・故障時・浸水時の対応	81
4-A	マンホールポンプ場一覧表	82

5 関連文書・改訂履歴

5-A	関連文書一覧表	87
5-B	様式一覧	101
5-C	運転操作要領改定履歴	130

## 〇 — 1 . 運転操作要領について

### 1. 特定環境保全公共下水道施設運転操作要領とは

特定環境保全公共下水道施設運転操作要領は、下水道施設課が管理する特定環境保全公共下水道処理施設（戸隠高原浄化センター、豊岡浄化センター、鬼無里浄化センター、信州新町浄化センター、中条浄化センター）及びマンホールポンプ場の運転操作について文書化したものである。

その内容は、基本的な運転操作の考え方や具体的な方向、運転操作上必要な指標・資料をまとめたものであって、運転操作要領のみで全ての運転操作が実現可能なわけではない。

維持管理指針や設計図書、機器取扱説明書を基本としながら運転操作要領を活用し、状況に応じた適正な運転操作・維持管理の実現を望むものである。

### 2. 運転操作要領の作成責任

運転操作要領は、下水道施設課長の責任において、作成・改訂を行う。

### 3. 運転操作要領の構成

運転操作要領の構成は以下のとおりである。

- 1) 日常の運転操作
- 2) 非常時の運転操作
- 3) その他
- 4) マンホールポンプ場
- 5) 関連文書・様式・改訂履歴

上記分野の下位に、数字で番号がついているもの（1-1、2-3のように）は、運転操作の基本的事項が記述されている本文である。

また、アルファベットがついているもの（1-G、3-Bのように）は、運転操作に必要な表、図、資料的なものである。

### 4. 運転操作要領の電子化

運転操作要領は、パーソナルコンピュータ上で利用可能なように、電子化（PDF形式）する。ただし、必要以上にプリントは行わないこととする。

### 5. 見直し・改訂

設備の増設・改築・更新、処理水量や水質の変化、社会情勢の変化などに対応して随時見直し・改訂を行うものとする。

また、運転操作要領に不具合が認められた場合は速やかに改善のための見直し・改訂を行う。さらに、運転操作要領の全てにわたって、定期的（概ね5年毎）に見直し・改訂作業を行うものとする。

見直し・改訂をした場合は、下水道施設課長の決裁（承認）を受ける。

## 1 — 1 . 水処理施設

### 1. 戸隠高原浄化センター

#### 1) 流入ゲート

- ・ 自動除塵機設置側ゲート1門を使用し、常時全開とする。

#### 2) 沈砂池

- ・ 自動除塵機はタイマーにて運転し、し渣の掻揚げを行う。
- ・ 揚砂ポンプはタイマーにて運転し、沈砂の掻揚げを行う。自動運転で掻揚げられない沈砂は、手動にて運転し、反応タンクに流れ込まないように掻揚げを行う。
- ・ し渣は一般廃棄物としてながの環境エネルギーセンターへ搬出し焼却処分する。
- ・ 沈砂は東部浄化センターへ搬出する。
- ・ 搬出したし渣及び沈砂の量は、計量検定済み計量器で計量した量とする。

#### 3) 汚水分水槽

- ・ 反応タンク2池使用時は汚水を均等に分けられるように、分水可動堰を調整する。

#### 4) 反応タンク

- ・ 反応タンクは2池使用を原則とする。
- ・ オキシデーションディッチ法を基本とし運転を行う。
- ・ 反応タンクMLSS濃度は流入水や放流水の水質等の状況に応じて設定値を変更する。
- ・ 好気時間・無酸素時間若しくは好気ゾーン・嫌気ゾーンを設けて硝化脱窒運転を行い、窒素の除去を行う。
- ・ 好気時間・無酸素時間を設ける場合は反応タンクのエアレーション装置を間欠運転し、好気時間、無酸素時間の調整を行う。
- ・ 好気ゾーン・嫌気ゾーンを設ける場合は反応タンクのエアレーション装置のエア量を調整し、好気ゾーン・嫌気ゾーンの調整を行う。
- ・ 処理水のBOD、アンモニア、硝酸イオン及び亜硝酸イオンの濃度から好気時間・無酸素時間及び好気ゾーン・嫌気ゾーンの調整を行う。
- ・ 年間を通じて硝化細菌が維持できるようにMLSSを調整する。
- ・ MLSSが一定となるように余剰汚泥引抜き量を決定し、引き抜きを行う。
- ・ 無酸素時間帯に酸化還元電位(ORP)を測定し、無酸素状態の把握に努める。
- ・ 水質状況を考慮してエアレーション装置の間欠攪拌を行い、エネルギーの削減に努める。

#### 5) 最終沈殿池

- ・ 原則として反応タンク使用池数と同数の沈殿池を使用する。
- ・ 定期的に汚泥界面の測定を行う。
- ・ 反応タンクのMLSS濃度を維持するとともに、活性汚泥が沈殿池から流出しないように返送汚泥量、余剰汚泥量の調整を行う。

#### 6) 塩素接触水路

- ・ 処理水の消毒には固形塩素剤を使用する。
- ・ 固形塩素剤の充填管理を行う。
- ・ 残留塩素、大腸菌群数の試験結果から処理水との接触量を調整する。

#### 7) 点検

- ・ 月間業務計画表により各機器の点検整備を行う。

## 2. 豊岡浄化センター

### 1) 流入ゲート

- ・ 常時全開とする。

### 2) スクリーンユニット

- ・ 沈砂、し渣は定期的に掻揚げ、掻取りを行う。
- ・ し渣は一般廃棄物としてながの環境エネルギーセンターへ搬出し焼却処分する。
- ・ 沈砂は東部浄化センターへ搬出する。
- ・ 搬出したし渣及び沈砂の量は、計量検定済み計量器で計量した量とする。

### 3) 反応タンク

- ・ オキシデーションディッチ法を基本とし運転を行う。
- ・ 反応タンクMLSS濃度は流入水や放流水の水質等の状況に応じて設定値を変更する。
- ・ 好気時間、無酸素時間を設けて硝化脱窒運転を行い、窒素の除去を行う。
- ・ 反応タンクのエアレーション装置を間欠運転し、好気時間、無酸素時間の調整を行う。
- ・ 処理水のBOD、アンモニア、硝酸イオン及び亜硝酸イオンの濃度から無酸素時間の調整を行う。
- ・ 年間を通じて硝化細菌が維持できるようにMLSSを調整する。
- ・ MLSSが一定となるように余剰汚泥引抜き量を決定し、引き抜きを行う。
- ・ 無酸素時間帯に酸化還元電位（ORP）を測定し、無酸素状態の把握に努める。
- ・ 水質状況を考慮してエアレーション装置の間欠攪拌を行い、エネルギーの削減に努める。

### 4) 最終沈殿池

- ・ 定期的に汚泥界面の測定を行う。
- ・ 反応タンクのMLSS濃度を維持するとともに、活性汚泥が沈殿池から流出しないように返送汚泥量、余剰汚泥量の調整を行う。

### 5) 塩素接触水路

- ・ 処理水の消毒には固形塩素剤を使用する。
- ・ 固形塩素剤の充填管理を行う。
- ・ 残留塩素、大腸菌群数の試験結果から処理水との接触量を調整する。

### 6) 点 検

- ・ 月間業務計画表により各機器の点検整備を行う。

## 3. 鬼無里浄化センター

### 1) 汚水ポンプ

- ・ 汚水ポンプは1-G. 鬼無里浄化センター汚水ポンプ運転水位図の設定水位により運転を行う。
- ・ 汚水ポンプは月毎に運転号機を変更する。

## 2) スクリーンユニット

- ・ し渣は定期的に掻取りを行う。
- ・ し渣は一般廃棄物としてながの環境エネルギーセンターへ搬出し焼却処分する。
- ・ 沈砂は東部浄化センターへ搬出する。
- ・ 搬出したし渣の量は、計量検定済み計量器で計量した量とする。

## 3) 汚水分水槽

- ・ 反応タンク 2 池使用時は汚水を均等に分けられるように、分水可動堰を調整する。
- ・ 分配槽に溜まった沈砂は定期的に掻揚げを行う。
- ・ 沈砂は東部浄化センターへ搬出する。
- ・ 搬出した沈砂の量は、計量検定済み計量器で計量した量とする。

## 4) 反応タンク

- ・ 反応タンクは 2 池使用を原則とする。
- ・ オキシデーションディッチ法を基本とし運転を行う。
- ・ 反応タンク MLSS 濃度は流入水や放流水の水質等の状況に応じて設定値を変更する。
- ・ 好気時間、無酸素時間を設けて硝化脱窒運転を行い、窒素の除去を行う。
- ・ 反応タンクのエアレーション装置を間欠運転し、好気時間、無酸素時間の調整を行う。
- ・ 処理水の BOD、アンモニア、硝酸イオン及び亜硝酸イオンの濃度から無酸素時間の調整を行う。
- ・ 年間を通じて硝化細菌が維持できるように MLSS を調整する。
- ・ MLSS が一定となるように汚泥脱水を行う。
- ・ 無酸素時間帯に酸化還元電位 (ORP) を測定し、無酸素状態の把握に努める。
- ・ 水質状況を考慮してエアレーション装置の間欠攪拌を行い、エネルギーの削減に努める。

## 5) 最終沈殿池

- ・ 定期的に汚泥界面の測定を行う。
- ・ 反応タンクの MLSS 濃度を維持するとともに、活性汚泥が沈殿池から流出しないように返送汚泥量、汚泥脱水量の調整を行う。

## 6) 塩素接触水路

- ・ 処理水の消毒には固形塩素剤を使用する。
- ・ 固形塩素剤の充填管理を行う。
- ・ 残留塩素、大腸菌群数の試験結果から処理水との接触量を調整する。

## 7) 点 検

- ・ 月間業務計画表により各機器の点検整備を行う。

# 4. 信州新町浄化センター

## 1) スクリーンユニット

- ・ し渣は定期的に掻揚げ、掻取りを行う。
- ・ し渣は一般廃棄物としてながの環境エネルギーセンターへ搬出し焼却処分する。
- ・ 搬出したし渣の量は、計量検定済み計量器で計量した量とする。

## 2) 反応タンク



- ・ オキシデーションディッチ法を基本とし運転を行う。
- ・ 反応タンクMLSS濃度は流入水や放流水の水質等の状況に応じて設定値を変更する。
- ・ 好気時間、無酸素時間を設けて硝化脱窒運転を行い、窒素の除去を行う。
- ・ 反応タンクのエアレーション装置を間欠運転し、好気時間、無酸素時間の調整を行う。
- ・ 処理水のBOD、アンモニア、硝酸イオン及び亜硝酸イオンの濃度から無酸素時間の調整を行う。
- ・ 年間を通じて硝化細菌が維持できるようにMLSSを調整する。
- ・ MLSSが一定となるように汚泥脱水を行う。
- ・ 無酸素時間帯に酸化還元電位（ORP）を測定し、無酸素状態の把握に努める。
- ・ 水質状況を考慮してエアレーション装置の間欠攪拌を行い、エネルギーの削減に努める。

### 3) 最終沈殿池

- ・ 定期的に汚泥界面の測定を行う。
- ・ 反応タンクのMLSS濃度を維持するとともに、活性汚泥が沈殿池から流出しないように返送汚泥量、汚泥脱水量の調整を行う。

### 4) 塩素接触水路

- ・ 処理水の消毒には固形塩素剤を使用する。
- ・ 固形塩素剤の充填管理を行う。
- ・ 残留塩素、大腸菌群数の試験結果から処理水との接触量を調整する。

### 5) 点 検

- ・ 月間業務計画表により各機器の点検整備を行う。

## 5. 中条浄化センター

### 1) スクリーンユニット

- ・ し渣は定期的に掻揚げ、掻取りを行う。
- ・ し渣は一般廃棄物としてながの環境エネルギーセンターへ搬出し焼却処分する。
- ・ 搬出したし渣の量は、計量検定済み計量器で計量した量とする。

### 2) 反応タンク

- ・ オキシデーションディッチ法を基本とし運転を行う。
- ・ 反応タンクMLSS濃度は流入水や放流水の水質等の状況に応じて設定値を変更する。
- ・ 好気時間、無酸素時間を設けて硝化脱窒運転を行い、窒素の除去を行う。
- ・ 反応タンクのエアレーション装置を間欠運転し、好気時間、無酸素時間の調整を行う。
- ・ 処理水のBOD、アンモニア、硝酸イオン及び亜硝酸イオンの濃度から無酸素時間の調整を行う。
- ・ 年間を通じて硝化細菌が維持できるようにMLSSを調整する。
- ・ MLSSが一定となるように余剰汚泥引抜量を決定し、引き抜きを行う。
- ・ 無酸素時間帯に酸化還元電位（ORP）を測定し、無酸素状態の把握に努める。
- ・ 水質状況を考慮してエアレーション装置の間欠攪拌を行い、エネルギーの削減に努める。

### 3) 最終沈殿池

- ・ 定期的に汚泥界面の測定を行う。
- ・ 反応タンクのMLSS濃度を維持するとともに、活性汚泥が沈殿池から流出しないように

返送汚泥量、余剰汚泥量の調整を行う。

#### 4) 塩素接触水路

- ・ 処理水の消毒には固形塩素剤を使用する。
- ・ 固形塩素剤の充填管理を行う。
- ・ 残留塩素、大腸菌群数の試験結果から処理水との接触量を調整する。

#### 5) 点 検

- ・ 月間業務計画表により各機器の点検整備を行う。

## 1 — 2 . 汚泥処理施設

### 1. 戸隠高原浄化センター

#### 1) 重力濃縮設備

- ・ 引き抜いた余剰汚泥は、汚泥濃縮槽に投入する。
- ・ 定期的に汚泥界面の測定を行う。
- ・ 濃縮槽から濃縮汚泥が流出しないように汚泥貯留槽に移送を行う。

#### 2) 汚泥脱水設備

- ・ 脱水機の運転は、反応タンクのMLSS濃度、最終沈殿池の汚泥界面等を考慮して、稼働日を設定する。
- ・ 脱水汚泥含水率が良好となるように高分子凝集剤を選定する。
- ・ 脱水汚泥含水率が最大で85%以下となるように高分子凝集剤及びポリ硫酸第二鉄の注入率の調整を行う。
- ・ 脱水汚泥の脱臭のため、ポリ硫酸第二鉄の注入を行う。

#### 3) 脱水汚泥の搬出

- ・ 脱水汚泥貯留ホップの容量(5 m<sup>3</sup>、5 t)を考慮して脱水汚泥の場外搬出を行う。
- ・ 脱水汚泥を場外搬出するときは、再利用処理への搬出を優先する。
- ・ トラックへ積み込む量がトラックの最大積載量を超えないようにホップを操作する。
- ・ 搬出した脱水汚泥の量は、ホップの重量計から読み取った値とする。

#### 4) 点 検

- ・ 月間業務計画表により各機器の点検整備を行う。
- ・ 遠心脱水機は、労働安全規則第141条に基づく定期自主検査を行う。

### 2. 豊岡浄化センター

#### 1) 重力濃縮設備

- ・ 引き抜いた余剰汚泥は、汚泥濃縮槽に投入する。
- ・ 定期的に汚泥界面の測定を行う。
- ・ 濃縮槽から濃縮汚泥が流出しないように汚泥貯留槽に移送を行う。

## 2) 汚泥脱水

- ・ 濃縮汚泥の脱水は移動脱水車の脱水機で行う。
- ・ 移動脱水車の運行及び脱水機の運転日は、反応タンクのMLSS濃度、最終沈殿池の汚泥界面等を考慮して設定する。
- ・ 脱水汚泥含水率が良好となるように高分子凝集剤を選定する。
- ・ 脱水汚泥含水率が最大で85%以下となるように高分子凝集剤及びポリ硫酸第二鉄の注入率の調整を行う。
- ・ 脱水汚泥の脱臭のため、ポリ硫酸第二鉄の注入を行う。

## 3) 脱水汚泥の搬出

- ・ 脱水汚泥は汚泥運搬車のコンテナに貯留し場外搬出を行う。
- ・ 脱水汚泥を場外搬出するときは、再利用処理への搬出を優先する。
- ・ トラックへ積み込む量がトラックの最大積載量を超えないように脱水を行う。
- ・ 搬出した脱水汚泥の量は、計量検定済み計量器で計量した量とする。

## 4) 点 検

- ・ 月間業務計画表により各機器の点検整備を行う。

# 3. 鬼無里浄化センター

## 1) 汚泥脱水設備

- ・ 脱水機の運転は、反応タンクのMLSS濃度、最終沈殿池の汚泥界面等を考慮して設定する。
- ・ 脱水汚泥含水率が良好となるように高分子凝集剤を選定する。
- ・ 脱水汚泥含水率が最大で83%以下となるように高分子凝集剤及びポリ硫酸第二鉄の注入率の調整を行う。
- ・ 脱水汚泥の脱臭のため、ポリ硫酸第二鉄の注入を行う。

## 2) 脱水汚泥の搬出

- ・ 脱水汚泥は汚泥運搬車のコンテナに貯留し場外搬出を行う。
- ・ 脱水汚泥を場外搬出するときは、再利用処理への搬出を優先する。
- ・ トラックへ積み込む量がトラックの最大積載量を超えないように脱水を行う。
- ・ 搬出した脱水汚泥の量は、計量検定済み計量器で計量した量とする。

## 3) 点 検

- ・ 月間業務計画表により各機器の点検整備を行う。

# 4. 信州新町浄化センター

## 1) 汚泥脱水設備

- ・ 脱水機の運転は、反応タンクのMLSS濃度、最終沈殿池の汚泥界面等を考慮して設定する。
- ・ 脱水汚泥含水率が良好となるように高分子凝集剤を選定する。
- ・ 脱水汚泥含水率が最大で83%以下となるように高分子凝集剤及びポリ硫酸第二鉄の注入率の調整を行う。

- ・ 脱水汚泥の脱臭のため、ポリ硫酸第二鉄の注入を行う。

## 2) 脱水汚泥の搬出

- ・ 脱水汚泥貯留ホップの容量（8 m<sup>3</sup>、8 t）を考慮して脱水汚泥の場外搬出を行う。
- ・ 脱水汚泥を場外搬出するときは、再利用処理への搬出を優先する。
- ・ トラックへ積み込む量がトラックの最大積載量を超えないようにホップを操作する。
- ・ 搬出した脱水汚泥の量は、計量検定済み計量器で計量した量とする。

## 3) 点 検

- ・ 月間業務計画表により各機器の点検整備を行う。

# 5. 中条浄化センター

## 1) 重力濃縮設備

- ・ 引き抜いた余剰汚泥は、汚泥濃縮槽に投入する。
- ・ 定期的に汚泥界面の測定を行う。
- ・ 濃縮槽から濃縮汚泥が流出しないように汚泥貯留槽に移送を行う。

## 2) 汚泥脱水設備

- ・ 脱水機の運転は、反応タンクのMLSS濃度、最終沈殿池の汚泥界面等を考慮して、稼働日を設定する。
- ・ 脱水汚泥含水率が良好となるように高分子凝集剤を選定する。
- ・ 脱水汚泥含水率が最大で84%以下となるように高分子凝集剤及びポリ硫酸第二鉄の注入率の調整を行う。
- ・ 脱水汚泥の脱臭のため、ポリ硫酸第二鉄の注入を行う。

## 3) 脱水汚泥の搬出

- ・ 脱水汚泥貯留ホップの容量（5 m<sup>3</sup>、4 t）を考慮して脱水汚泥の場外搬出を行う。
- ・ 脱水汚泥を場外搬出するときは、再利用処理への搬出を優先する。
- ・ トラックへ積み込む量がトラックの最大積載量を超えないようにホップを操作する。
- ・ 搬出した脱水汚泥の量は、計量検定済み計量器で計量した量とする。

## 4) 点 検

- ・ 月間業務計画表により各機器の点検整備を行う。

# 1 — 3 . 脱臭設備

- ・ 活性炭脱臭設備は臭気の状態に応じて運転を行う。
- ・ 臭気測定により臭気成分が検出された場合は原因調査、点検整備後、再測定を実施する。
- ・ 活性炭の交換は、風量及び臭気測定の結果で判断し、実施する。
- ・ 活性炭交換時にカートリッジの腐食状況及びパッキンの状況を確認し、必要に応じて修理

交換する。

- ・ ミストセパレーターの点検（水分の除去状況）・清掃を定期的に行う。
- ・ 水分の除去状況によって、ミストセパレーター内の担体を交換する。
- ・ 月間業務計画表により各機器の点検整備を行う。

## 1 — 4 . 水質管理

### 1. 戸隠高原浄化センター

- ・ 1-H 戸隠高原浄化センター水質測定一覧表参照

### 2. 豊岡浄化センター

- ・ 1-I 豊岡浄化センター水質測定一覧表参照

### 3. 鬼無里浄化センター

- ・ 1-J 鬼無里浄化センター水質測定一覧表参照

### 4. 信州新町浄化センター

- ・ 1-K 信州新町浄化センター水質測定一覧表参照

### 5. 中条浄化センター

- ・ 1-L 中条浄化センター水質測定一覧表参照

### 6. 広域監視

- ・ 戸隠高原処理区マンホール調査 (随時)
- ・ 豊岡処理区マンホール調査 (随時)
- ・ 鬼無里処理区マンホール調査 (随時)
- ・ 信州新町処理区マンホール調査 (随時)
- ・ 中条処理区マンホール調査 (随時)

### 7. 環境測定

- ・ 放流水試験 (5 処理場、月 2 回) 下水道法・水質汚濁防止法

- ・ 放流水河川影響調査 (5 処理場、別途計画)
- ・ 脱水汚泥成分分析 (5 処理場、年 1 回) 廃棄物処理法
- ・ 簡易臭気測定 (硫化水素、メチルメルカプタン、アンモニア)  
(各浄化センター脱臭設備、年 3 回、春期、夏期、秋期)  
(豊岡浄化センター除く)

## 8. 水質測定計画

- ・ 測定の詳細については、前年度末に作成する水質測定計画において決定する。
- ・ 計画に基づいて実施した測定の結果について、月毎に報告書を作成する。
- ・ 年度間に実施した測定の結果（濃度計校正を除く）を「水質年報」にまとめる。

## 1 — 5 . 燃料管理

### 1. 管理する燃料

- ・ 戸隠高原浄化センター：軽油（可搬式発電機）  
ガソリン（除雪機、草刈機、可搬式発電機）  
白灯油（管理棟暖房）  
LP ガス（給湯設備）
- ・ 豊岡浄化センター：ガソリン（草刈機）  
白灯油（暖房設備）
- ・ 鬼無里浄化センター：軽油（自家発設備）  
ガソリン（草刈機）  
白灯油（暖房設備）
- ・ 信州新町浄化センター：ガソリン（草刈機）  
白灯油（暖房設備）
- ・ 中条浄化センター：ガソリン（草刈機、高圧洗浄機）  
軽油（可搬式発電機）  
白灯油（暖房設備）  
LP ガス（給湯設備）
- ・ 移動脱水車用：軽油（移動脱水車）

### 2. 燃料漏洩時の対応

- ・ 戸隠高原浄化センター暖房用灯油に白灯油を受け入れる場合は、タンク残量と受入量、ホース接続状況等を確認し、受入開始から終了まで、常時、立ち会いを行う。
- ・ 鬼無里浄化センター自家発用タンクに軽油を受け入れる場合は、タンク残量と受入量、

ホース接続状況等を確認し、受入開始から終了まで、常時、立ち会いを行う。

- ・ 中条浄化センター暖房用灯油タンクに白灯油を受け入れる場合は、タンク残量と受入量、ホース接続状況等を確認し、受入開始から終了まで、常時、立ち会いを行う。
- ・ 薬品漏洩時は1-M燃料・薬品緊急時対応フローチャートに基づいて対応する。
- ・ 燃料の漏洩が確認された場合は緊急事態、雨水排水溝等から場外に漏洩する恐れがある場合は非常事態とし、速やかに担当者に連絡を行う。量・流出経路を確認し、土のう等を使用して燃料が場外に流出しないようにする。水処理系への流入が確認された場合は、影響調査を行う。
- ・ 場外に流出したことが確認された場合は、2-B水質事故等発生時の連絡体制に基づき、関係機関に連絡を行うとともに、河川影響調査を行う。
- ・ 少量の場合はオイルマットを使用して回収作業を行い、多量の場合は回収事業者を手配する。

### 3. その他

- ・ 保管する量は必要最小限にし、保管量と保管状況等を定期的に確認する。

## 1-6. 薬品管理

### 1. 管理する薬品

- ・ 戸隠高原浄化センター：高分子凝集剤（紛体10kg/袋）  
高分子凝集剤（溶解タンク、0.2%溶解、1.5m<sup>3</sup>タンク×2）  
ポリ硫酸第二鉄（貯留タンク、1,200Lタンク）  
固形塩素剤  
脱臭設備用活性炭—酸性ガス用（224kg）  
中性ガス用（240kg）  
塩基性ガス用（335kg）
- ・ 豊岡浄化センター：高分子凝集剤（液体10kg/箱）  
ポリ硫酸第二鉄（20kg/缶）  
固形塩素剤
- ・ 鬼無里浄化センター：高分子凝集剤（液体10kg/箱）  
高分子凝集剤（原液タンク、容量250L）  
ポリ硫酸第二鉄（貯留タンク、1,000Lタンク）  
固形塩素剤  
脱臭設備用活性炭—酸性ガス用（216kg）  
中性ガス用（180kg）  
塩基性ガス用（440kg）
- ・ 信州新町浄化センター：高分子凝集剤（液体10kg/箱）  
高分子凝集剤（原液タンク、容量250L）  
高分子凝集剤（溶解タンク、容量150L）





## 1 — 7 . 廃棄物管理

### 1. 廃棄物の分別・保管

- ・ 発生した廃棄物は、1-R. 廃棄物一覧表により、排出者の責任で分別、保管を行う。
- ・ 産業廃棄物の保管場所には掲示板（60×60cm）を設置する。  
（参考：脱水汚泥搬出ホoppaへの貯留は、産業廃棄物の保管には当たらない。）
- ・ 産業廃棄物及び一般廃棄物がそれぞれ混入しないように保管する。
- ・ 廃棄物処理事業者へ引き渡す場合及び特別な事情のある場合以外は、産業廃棄物の移動は行わない。
- ・ 特別管理産業廃棄物の保管状況について隔月（奇数月）で点検表により確認する。
- ・ 産業廃棄物の保管状況に不備があった場合は是正する。

### 2. 廃棄物の収集運搬処分

- ・ 1-R. 廃棄物一覧表により、排出者が維持管理委託受注者となる一般廃棄物及び産業廃棄物は、受注者の責任において収集運搬処分を行う。
- ・ 産業廃棄物の処理を処理業者へ委託する場合は、次の事項を遵守する。
  - ア）収集運搬及び処分について、それぞれ別々に契約書を用意すること。ただし、収集運搬と処分の両方を同一の業者が行う場合は1本の契約書で良い。
  - イ）契約を行う業者の許可証の写しにより許可状況を確認する。
  - ウ）収集運搬は、産業廃棄物の流出、飛散、臭気の発生しない方法により行う。
  - エ）処分委託契約においては、委託する業者と最終処分業者との契約書の写しにより最終処分を行う業者及び場所を確認する。
  - オ）産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡す場合は、マニフェストを発行する。
  - カ）上記のほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令を遵守して産業廃棄物の処理委託を実施する。
- ・ 下水道管理者が自ら行う発生汚泥等の収集運搬においては、下水道法に基づいて収集運搬を行う。
- ・ 下水道管理者が自ら行う発生汚泥等の収集運搬に使用する車両には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて表示を行い、必要な書面を備え付ける。
- ・ 各浄化センターから発生した沈砂は東部浄化センターに運搬し、東部浄化センター沈砂池ポンプ棟沈砂機械室（地下1F）沈砂スキップホイススト内に投入する。尚、搬入時東部浄化センター計量器で計量する。
- ・ 維持管理委託受注者が、し渣を一般廃棄物として収集運搬を行う場合は、一般廃棄物収集運搬業許可（可燃（し渣））の取得を確認する。

### 3. 法令に基づく報告等

- 1) 戸隠高原浄化センター、豊岡浄化センター、信州新町浄化センター及び中条浄化センター
  - ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて、「産業廃棄物処理計画書」及び「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」を作成し、毎年6月30日までに廃棄物対策課へ提出する。
- 2) 中条浄化センター
  - ・ 長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づいて、「準産業廃棄物処理計画書」及び「準産業廃棄物処理計画実施状況報告書」を作成し、毎年6月30日までに廃棄物対策課へ提出する。

### 3) 共 通

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて、「産業廃棄物管理票交付状況報告書」を作成し、毎年6月30日までに廃棄物対策課へ提出する。

## 1 — 8 . エネルギー管理

### 1. エネルギー管理

- ・ エネルギー管理については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づいて定められた事項について実施するほか、長野市上下水道局エネルギー管理要領により管理する。
- ・ 設備個別のエネルギー管理は、東部浄化センターエネルギー管理標準に準じる。

## 1 — 9 . 地球温暖化防止対策

### 1. 地球温暖化防止対策

- ・ 地球温暖化防止対策は、地球温暖化対策の推進に関する法律及び長野県地球温暖化対策条例に基づいて定められた事項について実施するほか、長野市地球温暖化防止実行計画による。

# 1 - A. 処理施設容量

日最大汚水量で計算

## 1. 戸隠高原浄化センター

### 処理能力

晴天時日最大汚水量 3,300 m<sup>3</sup>/日 2池使用時

### 処理水量

日平均汚水量 1,070 m<sup>3</sup>/日 2池使用時  
 日最大汚水量 2,520 m<sup>3</sup>/日 〃  
 時間最大汚水量 4,970 m<sup>3</sup>/日 〃 (207.1m<sup>3</sup>/h)

### 処理水質

流入平均BOD 250 mg/l  
 流入平均SS 200 mg/l

### 汚水分水槽

寸法 3.0×2.5×0.6 m  
 容量 4.95 m<sup>3</sup>/池  
 池数 1 池  
 分水可動堰 2 門

### 反応タンク

処理方法 好気活性汚泥法  
 型式 無終端循環方式  
 池断面積 12.41 m<sup>2</sup>  
 池長 135.25 m  
 容積 1,678 m<sup>3</sup>  
 池数 2 池  
 M L S S 4,000 mg/l  
 BOD容積負荷 0.19 kg/m<sup>3</sup>日  
 BOD-SS負荷 0.047 kgBOD/kgSS日

### 曝気装置

型式 スクリュー型曝気機  
 酸素供給量 14.8 kgO<sub>2</sub>/時間 4基 (2基/1池)  
 10.8 kgO<sub>2</sub>/時間 4基 (2基/1池)

### 最終沈殿池

型式 放射流円形沈殿池  
 寸法 17.0φ×3.0 m  
 容量 681 m<sup>3</sup>/池  
 池数 2 池  
 水面積負荷 5.6 m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>日  
 沈殿時間 13.0 時間  
 越流せき長さ 53.4 m/池  
 越流せき負荷 23.6 m<sup>3</sup>/m日  
 放流BOD 15.0 mg/l

放 流 S S	30.0	mg/l	
B O D 除 去 率	94.0	%	(反応タンク+終沈) 除去率
S S 除 去 率	85.0	%	(反応タンク+終沈) 除去率
余 剩 汚 泥 固 形 物 量	378	kg/日	
余 剩 汚 泥 濃 度	6,500	mg/l	
余 剩 汚 泥 量	58	m <sup>3</sup> /日	

#### 塩素接触水路

寸	法	1.1×23.0×1.5	m
水 路	数	1	水路
容	量	38.0	m <sup>3</sup>
接 触 時 間		21.7	分
使 用 薬 品		固形塩素剤	

#### 汚泥濃縮槽

寸	法	4.0φ×3.0	m
容	積	37.8	m <sup>3</sup> /槽
槽	数	1	槽
固 形 物 負 荷		30.0	kg/m <sup>2</sup> 日
濃 縮 時 間		15.6	時間
濃 縮 汚 泥 量		21.8	m <sup>3</sup> /日
濃 縮 汚 泥 濃 度		2.0	%

#### 汚泥貯留槽

寸	法	4.0×3.7×2.5	m
容	積	37.0	m <sup>3</sup> /槽
槽	数	1	槽

#### 汚泥脱水機

型	式	ハッケージ型遠心脱水機	
能	力	7	m <sup>3</sup> /時間 投入汚泥濃度2%
台	数	1	台

#### スカムピット

寸	法	1.5×1.5×2.1	m
容	積	4.7	m <sup>3</sup> /槽
槽	数	1	槽

## 2. 豊岡浄化センター

#### 処 理 能 力

晴天時日最大汚水量	1,100	m <sup>3</sup> /日
-----------	-------	-------------------

#### 処 理 水 量

日 平 均 汚 水 量	590	m <sup>3</sup> /日	
日 最 大 汚 水 量	750	m <sup>3</sup> /日	
時 間 最 大 汚 水 量	1,400	m <sup>3</sup> /日	58.3m <sup>3</sup> /h

### 処理水質

流入平均 B O D	200	mg/l
流入平均 S S	200	mg/l

### 反応タンク

処 理 方 法	サリテーションデイツ法	(POD法)
型 式	円環状循環流水路式	
池 断 面 積	18.0	m <sup>2</sup>
池 長	61.5	m
容 積	1,107	m <sup>3</sup>
池 数	1	池
M L S S	4,000	mg/l
B O D 容 積 負 荷	0.14	kg/m <sup>3</sup> 日
B O D - S S 負 荷	0.03	kgBOD/kgSS日

### 曝気装置

型 式	スクリー型曝気機	
酸素供給量	7.32	kgO <sup>2</sup> /時間 6基

### 最終沈殿池

型 式	放射流円形沈殿池	
寸 法	13.3φ×3.0	m
容 量	417	m <sup>3</sup> /池
池 数	1	池
水 面 積 負 荷	5.4	m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> 日
沈 殿 時 間	13.3	時間
越 流 せ き 長 さ	41.8	m/池
越 流 せ き 負 荷	17.9	m <sup>3</sup> /m日
放 流 B O D	15.0	mg/l
放 流 S S	30.0	mg/l
B O D 除 去 率	92.5	% (反応タンク+終沈) 除去率
S S 除 去 率	85.0	% (反応タンク+終沈) 除去率
余 剰 汚 泥 固 形 物 量	112.5	kg/日
余 剰 汚 泥 濃 度	6,000	mg/l
余 剰 汚 泥 量	18.8	m <sup>3</sup> /日

### 塩素接触水路

寸 法	1.0×20.0×0.7	m
水 路 数	1	水路
容 量	14.0	m <sup>3</sup>
接 触 時 間	26.9	分
使 用 薬 品	固形塩素剤	

### 汚泥濃縮槽

寸 法	2.5×2.5×2.9	m
容 積	18.3	m <sup>3</sup> /槽
槽 数	1	槽
固 形 物 負 荷	17.9	kg/m <sup>2</sup> 日

濃縮時間	23.4	時間
濃縮汚泥量	7.5	m <sup>3</sup> /日
濃縮汚泥濃度	1.5	%

#### 汚泥貯留槽

寸法	2.5×2.5×2.1	m
容積	13.1	m <sup>3</sup> /槽
槽数	1	槽

#### スカムピット

寸法	1.5φ×1.9	m
容積	3.36	m <sup>3</sup> /槽
槽数	1	槽

### 3. 鬼無里浄化センター

#### 処理能力

晴天時日最大汚水量	640	m <sup>3</sup> /日
-----------	-----	-------------------

#### 処理水量

日平均汚水量	263	m <sup>3</sup> /日	
日最大汚水量	358	m <sup>3</sup> /日	
時間最大汚水量	669	m <sup>3</sup> /日	27.9m <sup>3</sup> /h

#### 処理水質

流入平均BOD	190	mg/l
流入平均SS	150	mg/l

#### 汚水ピット

型式	マンホール形状ポンプ場	
寸法	1.5	m 内径
〃	4.3	m マンホール深
〃	2.1	m 流入管管深
有効容量	3.3	m <sup>3</sup>

#### 汚水ポンプ

ポンプ揚水量	0.9	m <sup>3</sup> /分	(54m <sup>3</sup> /時間)
ポンプ台数	2	台	

#### 反応タンク

処理方法	サニテーションデイチ法	(POD法)
型式	円環状循環流水路式	
池断面積	9.3	m <sup>2</sup>
池長	32.7	m
容積	304.11	m <sup>3</sup>
池数	2	池
M L S S	4,000	mg/l

B O D 容 積 負 荷	0.112	kg/m <sup>3</sup> 日
B O D - S S 負 荷	0.03	kgBOD/kgSS日

#### 曝 気 装 置

型	式	スクリー型曝気機
酸 素 供 給 量	7.32	kgO <sub>2</sub> /時間 4基 (2基/1池)

#### 最 終 沈 殿 池

型	式	放射流円形沈殿池
寸	法	7.0φ×3.0 m
容	量	115.5 m <sup>3</sup> /池
池	数	2 池
水 面 積 負 荷	4.7	m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> 日
沈 殿 時 間	15.5	時間
越 流 せ き 長 さ	18.8	m/池
越 流 せ き 負 荷	9.5	m <sup>3</sup> /m日
放 流 B O D	15.0	mg/l
放 流 S S	25.0	mg/l
B O D 除 去 率	92.1	% (反応タンク+終沈) 除去率
S S 除 去 率	83.3	% (反応タンク+終沈) 除去率

#### 塩素接触水路

寸	法	1.0×12.0×0.7 m
水 路	数	1 水路
容 量	8.4	m <sup>3</sup>
接 触 時 間	33.8	分
使 用 薬 品		固形塩素剤

#### 汚泥濃縮槽 (休止中)

寸	法	2.6×2.6×3.5 m
容 積	18.9	m <sup>3</sup> /槽
槽 数	1	槽

#### 汚泥貯留槽 (休止中)

寸	法	2.5×2.5×3.0 m
容 積	18.8	m <sup>3</sup> /槽
槽 数	1	槽

#### 汚泥脱水機

型	式	多重板型 スクリープレス
能 力	7	kg-DS/時間
台 数	1	台

#### 返 流 水 槽

寸	法	2.6×1.05 m	(最大水深 3.0m)
容 積	6.90	m <sup>3</sup> /槽	
槽 数	1	槽	

#### 4. 信州新町浄化センター

##### 処理能力

晴天時日最大汚水量 900 m<sup>3</sup>/日

##### 処理水量

日平均汚水量 575 m<sup>3</sup>/日  
 日最大汚水量 784 m<sup>3</sup>/日  
 時間最大汚水量 1,468 m<sup>3</sup>/日 61.2m<sup>3</sup>/h

##### 処理水質

流入平均BOD 190 mg/l  
 流入平均SS 150 mg/l

##### 反応タンク

処理方法 活性沈殿法 (POD法)  
 型式 円環状循環流水路式  
 池断面積 16.2 m<sup>2</sup>  
 池長 55.6 m  
 容積 901 m<sup>3</sup>  
 池数 1 池  
 M L S S 3,750 mg/l  
 BOD容積負荷 0.17 kg/m<sup>3</sup>日  
 BOD-SS負荷 0.04 kgBOD/kgSS日  
 余剰汚泥固形物量 88.2 kg/日

##### 曝気装置

型式 スクリュー型曝気機  
 酸素供給量 7.32 kgO<sub>2</sub>/時間 5基

##### 最終沈殿池

型式 放射流円形沈殿池  
 寸法 12.0φ×3.0 m  
 容量 339.3 m<sup>3</sup>/池  
 池数 1 池  
 水面積負荷 6.93 m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>日  
 沈殿時間 10.4 時間  
 越流せき長さ 37.7 m/池  
 越流せき負荷 20.8 m<sup>3</sup>/m日  
 放流BOD 15.0 mg/l  
 放流SS 30.0 mg/l  
 BOD除去率 92.1 % (反応タンク+終沈) 除去率  
 SS除去率 80.0 % (反応タンク+終沈) 除去率



### 塩素接触水路

寸	法	1.0×16.0×1.0	m
水	路	数	1
容	量	16.0	m <sup>3</sup>
接	触	時	29.4
使	用	薬	分
品		固形塩素剤	

### 汚泥濃縮槽 (休止中)

寸	法	2.5×2.5×2.9	m
容	積	18.1	m <sup>3</sup> /槽
槽	数	1	槽

### 汚泥貯留槽 (休止中)

寸	法	2.5×2.5×3.6	m
容	積	22.5	m <sup>3</sup> /槽
槽	数	1	槽

### 汚泥脱水機

型	式	多重円盤外胴式	
能	力	スクリーンプレス	
台	数	7	kg-DS/時間
		1	台

### スカムピット

寸	法	1.5φ×2.0	m
容	積	3.50	m <sup>3</sup> /槽
槽	数	1	槽

## 5. 中条浄化センター

### 処理能力

晴天時日最大汚水量	800	m <sup>3</sup> /日
-----------	-----	-------------------

### 処理水量

日平均汚水量	590	m <sup>3</sup> /日
日最大汚水量	750	m <sup>3</sup> /日
時間最大汚水量	1,400	m <sup>3</sup> /日
		58.3m <sup>3</sup> /h

### 処理水質

流入平均BOD	210	mg/l
流入平均SS	200	mg/l

### 反応タンク

処	理	方	法	サリテーションテッチ法	(POD法)
型			式	円環状循環流水路式	
池	断	面	積	15.3	m <sup>2</sup>
池			長	52.5	m
容			積	803	m <sup>3</sup>

池	数	1	池
M L S S		4,000	mg/l
B O D 容 積 負 荷		0.20	kg/m <sup>3</sup> 日
B O D - S S 負 荷		0.05	kgBOD/kgSS日

#### 曝 気 装 置

型	式	スクリー型曝気機	
酸 素 供 給 量		7.32	kgO <sub>2</sub> /時間 4基

#### 最 終 沈 殿 池

型	式	放射流円形沈殿池	
寸	法	11.3φ×3.0	m
容	量	301	m <sup>3</sup> /池
池	数	1	池
水 面 積 負 荷		7.5	m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> 日
沈 殿 時 間		9.6	時間
越 流 せ き 長 さ		32.7	m/池
越 流 せ き 負 荷		22.9	m <sup>3</sup> /m日
放 流 B O D		15.0	mg/l
放 流 S S		20.0	mg/l
B O D 除 去 率		92.9	% (反応タンク+終沈) 除去率
S S 除 去 率		90.0	% (反応タンク+終沈) 除去率
余 剰 汚 泥 固 形 物 量		112.5	kg/日
余 剰 汚 泥 濃 度		6,000	mg/l
余 剰 汚 泥 量		18.8	m <sup>3</sup> /日

#### 塩 素 接 触 水 路

寸	法	1.2×10.05×0.7	m
水 路	数	1	水路
容	量	8.4	m <sup>3</sup>
接 触 時 間		16.2	分
使 用 薬 品		固形塩素剤	

#### 汚 泥 濃 縮 槽

寸	法	2.5×2.5×2.15	m
容	積	13.4	m <sup>3</sup> /槽
槽	数	1	槽
固 形 物 負 荷		18.0	kg/m <sup>2</sup> 日
濃 縮 時 間		17.2	時間
濃 縮 汚 泥 量		7.5	m <sup>3</sup> /日
濃 縮 汚 泥 濃 度		1.5	%

#### 汚 泥 貯 留 槽

寸	法	5.6×3.25	m	(最大水深 2.8m)
容	積	42.0	m <sup>3</sup> /槽	
槽	数	1	槽	

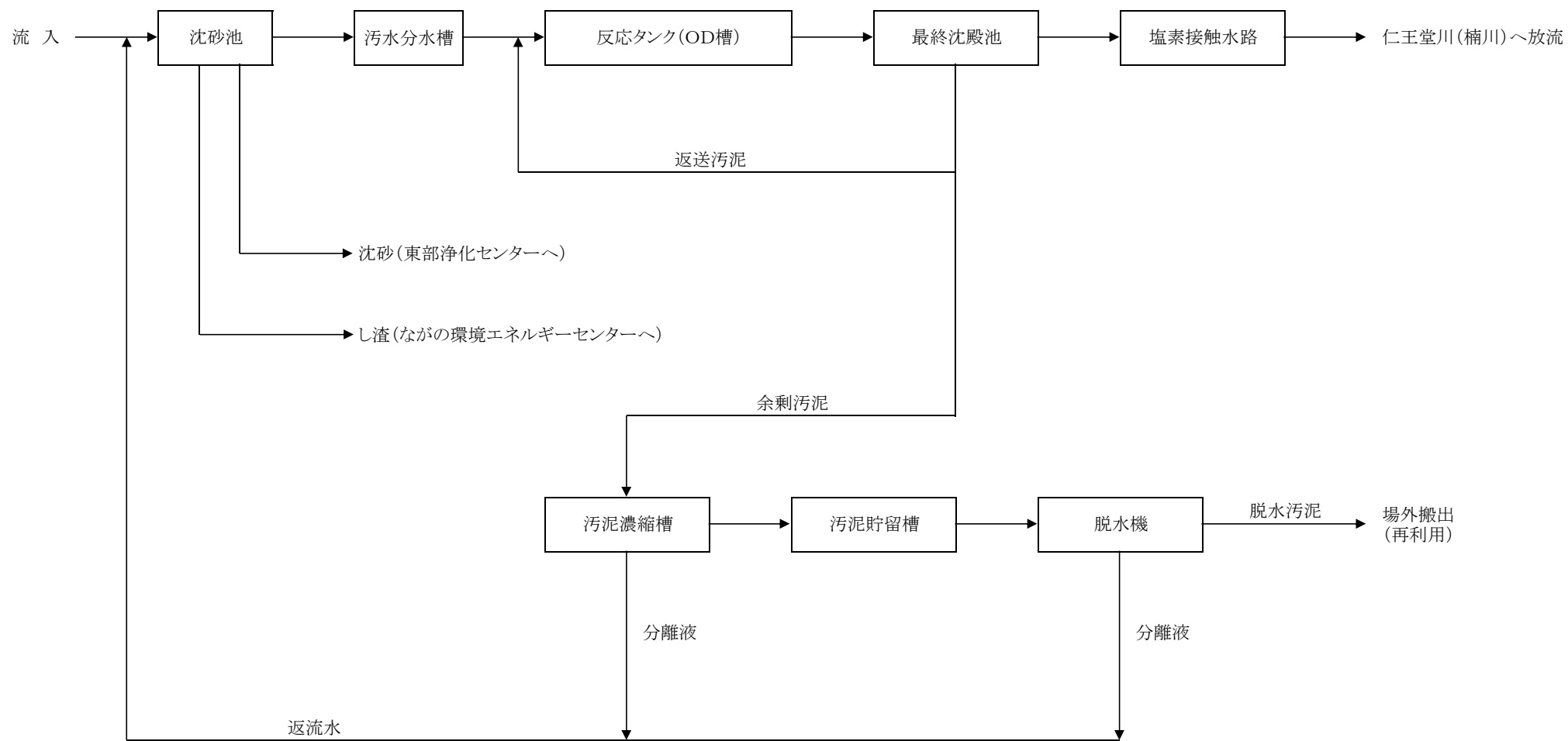
汚泥脱水機

型	式	ベルトプレス式	ろ布幅	0.5m
能	力	50	kg-DS/時間	
台	数	1	台	

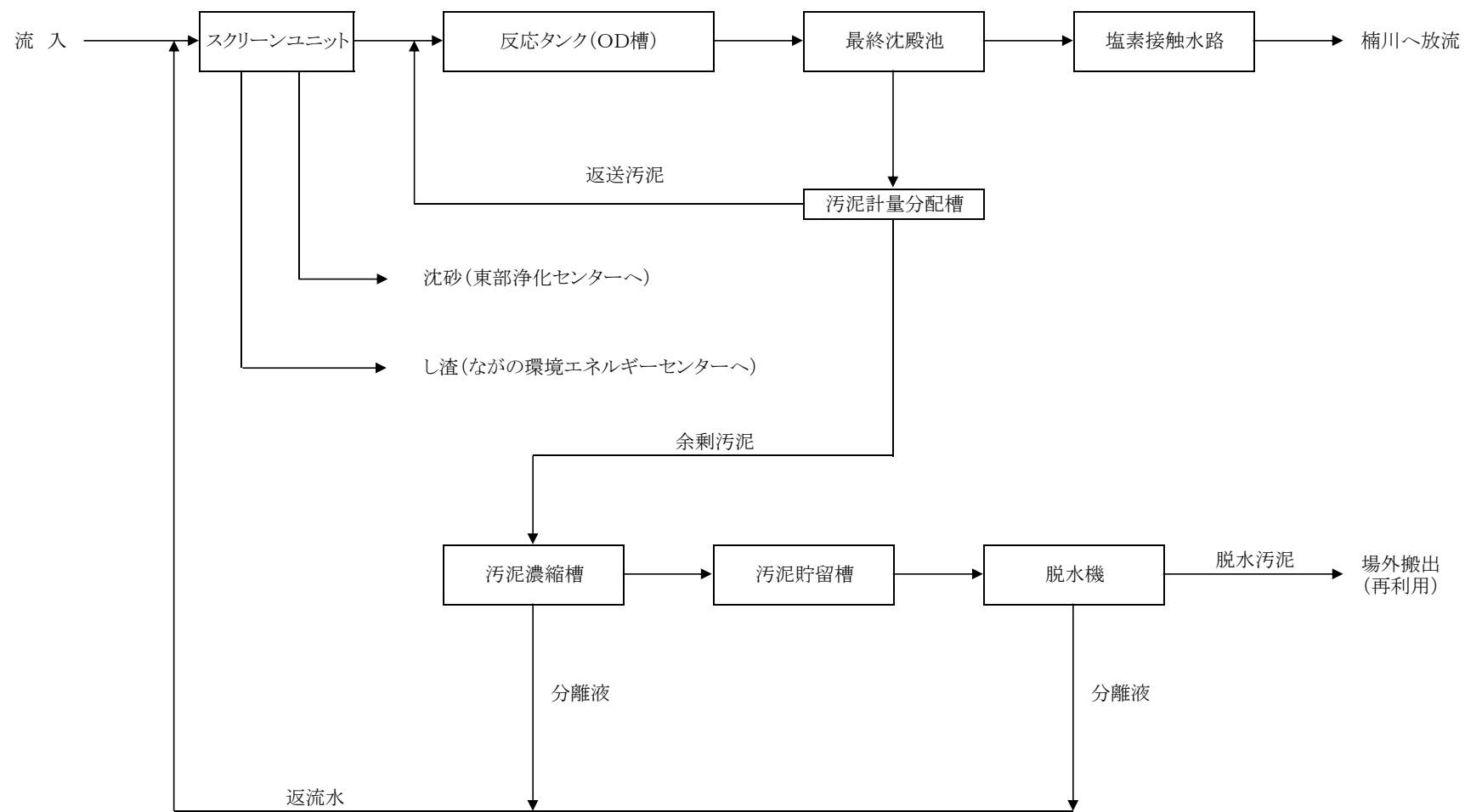
返流水槽

寸	法	5.6×1.95	m	(最大水深 2.8m)
容	積	27.0	m <sup>3</sup> /槽	
槽	数	1	槽	

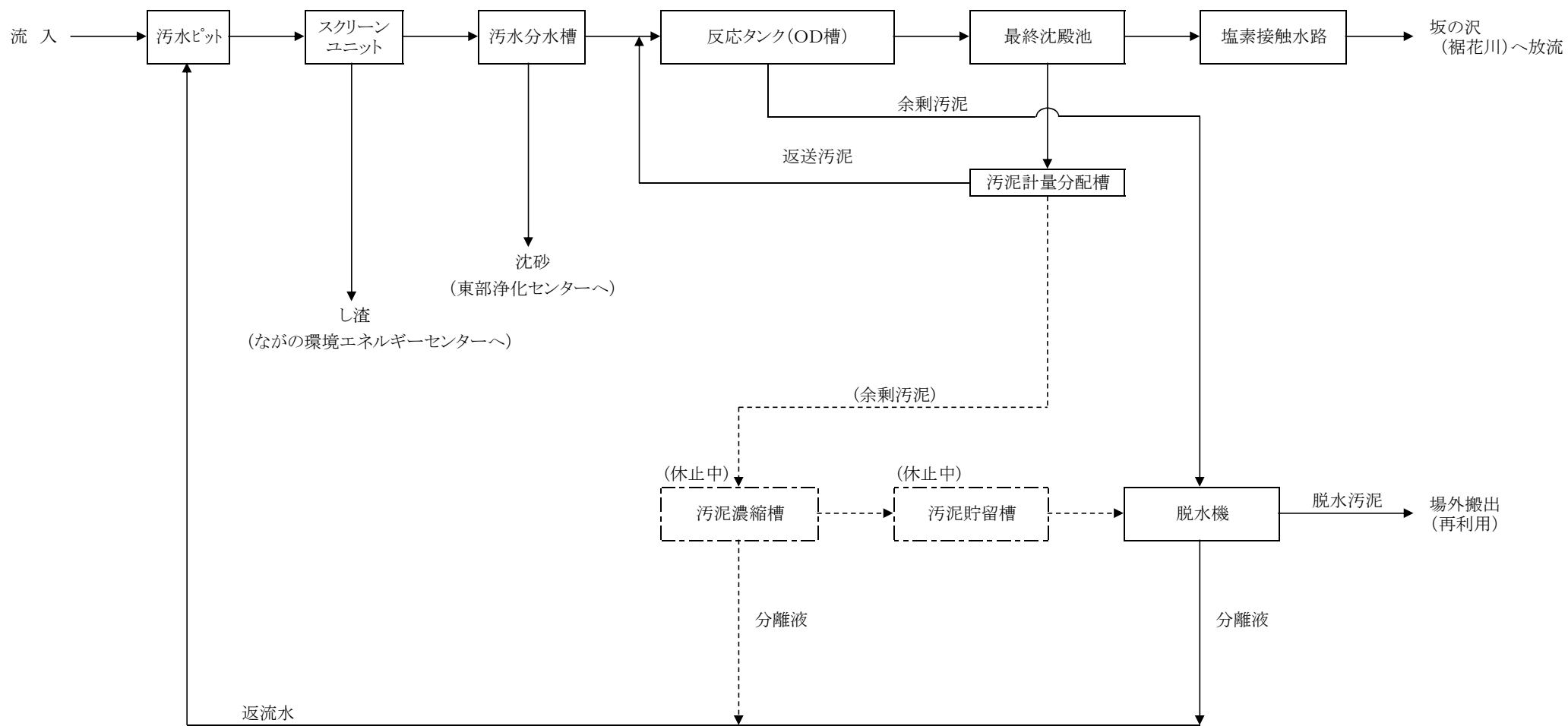
1-B 戸隠高原浄化センター処理フローシート



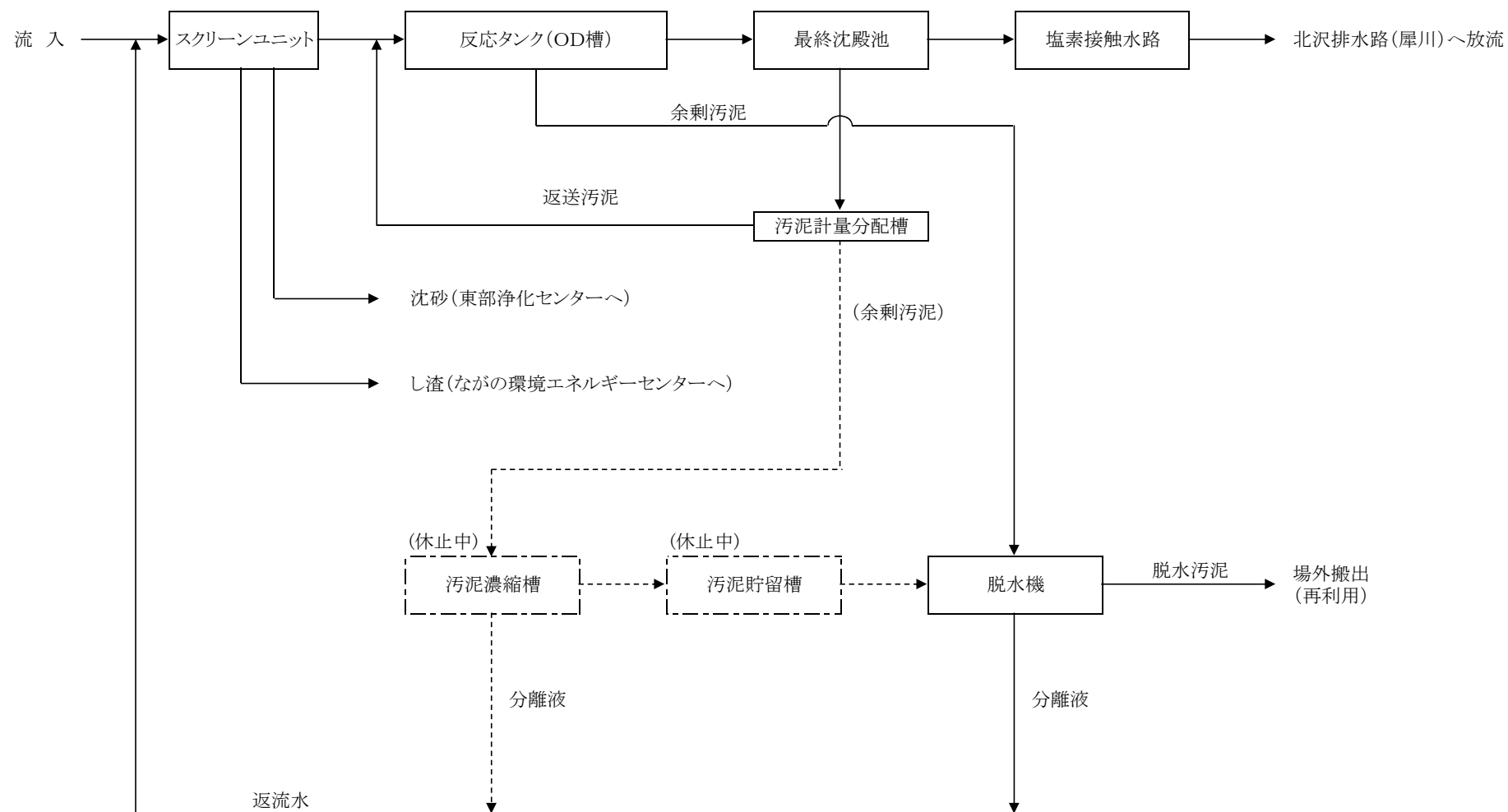
1-C 豊岡浄化センター処理フローシート



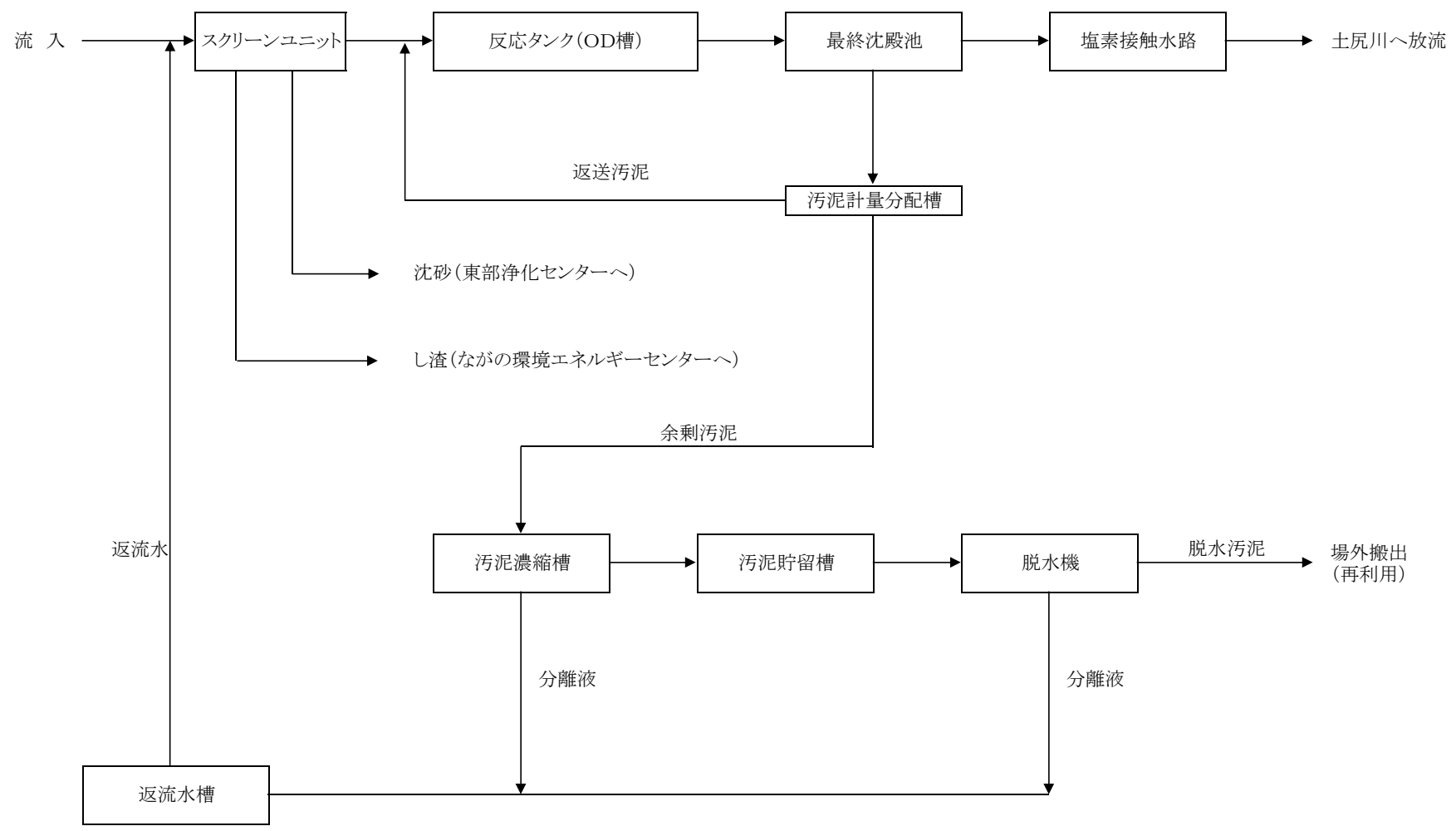
1-D 鬼無里浄化センター処理フローシート



1-E 信州新町浄化センター処理フローシート

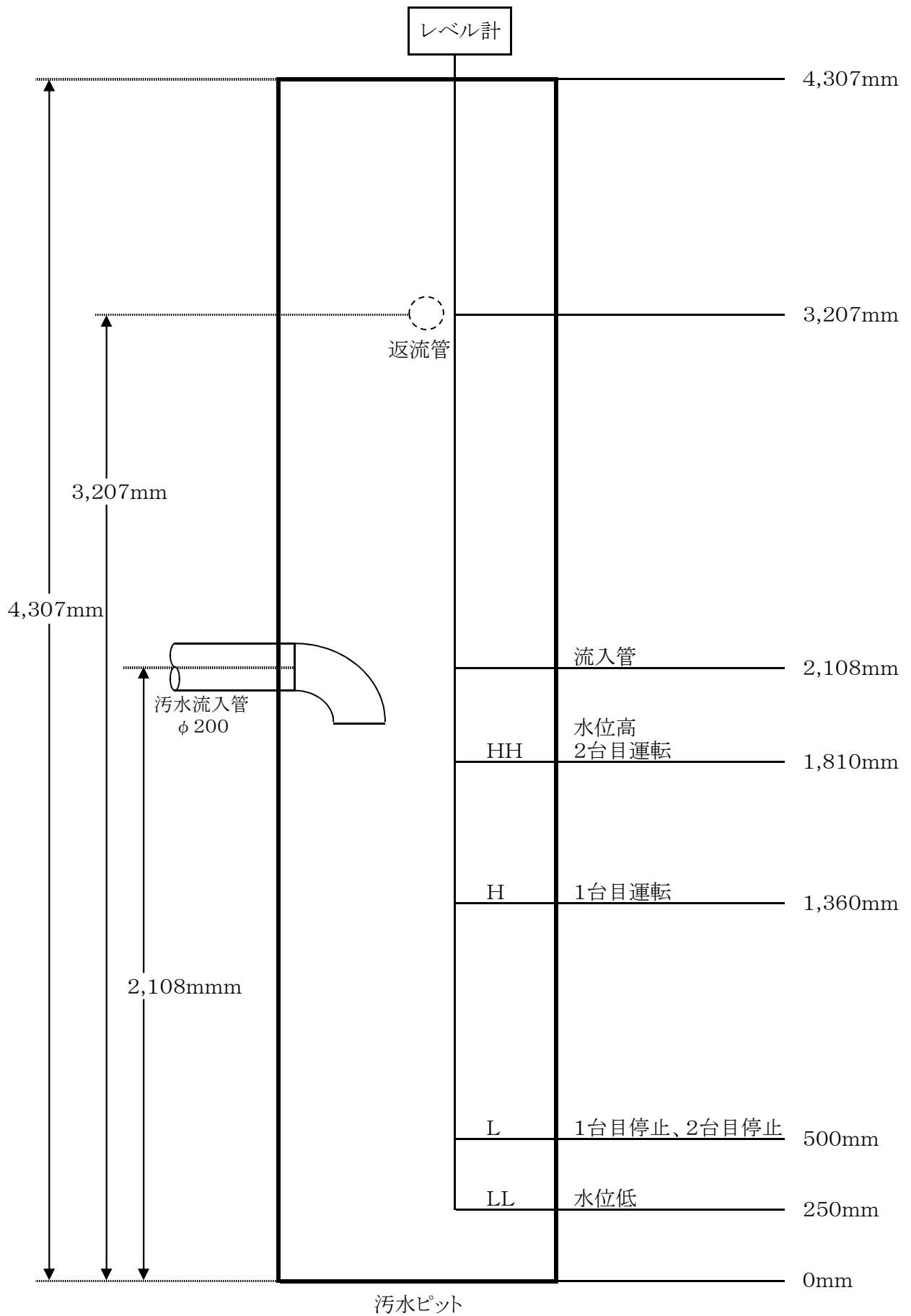


1-F 中条浄化センター処理フローシート





1-G 鬼無里浄化センター汚水ポンプ運転水位



# 1-H 戸隠浄化センター水質測定一覧表

分析等名称	形態	測定回数	根拠	サンプリング場所	分析項目概要	備考
連続測定	包括委託	連続	下水道法第21条第2項 下水道法施行令第13条	水処理	DO	計装
				水処理	返送汚泥濃度	
				汚泥処理	給泥汚泥濃度	
日常試験(水処理)	包括委託	週2回	下水道法第21条第2項 下水道法施行令第13条	流入水	透視度	
				OD槽	SV、MLSS(測定器)	×2槽
				最終沈殿地	汚泥ゾーン、透視度	×2池
				返送汚泥	RSSS(測定器)	×2
				放流水	透視度、残塩	
日常試験(水処理)	包括委託	週1回	下水道法第21条第2項 下水道法施行令第13条	流入水	日常試験(週2回)+水温、pH、EC、COD、SS	
				OD槽	日常試験(週2回)+水温、pH、EC	×2槽
				最終沈殿地	日常試験(週2回)+水温、pH、EC	×2池
				返送汚泥	日常試験(週2回)+泥温、pH、EC	×2
				放流水	日常試験(週2回)+水温、pH、EC	
定期試験 (放流水試験・水処理)	水質担当 包括委託	月2回	下水道法第21条第1項 下水道法施行令第12条第1項 水質汚濁防止法第14条 化管法(PRTR)第5条第1項	流入水	日常試験(週1、2回)+BOD、T-N、NH4-N、NO3-N、NO2-N、T-P	
				OD槽	日常試験(週1、2回)+生物検鏡、MLSS、MLVSS	×2槽
				最終沈殿地	日常試験(週1、2回)+NH4-N、NO3-N、NO2-N	×2池
				返送汚泥	日常試験(週1、2回)+RSSS、RSVSS	×2
				放流水	水質基準項目+COD	性能達成要件の確認
精密試験(水処理)	水質担当	年4回	下水道法第21条第2項 下水道法施行令第12条第2項	流入水 放流水	水質基準項目、放流水試験と兼ねる。	
全項目試験(水処理)	水質担当 一部包括	年2回	下水道法第21条第2項 下水道法施行令第12条第2項	流入水 放流水	水質基準項目、放流水試験、精密試験と兼ねる。	
日常試験(汚泥処理)	包括委託	脱水時	下水道法第21条第2項 下水道法施行令第13条	脱水汚泥	含水率(水分計)	2回/日(AM、PM)
汚泥試験(脱水時)	包括委託	月2回	下水道法第21条第2項 下水道法施行令第13条	重力濃縮汚泥	泥温、pH、EC、TS、有機分、汚泥ゾーン	
				脱水機投入汚泥	泥温、pH、EC、TS、有機分	
				脱水汚泥	含水率、有機分	
				脱水分離液	水温、pH、EC、SS	
日常試験(汚泥処理)	包括委託	搬出時	下水道法第21条第2項 下水道法施行令第13条	沈砂	含水率、有機分	
搬出脱水汚泥試験(包括)	水質担当	月1回程度	包括仕様書第21条第3項	脱水汚泥	含水率	性能達成要件の確認
汚泥全項目試験	包括委託	年1回	廃掃法施行令第6条第1項第3号ハ	脱水汚泥	含有試験・溶出試験項目	
通日試験(水処理)	水質担当 一部包括	年1回	下水道法第21条第2項	流入水	pH、EC、BOD、SS、T-N、NH4-N、NO3-N、NO2-N、T-P	流入1時間ごと
		年3回		流入水	pH、EC、BOD、SS、T-N、NH4-N、NO3-N、NO2-N、T-P	混合、最大
簡易臭気測定(検知管法)	包括委託	年3回	下水道法施行令第13条	脱水機室	硫化水素、メチルメルカプタン、アンモニア	
河川影響調査	水質担当	別途計画		別途計画	水温、pH、EC、BOD、SS、T-N、NH4-N、NO3-N、NO2-N、T-P、塩化物イオン	

1-I 豊岡浄化センター水質測定一覧表

分析等名称	形態	測定回数	根拠	サンプリング場所	分析項目概要	備考
連続測定	包括委託	連続	下水道法第21条第2項	水処理	DO	計装
日常試験(水処理)	包括委託	週2回	下水道法第21条第2項 下水道法施行令第13条	流入水	透視度	
				OD槽	SV、MLSS(測定器)	
				最終沈殿地	汚泥ゾーン、透視度	
				返送汚泥	RSSS(測定器)	
				放流水	透視度、残塩	
日常試験(水処理)	包括委託	週1回	下水道法第21条第2項 下水道法施行令第13条	流入水	日常試験(週2回)+水温、pH、EC、COD、SS	
				OD槽	日常試験(週2回)+水温、pH、EC	
				最終沈殿地	日常試験(週2回)+水温、pH、EC	
				返送汚泥	日常試験(週2回)+泥温、pH、EC	
				放流水	日常試験(週2回)+水温、pH、EC	
定期試験 (放流水試験・水処理)	水質担当 包括委託	月2回	下水道法第21条第1項 下水道法施行令第12条第1項 水質汚濁防止法第14条 化管法(PRTR)第5条第1項	流入水	日常試験(週1、2回)+BOD、T-N、NH4-N、NO3-N、NO2-N、T-P	
				OD槽	日常試験(週1、2回)+生物検鏡、MLSS、MLVSS	
				最終沈殿地	日常試験(週1、2回)+NH4-N、NO3-N、NO2-N	
				返送汚泥	日常試験(週1、2回)+RSSS、RSVSS	
				放流水	水質基準項目+COD	
精密試験(水処理)	水質担当	年4回	下水道法第21条第2項 下水道法施行令第12条第2項	流入水 放流水	水質基準項目、放流水試験と兼ねる。	
全項目試験(水処理)	水質担当 一部包括	年2回	下水道法第21条第2項 下水道法施行令第12条第2項	流入水 放流水	水質基準項目、放流水試験、精密試験と兼ねる。	
日常試験(汚泥処理)	包括委託	脱水時	下水道法第21条第2項 下水道法施行令第13条	脱水汚泥	含水率(水分計)	2回/日(AM、PM)
汚泥試験(脱水時)	包括委託	月2回	下水道法第21条第2項 下水道法施行令第13条	重力濃縮汚泥	泥温、pH、EC、TS、有機分、汚泥ゾーン	
				脱水機投入汚泥	泥温、pH、EC、TS、有機分	
				脱水汚泥	含水率、有機分	
				脱水分離液	水温、pH、EC、SS	
日常試験(汚泥処理)	包括委託	搬出時	下水道法第21条第2項 下水道法施行令第13条	沈砂	含水率、有機分	
搬出脱水汚泥試験(包括)	水質担当	月1回程度	包括仕様書第21条第3項	脱水汚泥	含水率	性能達成要件の確認
汚泥全項目試験	包括委託	年1回	廃掃法施行令第6条第1項第3号ハ	脱水汚泥	含有試験・溶出試験項目	
通日試験(水処理)	水質担当 一部包括	年1回	下水道法第21条第2項	流入水	pH、EC、BOD、SS、T-N、NH4-N、NO3-N、NO2-N、T-P	流入1時間ごと
		年3回		流入水	pH、EC、BOD、SS、T-N、NH4-N、NO3-N、NO2-N、T-P	混合、最大
河川影響調査	水質担当	別途計画		別途計画	水温、pH、EC、BOD、SS、T-N、NH4-N、NO3-N、NO2-N、T-P、塩化物イオン	

# 1-J 鬼無里浄化センター水質測定一覧表

分析等名称	形態	測定回数	根 拠	サンプリング場所	分析項目概要	備 考
連続測定	包括委託	連続	下水道法第21条第2項	水処理	DO	計装
日常試験(水処理)	包括委託	週2回	下水道法第21条第2項 下水道法施行令第13条	流入水	透視度	
				OD槽	SV、MLSS(測定器)	×2槽
				最終沈殿地	汚泥ゾーン、透視度	×2池
				返送汚泥	RSSS(測定器)	×2
				放流水	透視度、残塩	
日常試験(水処理)	包括委託	週1回	下水道法第21条第2項 下水道法施行令第13条	流入水	日常試験(週2回)+水温、pH、EC、COD、SS	
				OD槽	日常試験(週2回)+水温、pH、EC	×2槽
				最終沈殿地	日常試験(週2回)+水温、pH、EC	×2池
				返送汚泥	日常試験(週2回)+泥温、pH、EC	×2
				放流水	日常試験(週2回)+水温、pH、EC	
定期試験 (放流水試験・水処理)	水質担当 包括委託	月2回	下水道法第21条第1項 下水道法施行令第12条第1項 水質汚濁防止法第14条 化管法(PRTR)第5条第1項	流入水	日常試験(週1、2回)+BOD、T-N、NH4-N、NO3-N、NO2-N、T-P	
				OD槽	日常試験(週1、2回)+生物検鏡、MLSS、MLVSS	×2槽
				最終沈殿地	日常試験(週1、2回)+NH4-N、NO3-N、NO2-N	×2池
				返送汚泥	日常試験(週1、2回)+RSSS、RSVSS	×2
				放流水	水質基準項目+COD	性能達成要件の確認
精密試験(水処理)	水質担当	年4回	下水道法第21条第2項 下水道法施行令第12条第2項	流入水 放流水	水質基準項目、放流水試験と兼ねる。	
全項目試験(水処理)	水質担当 一部包括	年2回	下水道法第21条第2項 下水道法施行令第12条第2項	流入水 放流水	水質基準項目、放流水試験、精密試験と兼ねる。	
日常試験(汚泥処理)	包括委託	脱水時	下水道法第21条第2項 下水道法施行令第13条	脱水汚泥	含水率(水分計)	2回/日(AM、PM)
汚泥試験(脱水時)	包括委託	月2回	下水道法第21条第2項 下水道法施行令第13条	脱水機投入汚泥	泥温、pH、EC、TS、有機分	
				脱水汚泥	含水率、有機分	
				脱水分離液	水温、pH、EC、SS	
搬出脱水汚泥試験(包括)	水質担当	月1回程度	包括仕様書第21条第3項	脱水汚泥	含水率	性能達成要件の確認
汚泥全項目試験	包括委託	年1回	廃掃法施行令第6条第1項第3号ハ	脱水汚泥	含有試験・溶出試験項目	
通日試験(水処理)	水質担当 一部包括	年1回	下水道法第21条第2項	流入水	pH、EC、BOD、SS、T-N、NH4-N、NO3-N、NO2-N、T-P	流入1時間ごと
		年3回		流入水	pH、EC、BOD、SS、T-N、NH4-N、NO3-N、NO2-N、T-P	混合、最大
簡易臭気測定(検知管法)	包括委託	年3回	下水道法施行令第13条	脱水機室	硫化水素、メチルメルカプタン、アンモニア	
河川影響調査	水質担当	別途計画		別途計画	水温、pH、EC、BOD、SS、T-N、NH4-N、NO3-N、NO2-N、T-P、塩化物イオン	

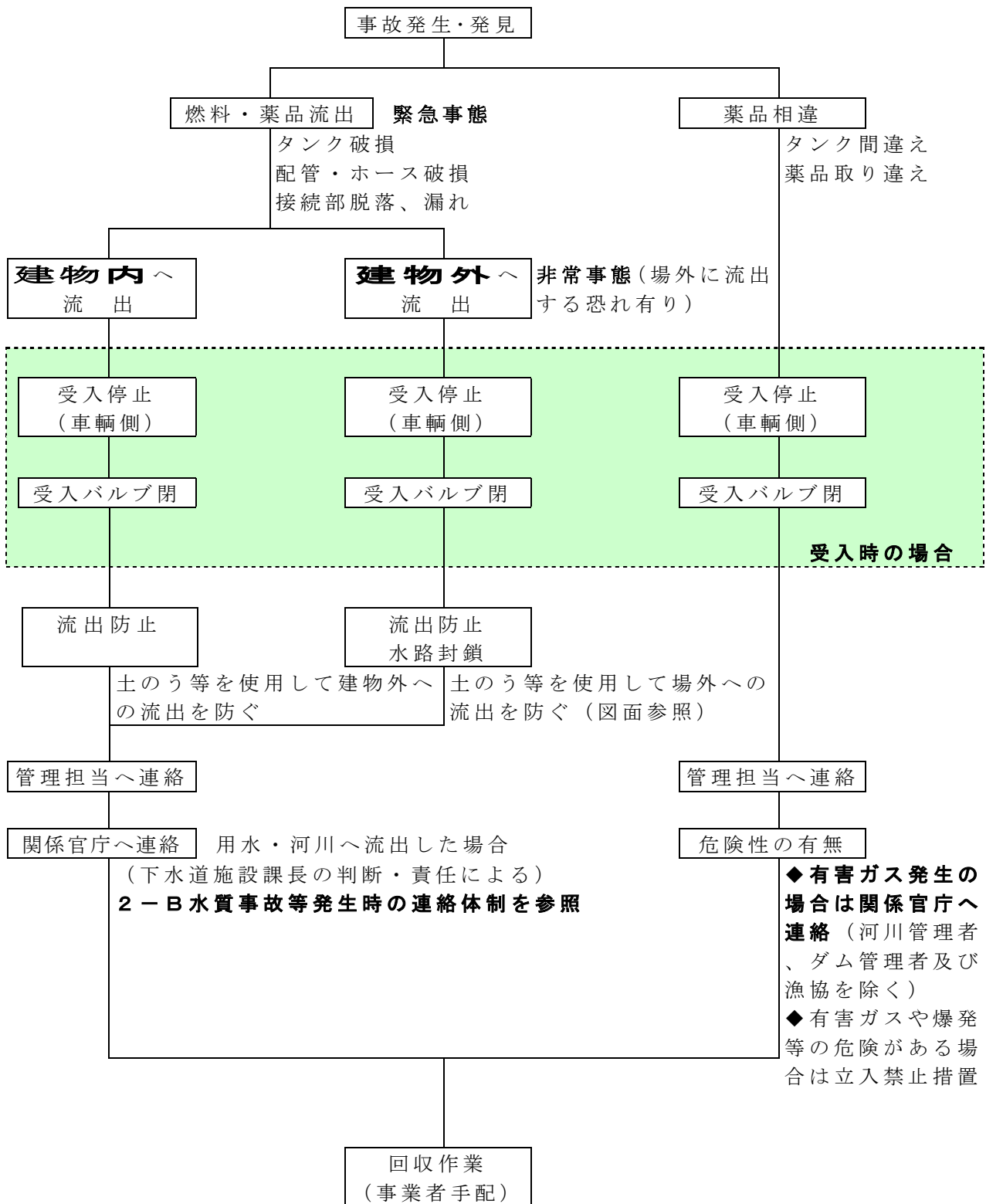
# 1-K 信州新町浄化センター水質測定一覧表

分析等名称	形態	測定回数	根 拠	サンプリング場所	分析項目概要	備 考
連続測定	包括委託	連続	下水道法第21条第2項	水処理	DO	計装
日常試験(水処理)	包括委託	週2回	下水道法第21条第2項 下水道法施行令第13条	流入水	透視度	
				OD槽	SV、MLSS(測定器)	
				最終沈殿地	汚泥ゾーン、透視度	
				返送汚泥	RSSS(測定器)	
				放流水	透視度、残塩	
日常試験(水処理)	包括委託	週1回	下水道法第21条第2項 下水道法施行令第13条	流入水	日常試験(週2回)+水温、pH、EC、COD、SS	
				OD槽	日常試験(週2回)+水温、pH、EC	
				最終沈殿地	日常試験(週2回)+水温、pH、EC	
				返送汚泥	日常試験(週2回)+泥温、pH、EC	
				放流水	日常試験(週2回)+水温、pH、EC	
定期試験 (放流水試験・水処理)	水質担当 包括委託	月2回	下水道法第21条第1項 下水道法施行令第12条第1項 水質汚濁防止法第14条 化管法(PRTR)第5条第1項	流入水	日常試験(週1、2回)+BOD、T-N、NH4-N、NO3-N、NO2-N、T-P	
				OD槽	日常試験(週1、2回)+生物検鏡、MLSS、MLVSS	
				最終沈殿地	日常試験(週1、2回)+NH4-N、NO3-N、NO2-N	
				返送汚泥	日常試験(週1、2回)+RSSS、RSVSS	
				放流水	水質基準項目+COD	
精密試験(水処理)	水質担当	年4回	下水道法第21条第2項 下水道法施行令第12条第2項	流入水 放流水	水質基準項目、放流水試験と兼ねる。	
全項目試験(水処理)	水質担当 一部包括	年2回	下水道法第21条第2項 下水道法施行令第12条第2項	流入水 放流水	水質基準項目、放流水試験、精密試験と兼ねる。	
日常試験(汚泥処理)	包括委託	週2回	下水道法第21条第2項 下水道法施行令第13条	脱水汚泥	含水率(水分計)	2回/日(AM、PM)
汚泥試験(脱水時)	包括委託	月2回	下水道法第21条第2項 下水道法施行令第13条	脱水機投入汚泥	泥温、pH、EC、TS、有機分	
				脱水汚泥	含水率、有機分	
				脱水分離液	水温、pH、EC、SS	
搬出脱水汚泥試験(包括)	水質担当	月1回程度	包括仕様書第21条第3項	脱水汚泥	含水率	性能達成要件の確認
汚泥全項目試験	包括委託	年1回	廃掃法施行令第6条第1項第3号ハ	脱水汚泥	含有試験・溶出試験項目	
通日試験(水処理)	水質担当 一部包括	年1回	下水道法第21条第2項	流入水	pH、EC、BOD、SS、T-N、NH4-N、NO3-N、NO2-N、T-P	流入1時間ごと
		年3回		流入水	pH、EC、BOD、SS、T-N、NH4-N、NO3-N、NO2-N、T-P	混合、最大
簡易臭気測定(検知管法)	包括委託	年3回	下水道法施行令第13条	脱水機室	硫化水素、メチルメルカプタン、アンモニア	
河川影響調査	水質担当	別途計画		別途計画	水温、pH、EC、BOD、SS、T-N、NH4-N、NO3-N、NO2-N、T-P、塩化物イオン	

# 1-L 中条浄化センター水質測定一覧表

分析等名称	形態	測定回数	根 拠	サンプリング場所	分析項目概要	備 考
連続測定	包括委託	連続	下水道法第21条第2項	水処理	DO	計装
日常試験(水処理)	包括委託	週2回	下水道法第21条第2項 下水道法施行令第13条	流入水	透視度	
				OD槽	SV、MLSS(測定器)	
				最終沈殿地	汚泥ゾーン、透視度	
				返送汚泥	RSSS(測定器)	
				放流水	透視度、残塩	
日常試験(水処理)	包括委託	週1回	下水道法第21条第2項 下水道法施行令第13条	流入水	日常試験(週2回)+水温、pH、EC、COD、SS	
				OD槽	日常試験(週2回)+水温、pH、EC	
				最終沈殿地	日常試験(週2回)+水温、pH、EC	
				返送汚泥	日常試験(週2回)+泥温、pH、EC	
				放流水	日常試験(週2回)+水温、pH、EC	
定期試験 (放流水試験・水処理)	水質担当 包括委託	月2回	下水道法第21条第1項 下水道法施行令第12条第1項 水質汚濁防止法第14条 化管法(PRTR)第5条第1項	流入水	日常試験(週1、2回)+BOD、T-N、NH4-N、NO3-N、NO2-N、T-P	
				OD槽	日常試験(週1、2回)+生物検鏡、MLSS、MLVSS	
				最終沈殿地	日常試験(週1、2回)+NH4-N、NO3-N、NO2-N	
				返送汚泥	日常試験(週1、2回)+RSSS、RSVSS	
				放流水	水質基準項目+COD	
精密試験(水処理)	水質担当	年4回	下水道法第21条第2項 下水道法施行令第12条第2項	流入水 放流水	水質基準項目、放流水試験と兼ねる。	
全項目試験(水処理)	水質担当 一部包括	年2回	下水道法第21条第2項 下水道法施行令第12条第2項	流入水 放流水	水質基準項目、放流水試験、精密試験と兼ねる。	
日常試験(汚泥処理)	包括委託	脱水時	下水道法第21条第2項 下水道法施行令第13条	脱水汚泥	含水率(水分計)	2回/日(AM、PM)
汚泥試験(脱水時)	包括委託	月2回	下水道法第21条第2項 下水道法施行令第13条	重力濃縮汚泥	泥温、pH、EC、TS、有機分、汚泥ゾーン	
				脱水機投入汚泥	泥温、pH、EC、TS、有機分	
				脱水汚泥	含水率、有機分	
				脱水分離液	水温、pH、EC、SS	
日常試験(汚泥処理)	包括委託	搬出時	下水道法第21条第2項 下水道法施行令第13条	沈砂	含水率、有機分	
搬出脱水汚泥試験(包括)	水質担当	月1回程度	包括仕様書第21条第3項	脱水汚泥	含水率	性能達成要件の確認
汚泥全項目試験	包括委託	年1回	廃掃法施行令第6条第1項第3号ハ	脱水汚泥	含有試験・溶出試験項目	
通日試験(水処理)	水質担当 一部包括	年1回	下水道法第21条第2項	流入水	pH、EC、BOD、SS、T-N、NH4-N、NO3-N、NO2-N、T-P	流入1時間ごと
		年3回		流入水	pH、EC、BOD、SS、T-N、NH4-N、NO3-N、NO2-N、T-P	混合、最大
簡易臭気測定(検知管法)	包括委託	年3回	下水道法施行令第13条	脱水機室	硫化水素、メチルメルカプタン、アンモニア	
河川影響調査	水質担当	別途計画		別途計画	水温、pH、EC、BOD、SS、T-N、NH4-N、NO3-N、NO2-N、T-P、塩化物イオン	

# 1 - M. 燃料・薬品緊急時対応フローチャート

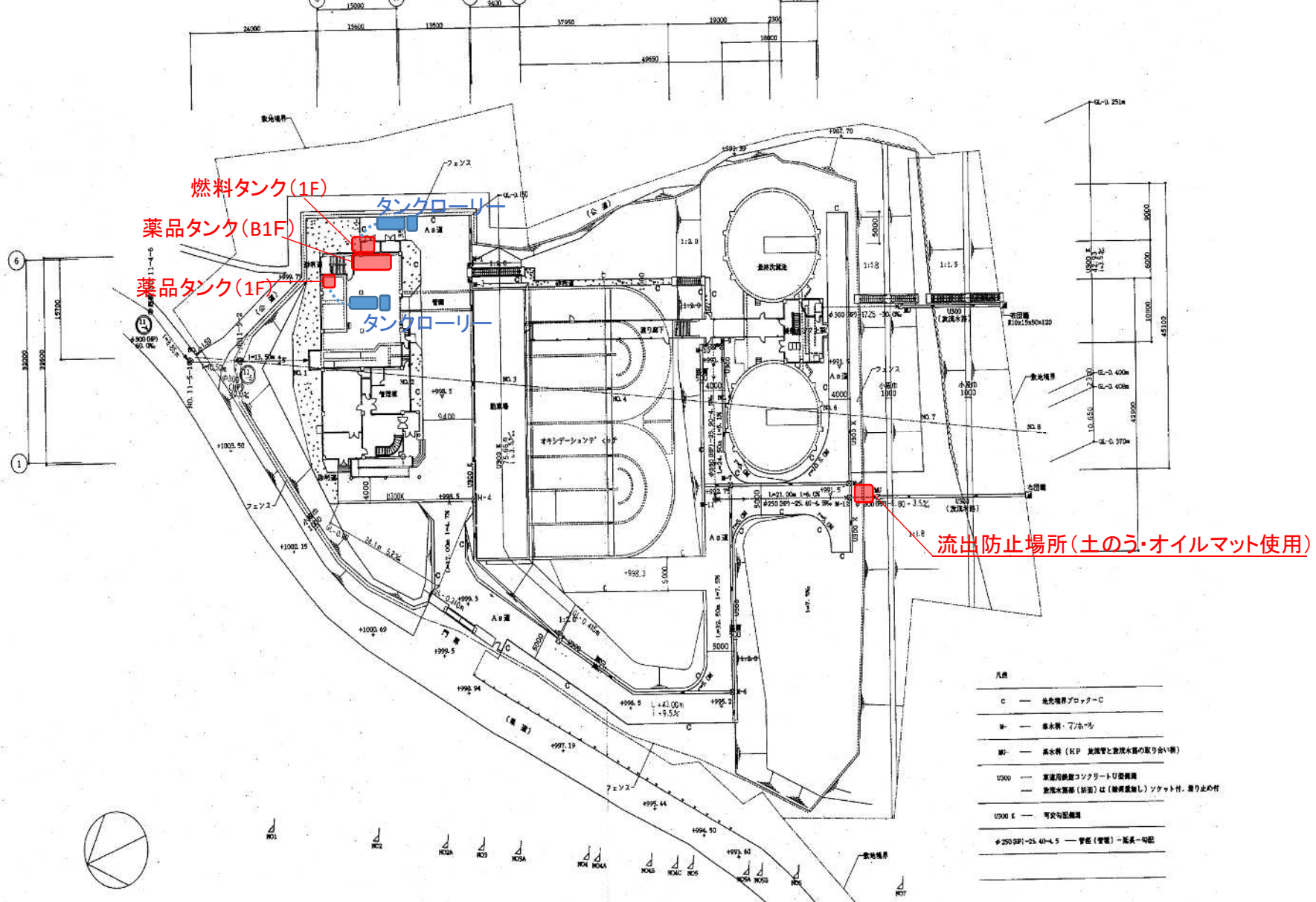


注①このフローは、燃料、ポリ硫酸第二鉄、高分子凝集剤に適用する。

②受入停止、バルブの操作は原則として納入業者が行うこと。

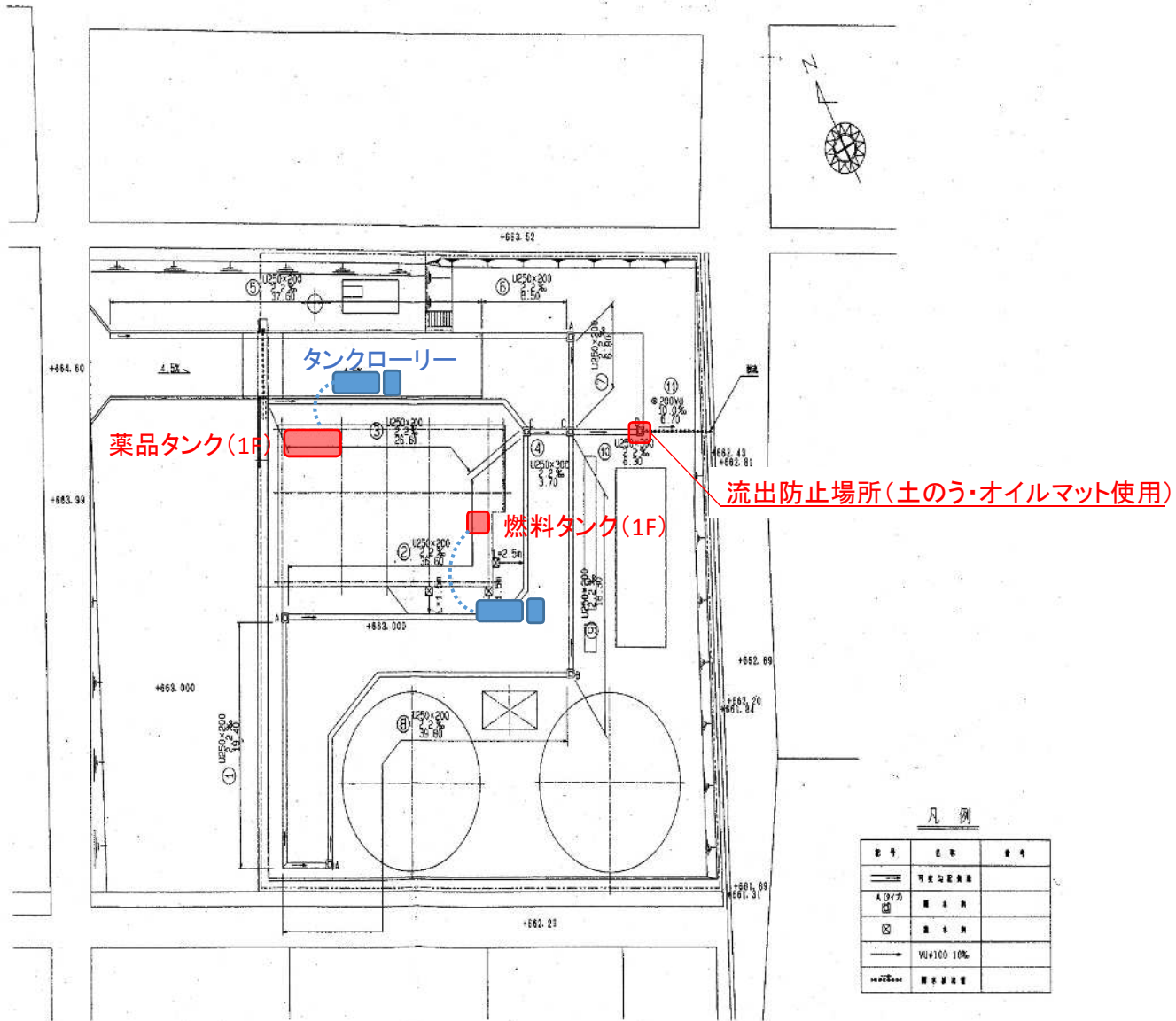
③事故が生じた場合の作業は、ゴーグル、手袋を使用すること。

戸隠高原浄化センター 燃料・薬品緊急時対応図

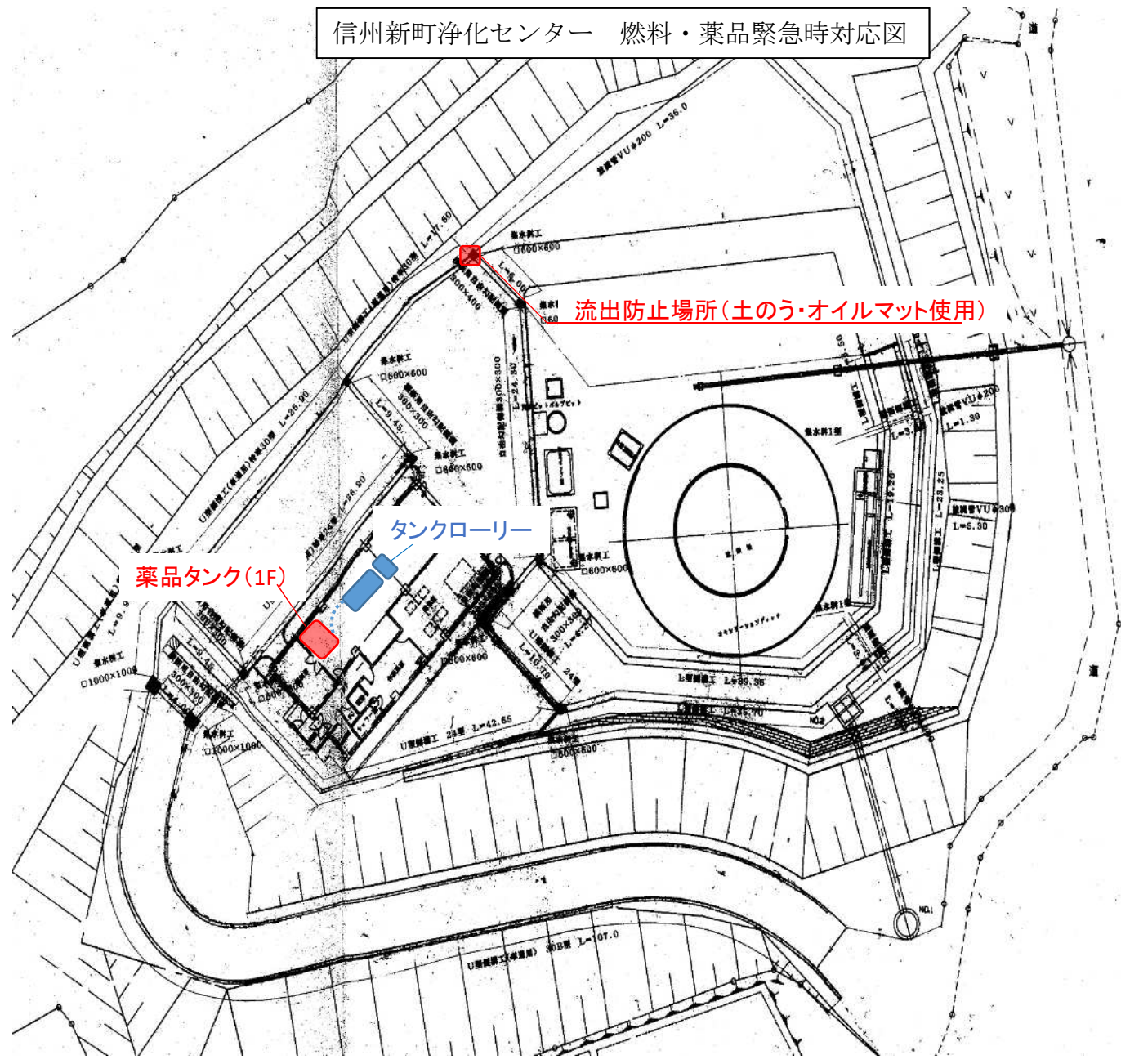




鬼無里浄化センター 燃料・薬品緊急時対応図



信州新町浄化センター 燃料・薬品緊急時対応図







## 1-R. 廃棄物一覧表

### 基本的事項

- 廃棄物の処理は、排出者の責任において収集運搬処分を行う。
- 個人所有の物品から発生した廃棄物は各自が責任を持って持ち帰る。
- 分別可能な物は極力分別する。
- 受注者が物品を購入し、使用または交換することによって発生した廃棄物の排出者は受注者である。
- 記載されていない物品の廃棄物は、記載されている物品に準じて分別、処分を行う。

### 関連法規

- 下水道法
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- 資源の有効利用の促進に関する法律
- 特定家庭用機器再商品化法
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

### 分別一覧

一般廃棄物	可燃ごみ(しさを含む) 不燃ごみ
産業廃棄物	汚泥(しさを含む) ガラス陶磁器くず 金属くず ゴムくず 廃プラ 廃油 燃えがら その他の産廃 特別管理産業廃棄物
資源	指定再資源化製品 缶類 びん類 古新聞 段ボール その他古紙 紙パック 機密文書 ペットボトル 特定家電 充電電池 プリンタートリスジ その他

1-R 廃棄物 分別 一覧表

物品例	発生源	発生場所	廃棄物の種類		保管方法	保管場所	排出者			長野市上下水道局 が排出者となる廃棄物の 収集運搬処分の方法
							長野市 上下 水道局	受注者	工事 請負者	
ティッシュ 掃除機ごみ 割り箸 食品容器 タバコの吸い殻等	事務活動・飲食	戸隠高原 浄化センター	一般廃棄物	可燃ごみ	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 2F給湯室		○		
		豊岡 浄化センター	一般廃棄物	可燃ごみ	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 2F給湯室		○		
		鬼無里 浄化センター	一般廃棄物	可燃ごみ	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 2F給湯室		○		
		信州新町 浄化センター	一般廃棄物	可燃ごみ	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 2F給湯室		○		
		中条 浄化センター	一般廃棄物	可燃ごみ	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 2F給湯室		○		
分析サンプル(汚泥ケーキ) SSろ紙等	水質試験業務	戸隠高原 浄化センター	一般廃棄物	可燃ごみ	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 1F水質試験室		○		
		豊岡 浄化センター	一般廃棄物	可燃ごみ	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 1F水質試験室		○		
		鬼無里 浄化センター	一般廃棄物	可燃ごみ	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 1F水質試験室		○		
		信州新町 浄化センター	一般廃棄物	可燃ごみ	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 1F水質試験室		○		
		中条 浄化センター	一般廃棄物	可燃ごみ	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 1F水質試験室		○		
し渣	下水処理業務	戸隠高原 浄化センター	一般廃棄物	可燃ごみ	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室	○			ながの環境エネ ギーセンターへ運搬
		豊岡 浄化センター	一般廃棄物	可燃ごみ	透明ポリ袋	スクリーンユニット 下	○			ながの環境エネ ギーセンターへ運搬
		鬼無里 浄化センター	一般廃棄物	可燃ごみ	透明ポリ袋		○			ながの環境エネ ギーセンターへ運搬
		信州新町 浄化センター	一般廃棄物	可燃ごみ	透明ポリ袋	信州新町 浄化センター 1F搬出室	○			ながの環境エネ ギーセンターへ運搬
		中条 浄化センター	一般廃棄物	可燃ごみ	透明ポリ袋	中条 浄化センター 1F搬出室	○			ながの環境エネ ギーセンターへ運搬
ウエス(油少量) 掃除機ごみ等	工事	戸隠高原 浄化センター	一般廃棄物	可燃ごみ	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室			○	
		豊岡 浄化センター	一般廃棄物	可燃ごみ	透明ポリ袋	豊岡 浄化センター			○	
		鬼無里 浄化センター	一般廃棄物	可燃ごみ	透明ポリ袋	鬼無里 浄化センター 1F搬出室			○	
		信州新町 浄化センター	一般廃棄物	可燃ごみ	透明ポリ袋	信州新町 浄化センター 1F搬出室			○	
		中条 浄化センター	一般廃棄物	可燃ごみ	透明ポリ袋	中条 浄化センター 1F搬出室			○	

物品例	発生源	発生場所	廃棄物の種類		保管方法	保管場所	排出者			長野市上下水道局が排出者となる廃棄物の収集運搬処分の方法
							長野市上下水道局	受注者	工事請負者	
湯のみ 茶碗 鍋・やかん アルミ	事務活動・飲食	戸隠高原 浄化センター	一般廃棄物	不燃ごみ	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 2F給湯室		○		
		豊岡 浄化センター	一般廃棄物	不燃ごみ	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 2F給湯室		○		
		鬼無里 浄化センター	一般廃棄物	不燃ごみ	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 2F給湯室		○		
		信州新町 浄化センター	一般廃棄物	不燃ごみ	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 2F給湯室		○		
		中条 浄化センター	一般廃棄物	不燃ごみ	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 2F給湯室		○		
ペットボトル 飲料缶 飲料ビン	飲食	戸隠高原 浄化センター		資源物	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 2F給湯室		○		
		豊岡 浄化センター		資源物	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 2F給湯室		○		
		鬼無里 浄化センター		資源物	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 2F給湯室		○		
		信州新町 浄化センター		資源物	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 2F給湯室		○		
		中条 浄化センター		資源物	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 2F給湯室		○		
新聞紙 古紙 ダンボール 雑誌	事務活動・飲食	戸隠高原 浄化センター		資源物	ひもで縛る	戸隠高原 浄化センター 2F給湯室		○		
		豊岡 浄化センター		資源物	ひもで縛る	戸隠高原 浄化センター 2F給湯室		○		
		鬼無里 浄化センター		資源物	ひもで縛る	戸隠高原 浄化センター 2F給湯室		○		
		信州新町 浄化センター		資源物	ひもで縛る	戸隠高原 浄化センター 2F給湯室		○		
		中条 浄化センター		資源物	ひもで縛る	戸隠高原 浄化センター 2F給湯室		○		
高分子凝集剤空袋	下水処理業務	戸隠高原 浄化センター	一般廃棄物	資源物(紙)	ひもで縛る	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
			産業廃棄物	廃プラ (ビニール袋)	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
		豊岡 浄化センター	一般廃棄物	資源物 (段ボール)	ひもで縛る	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
			産業廃棄物	廃プラ (ビニール容器)	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
		鬼無里 浄化センター	一般廃棄物	資源物 (段ボール)	ひもで縛る	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
			産業廃棄物	廃プラ (ビニール容器)	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
		信州新町 浄化センター	一般廃棄物	資源物 (段ボール)	ひもで縛る	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
			産業廃棄物	廃プラ (ビニール容器)	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
		中条 浄化センター	一般廃棄物	資源物 (段ボール)	ひもで縛る	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
			産業廃棄物	廃プラ (ビニール容器)	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		

物品例	発生源	発生場所	廃棄物の種類		保管方法	保管場所	排出者			長野市上下水道局 が排出者となる廃棄物 の収集運搬処分 の方法
							長野市 上下 水道局	受注者	工事 請負者	
し渣	下水処理業務	戸隠高原 浄化センター	産業廃棄物	汚泥	バケツ	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室	○			東部浄化センターへ 運搬
		豊岡 浄化センター	産業廃棄物	汚泥	バケツ	スクリーンユニット 下	○			東部浄化センターへ 運搬
		鬼無里 浄化センター	産業廃棄物	汚泥	バケツ		○			東部浄化センターへ 運搬
		信州新町 浄化センター	産業廃棄物	汚泥	バケツ	信州新町 浄化センター 1F搬出室	○			東部浄化センターへ 運搬
		中条 浄化センター	産業廃棄物	汚泥	バケツ	中条 浄化センター 1F搬出室	○			東部浄化センターへ 運搬
沈砂	下水処理業務	戸隠高原 浄化センター	産業廃棄物	汚泥	バケツ	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室	○			東部浄化センターへ 運搬
		豊岡 浄化センター	産業廃棄物	汚泥	バケツ	豊岡 浄化センター スクリーンユニット 下	○			東部浄化センターへ 運搬
		鬼無里 浄化センター	産業廃棄物	汚泥	バケツ		○			東部浄化センターへ 運搬
		信州新町 浄化センター	産業廃棄物	汚泥	バケツ	信州新町 浄化センター 1F搬出室	○			東部浄化センターへ 運搬
		中条 浄化センター	産業廃棄物	汚泥	バケツ	中条 浄化センター 1F搬出室	○			東部浄化センターへ 運搬
脱水汚泥	下水処理業務	戸隠高原 浄化センター	産業廃棄物	汚泥	現状	ケーキ貯留ホツパ	○			廃掃法に基づく委託 契約
		豊岡 浄化センター	産業廃棄物	汚泥	現状	収集運搬委託業 者所有コンテナ	○			廃掃法に基づく委託 契約
		鬼無里 浄化センター	産業廃棄物	汚泥	現状	収集運搬委託業 者所有コンテナ	○			廃掃法に基づく委託 契約
		信州新町 浄化センター	産業廃棄物	汚泥	現状	ケーキ貯留ホツパ	○			廃掃法に基づく委託 契約
		中条 浄化センター	産業廃棄物	汚泥	現状	ケーキ貯留ホツパ	○			廃掃法に基づく委託 契約
試薬びん(ガラス) 陶磁器製器具 ガラス器具 ガラス製センサー SSろ紙等	水質試験業務 下水処理業務	戸隠高原 浄化センター	産業廃棄物	ガラス陶磁器くず	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
		豊岡 浄化センター	産業廃棄物	ガラス陶磁器くず	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
		鬼無里 浄化センター	産業廃棄物	ガラス陶磁器くず	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
		信州新町 浄化センター	産業廃棄物	ガラス陶磁器くず	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
		中条 浄化センター	産業廃棄物	ガラス陶磁器くず	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		

物品例	発生源	発生場所	廃棄物の種類		保管方法	保管場所	排出者			長野市上下水道局 が排出者となる廃棄物 の収集運搬処分 の方法
							長野市 上下 水道局	受注者	工事 請負者	
検知管(アンモニア用)	下水処理業務	戸隠高原 浄化センター	産業廃棄物	ガラス陶磁器くず	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 1F試験室		○		
		鬼無里 浄化センター	産業廃棄物	ガラス陶磁器くず	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 1F試験室		○		
		信州新町 浄化センター	産業廃棄物	ガラス陶磁器くず	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 1F試験室		○		
		中条 浄化センター	産業廃棄物	ガラス陶磁器くず	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 1F試験室		○		
事務用品(プラ)	事務活動	戸隠高原 浄化センター	産業廃棄物	廃プラ	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター2F		○		
試薬びん(プラ)	水質試験業務	戸隠高原 浄化センター	産業廃棄物	廃プラ	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 1F水質試験室		○		
ポリ鉄容器(プラ) ブルーシート オイルマット (使用済み、油少 量)	下水処理業務	戸隠高原 浄化センター	産業廃棄物	廃プラ	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
		豊岡 浄化センター	産業廃棄物	廃プラ	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
		鬼無里 浄化センター	産業廃棄物	廃プラ	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
		信州新町 浄化センター	産業廃棄物	廃プラ	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
		中条 浄化センター	産業廃棄物	廃プラ	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
事務用品(金属製) 金属製試験器具 金属製部品 (ボルト、プーリー 等) 缶(飲食物以外) スプレー缶	事務活動 水質試験業務 下水処理業務	戸隠高原 浄化センター	産業廃棄物	金属くず	透明ポリ袋 (大きいものは 現状)	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
		豊岡 浄化センター	産業廃棄物	金属くず	透明ポリ袋 (大きいものは 現状)	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
		鬼無里 浄化センター	産業廃棄物	金属くず	透明ポリ袋 (大きいものは 現状)	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
		信州新町 浄化センター	産業廃棄物	金属くず	透明ポリ袋 (大きいものは 現状)	信州新町 浄化センター 1F搬出室		○		
		中条 浄化センター	産業廃棄物	金属くず	透明ポリ袋 (大きいものは 現状)	中条 浄化センター 1F搬出室		○		
廃乾電池	事務活動 水質試験業務 下水処理業務	戸隠高原 浄化センター	産業廃棄物	汚泥 金属くず	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 2F給湯室		○		
		豊岡 浄化センター	産業廃棄物	汚泥 金属くず	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 2F給湯室		○		
		鬼無里 浄化センター	産業廃棄物	汚泥 金属くず	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 2F給湯室		○		
		信州新町 浄化センター	産業廃棄物	汚泥 金属くず	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 2F給湯室		○		
		中条 浄化センター	産業廃棄物	汚泥 金属くず	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 2F給湯室		○		



物品例	発生源	発生場所	廃棄物の種類		保管方法	保管場所	排出者			長野市上下水道局 が排出者となる廃棄物 の収集運搬処分 の方法
							長野市 上下 水道局	受注者	工事 請負者	
分析機器(大型)	水質試験業務	戸隠高原 浄化センター	産業廃棄物	廃プラ 金属くず	現状	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
分析機器(小型)	水質試験業務	戸隠高原 浄化センター	産業廃棄物	廃プラ 金属くず	現状	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
		豊岡 浄化センター	産業廃棄物	廃プラ 金属くず	現状	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
		鬼無里 浄化センター	産業廃棄物	廃プラ 金属くず	現状	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
		信州新町 浄化センター	産業廃棄物	廃プラ 金属くず	現状	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
		中条 浄化センター	産業廃棄物	廃プラ 金属くず	現状	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
事務用品(ゴム製)	事務活動	戸隠高原 浄化センター	産業廃棄物	ゴムくず	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 2F給湯室		○		
パッキン類 Vベルト ゴムくず	下水処理業務	戸隠高原 浄化センター	産業廃棄物	ゴムくず	透明ポリ袋 (大きいものは 現状)	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
		豊岡 浄化センター	産業廃棄物	ゴムくず	透明ポリ袋 (大きいものは 現状)	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
		鬼無里 浄化センター	産業廃棄物	ゴムくず	透明ポリ袋 (大きいものは 現状)	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
		信州新町 浄化センター	産業廃棄物	ゴムくず	透明ポリ袋 (大きいものは 現状)	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
		中条 浄化センター	産業廃棄物	ゴムくず	透明ポリ袋 (大きいものは 現状)	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
グリス オイル ウエス(油多量) オイルマット (使用済み、油多 量)	下水処理業務	戸隠高原 浄化センター	産業廃棄物	廃油	廃油タンク 透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
		豊岡 浄化センター	産業廃棄物	廃油	廃油タンク 透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
		鬼無里 浄化センター	産業廃棄物	廃油	廃油タンク 透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
		信州新町 浄化センター	産業廃棄物	廃油	廃油タンク 透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
		中条 浄化センター	産業廃棄物	廃油	廃油タンク 透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
蛍光管 水銀灯電球 その他の電球	事務活動 下水処理業務	戸隠高原 浄化センター	産業廃棄物	ガラス陶磁器くず 金属くず	割れないように 保管	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
		豊岡 浄化センター	産業廃棄物	ガラス陶磁器くず 金属くず	割れないように 保管	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
		鬼無里 浄化センター	産業廃棄物	ガラス陶磁器くず 金属くず	割れないように 保管	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
		信州新町 浄化センター	産業廃棄物	ガラス陶磁器くず 金属くず	割れないように 保管	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
		中条 浄化センター	産業廃棄物	ガラス陶磁器くず 金属くず	割れないように 保管	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
テレビ 冷蔵庫 洗濯機 (特定家電)	事務活動 水質試験業務	戸隠高原 浄化センター		資源	現状	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室	○			

物品例	発生源	発生場所	廃棄物の種類		保管方法	保管場所	排出者			長野市上下水道局が排出者となる廃棄物の収集運搬処分の方法
							長野市上下水道局	受注者	工事請負者	
トナーカートリッジ インクカートリッジ	事務活動	戸隠高原 浄化センター		資源	箱	戸隠高原 浄化センター 2F給湯室		○		
バッテリー	事務活動 下水処理業務	戸隠高原 浄化センター		資源	現状	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
タイヤ	事務活動 下水処理業務	戸隠高原 浄化センター		資源	現状	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
消火器	事務活動 下水処理業務	戸隠高原 浄化センター		資源	現状	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
		鬼無里 浄化センター		資源	現状	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
		信州新町 浄化センター		資源	現状	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
		中条 浄化センター		資源	現状	戸隠高原 浄化センター 1F搬出室		○		
活性炭	下水処理業務	戸隠高原 浄化センター		資源		保管しない (業者引取り)	○			
		鬼無里 浄化センター		資源		保管しない (業者引取り)	○			
		信州新町 浄化センター		資源		保管しない (業者引取り)	○			
		中条 浄化センター		資源		保管しない (業者引取り)	○			
パソコン本体 ディスプレイ プリンターほか	事務活動	戸隠高原 浄化センター	産業廃棄物 指定再資源 化製品	廃プラ、金属くず	現状	戸隠高原 浄化センター2F		○		
検知管 (硫化水素・メチルカ ブタン)	下水処理業務	戸隠高原 浄化センター	特別管理 産業廃棄物	ガラス陶磁器くず	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 1F水質試験室		○		
		鬼無里 浄化センター	特別管理 産業廃棄物	ガラス陶磁器くず	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 1F水質試験室		○		
		信州新町 浄化センター	特別管理 産業廃棄物	ガラス陶磁器くず	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 1F水質試験室		○		
		中条 浄化センター	特別管理 産業廃棄物	ガラス陶磁器くず	透明ポリ袋	戸隠高原 浄化センター 1F水質試験室		○		
試薬類	水質試験業務	戸隠高原 浄化センター	特別管理 産業廃棄物	廃酸、廃アルカリ	現状	戸隠高原 浄化センター 1F水質試験室		○		
試験廃液(廃酸)	水質試験業務	戸隠高原 浄化センター	特別管理 産業廃棄物	廃酸	ガロンビン等	戸隠高原 浄化センター 1F水質試験室		○		
プラント設備 (解体撤去)	工事	戸隠高原 浄化センター	産業廃棄物	金属くず、廃プラ、 ゴムくず、廃油、汚 泥、燃えがら	現状	戸隠高原 浄化センター 場内			○	
		豊岡 浄化センター	産業廃棄物	金属くず、廃プラ、 ゴムくず、廃油、汚 泥、燃えがら	現状	豊岡浄化センター 場内			○	
		鬼無里 浄化センター	産業廃棄物	金属くず、廃プラ、 ゴムくず、廃油、汚 泥、燃えがら	現状	鬼無里 浄化センター 場内			○	
		信州新町 浄化センター	産業廃棄物	金属くず、廃プラ、 ゴムくず、廃油、汚 泥、燃えがら	現状	信州新町 浄化センター 場内			○	
		中条 浄化センター	産業廃棄物	金属くず、廃プラ、 ゴムくず、廃油、汚 泥、燃えがら	現状	中条 浄化センター 場内			○	

物品例	発生源	発生場所	廃棄物の種類		保管方法	保管場所	排出者			長野市上下水道局 が排出者となる廃棄物 の収集運搬処分の 方法
							長野市 上下 水道局	受注者	工事 請負者	
紙くず (建設工事)	工事	戸隠高原 浄化センター	産業廃棄物	紙くず(建設業)	透明ポリ袋 (大きいものは ひもで縛る)	戸隠高原 浄化センター 場内			○	
		豊岡浄化セン ター	産業廃棄物	紙くず(建設業)	透明ポリ袋 (大きいものは ひもで縛る)	豊岡浄化センター 場内			○	
		鬼無里 浄化センター	産業廃棄物	紙くず(建設業)	透明ポリ袋 (大きいものは ひもで縛る)	鬼無里 浄化センター 場内			○	
		信州新町 浄化センター	産業廃棄物	紙くず(建設業)	透明ポリ袋 (大きいものは ひもで縛る)	信州新町 浄化センター 場内			○	
		中条 浄化センター	産業廃棄物	紙くず(建設業)	透明ポリ袋 (大きいものは ひもで縛る)	中条 浄化センター 場内			○	
木くず (建設工事)	工事	戸隠高原 浄化センター	産業廃棄物	木くず(建設業)	透明ポリ袋 (大きいものは 現状)	戸隠高原 浄化センター 場内			○	
		豊岡浄化セン ター	産業廃棄物	木くず(建設業)	透明ポリ袋 (大きいものは 現状)	豊岡浄化センター 場内			○	
		鬼無里 浄化センター	産業廃棄物	木くず(建設業)	透明ポリ袋 (大きいものは 現状)	鬼無里 浄化センター 場内			○	
		信州新町 浄化センター	産業廃棄物	木くず(建設業)	透明ポリ袋 (大きいものは 現状)	信州新町 浄化センター 場内			○	
		中条 浄化センター	産業廃棄物	木くず(建設業)	透明ポリ袋 (大きいものは 現状)	中条 浄化センター 場内			○	
繊維くず (建設工事)	工事	戸隠高原 浄化センター	産業廃棄物	繊維くず(建設 業)	透明ポリ袋 (大きいものは ひもで縛る)	戸隠高原 浄化センター 場内			○	
		豊岡浄化セン ター	産業廃棄物	繊維くず(建設 業)	透明ポリ袋 (大きいものは ひもで縛る)	豊岡浄化センター 場内			○	
		鬼無里 浄化センター	産業廃棄物	繊維くず(建設 業)	透明ポリ袋 (大きいものは ひもで縛る)	鬼無里 浄化センター 場内			○	
		信州新町 浄化センター	産業廃棄物	繊維くず(建設 業)	透明ポリ袋 (大きいものは ひもで縛る)	信州新町 浄化センター 場内			○	
		中条 浄化センター	産業廃棄物	繊維くず(建設 業)	透明ポリ袋 (大きいものは ひもで縛る)	中条 浄化センター 場内			○	
コンクリート (工作物の除去)	工事	戸隠高原 浄化センター	産業廃棄物	コンクリートがら	現状	戸隠高原 浄化センター 場内			○	
		豊岡浄化セン ター	産業廃棄物	コンクリートがら	現状	豊岡浄化センター 場内			○	
		鬼無里 浄化センター	産業廃棄物	コンクリートがら	現状	鬼無里 浄化センター 場内			○	
		信州新町 浄化センター	産業廃棄物	コンクリートがら	現状	信州新町 浄化センター 場内			○	
		中条 浄化センター	産業廃棄物	コンクリートがら	現状	中条 浄化センター 場内			○	

## 2-1. 処理施設電気設備事故時の運転

### 1. 停電時の対応

- ・ 停電が発生した場合は緊急事態、停電が長時間に渡る場合は非常事態とし、速やかに担当者に連絡する。
- ・ 停電発生時は、「単線結線図」により停電範囲及び動作 VCB (MCCB) を把握する。
- ・ 停電時は、「停電発生時フローシート」により操作を行う。
- ・ 瞬時電圧低下(瞬低)時は、機器の運転状況を把握し、その状況に応じて復旧作業を行う。

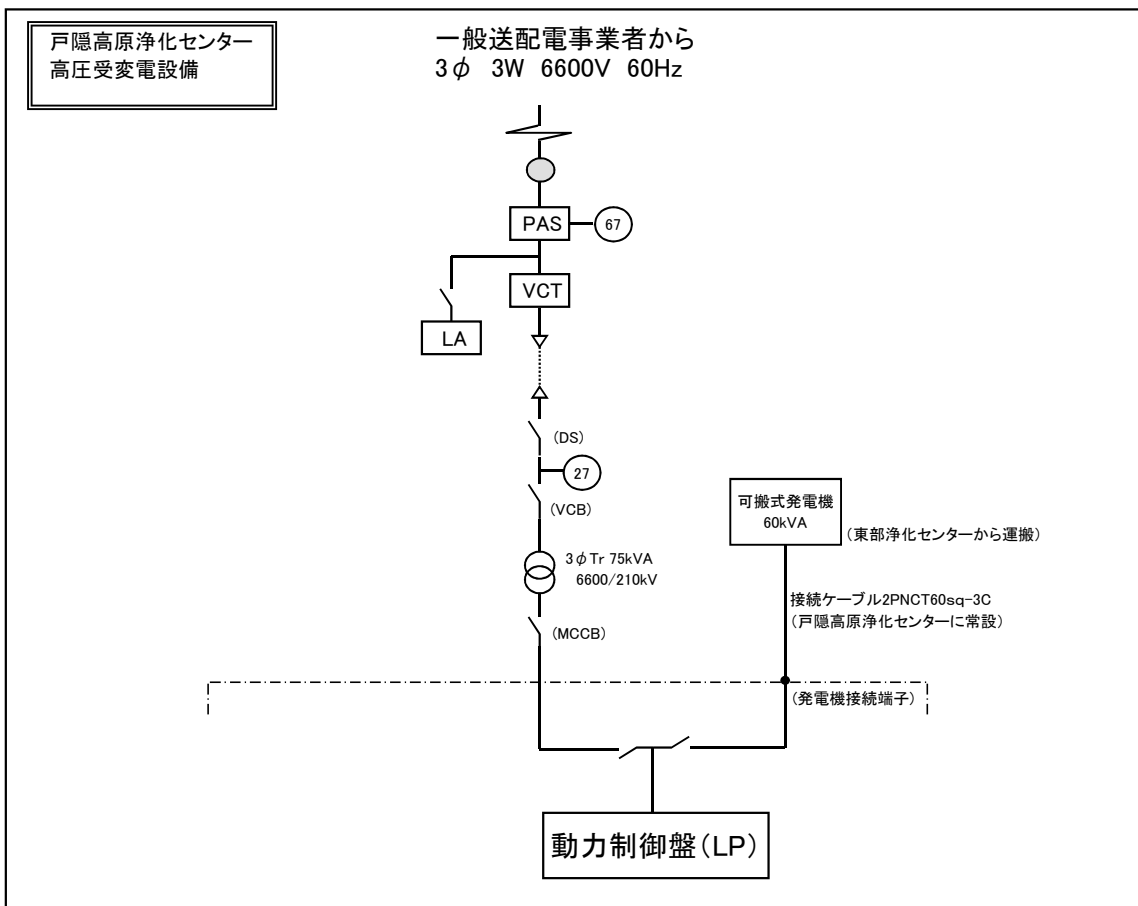
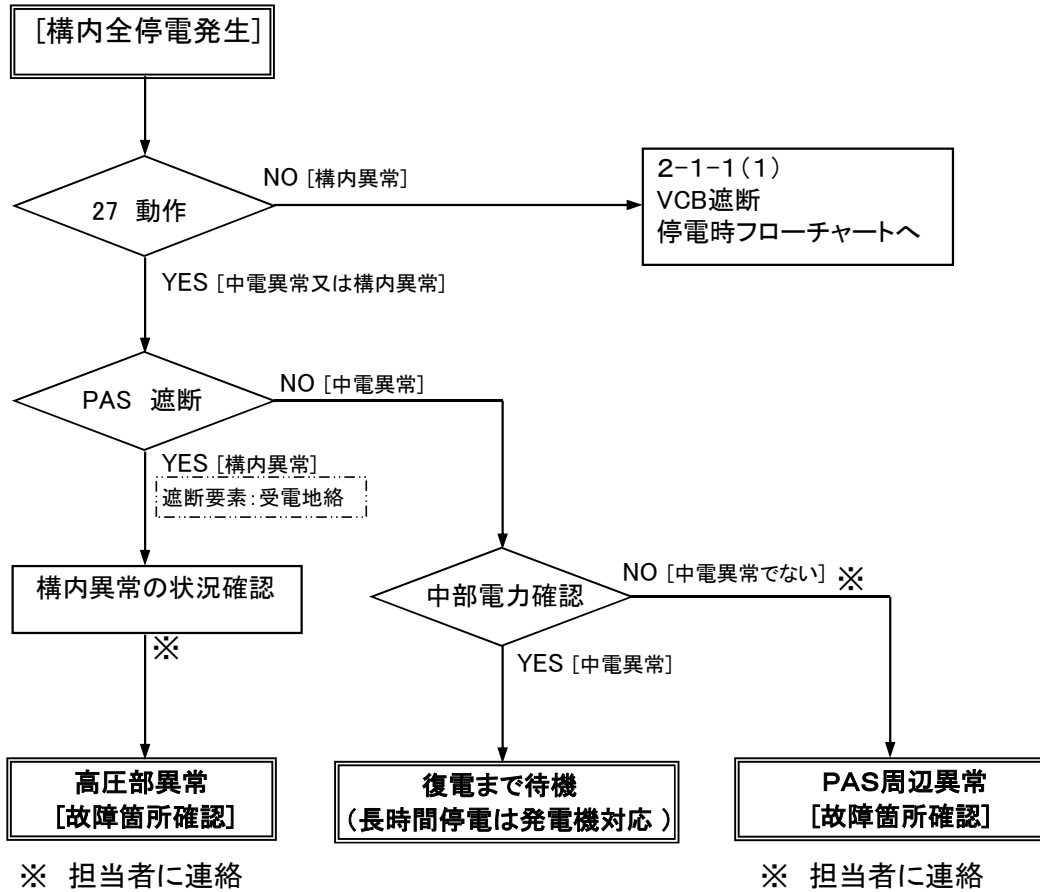
### 2. 電気設備事故時の対応

- ・ 電気設備事故が発生し停電したときは緊急事態とし、停電時の対応後、担当者(電気主任技術者)へ連絡する。
- ・ 異常発見時は、その系統の VCB (MCCB) で異常部分を開放し、担当者(電気主任技術者)へ連絡する。
- ・ 各処理場ごとの事故時の対応は下記操作要領とする。

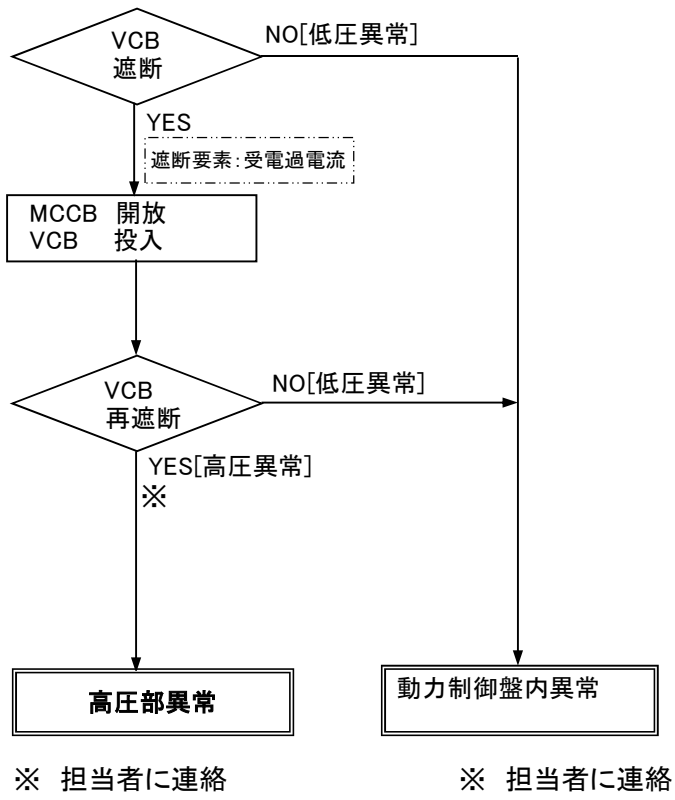
#### [事故時操作要領]

番号	処理場名	動作機器	フローチャート	異常対象	対応
1	戸隠高原浄化センター	PAS	2-1-1	一般送配電事業者	確認待機
			2-1-1	構内(高圧部)	調査
		VCB	2-1-1(1)	構内(高圧部)	調査
			2-1-1(1)	構内(低圧部)	調査
2	豊岡浄化センター	PAS	2-1-2	一般送配電事業者	確認待機
			2-1-2	構内(高圧部)	調査
		VCB	2-1-2(1)	構内(高圧部)	調査
			2-1-2(1)	構内(低圧部)	調査
		MCCB	2-1-2(1)	変圧器二次側	調査
3	鬼無里浄化センター	PAS	2-1-3	一般送配電事業者	確認待機
			2-1-3	構内(高圧部)	調査
		VCB	2-1-3(1)	構内(高圧部)	調査
			2-1-3(1)	構内(高圧部)	調査
4	信州新町浄化センター	PAS	2-1-4	一般送配電事業者	確認待機
			2-1-4	構内(高圧部)	調査
		VCB	2-1-4(1)	構内(高圧部)	調査
			2-1-4(1)	構内(低圧部)	調査
5	中条浄化センター	PAS	2-1-5	一般送配電事業者	確認待機
			2-1-5	構内(高圧部)	調査
		VCB	2-1-5(1)	構内(高圧部)	調査
			2-1-5(1)	構内(低圧部)	調査

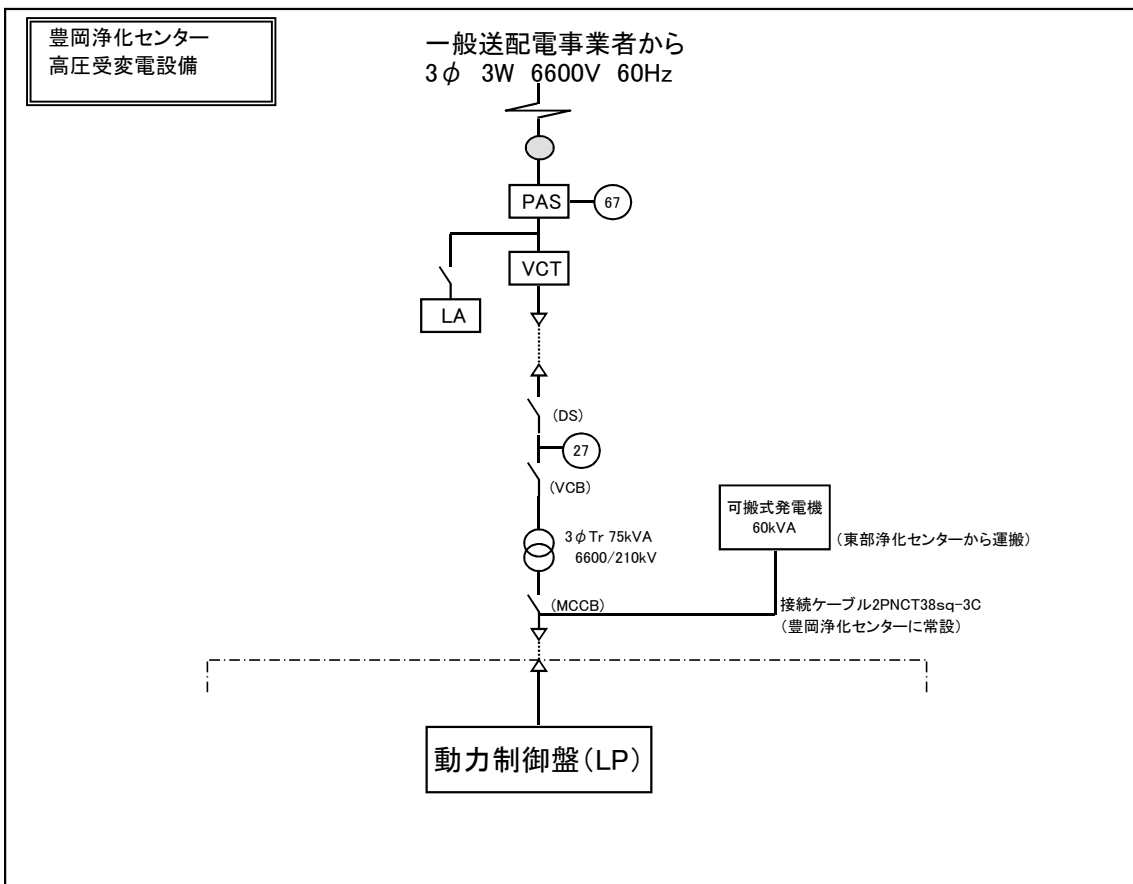
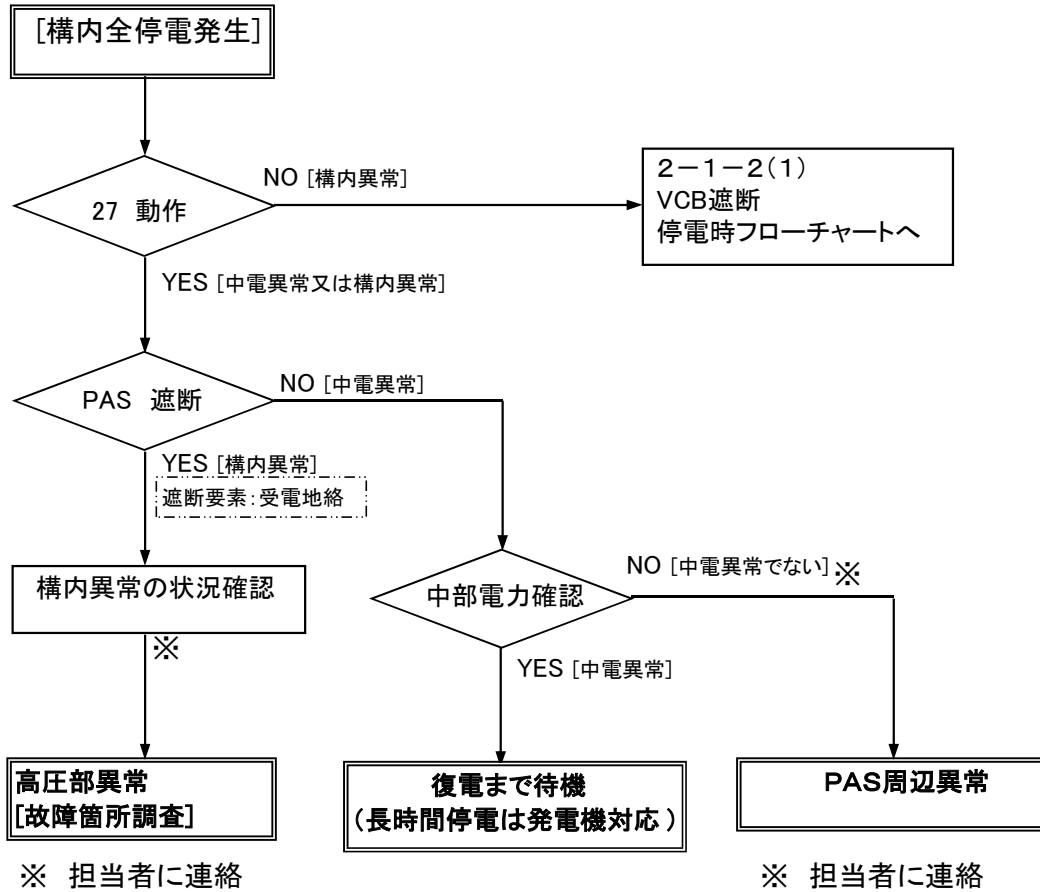
2-1-1 戸隠高原浄化センター停電発生時フローチャート



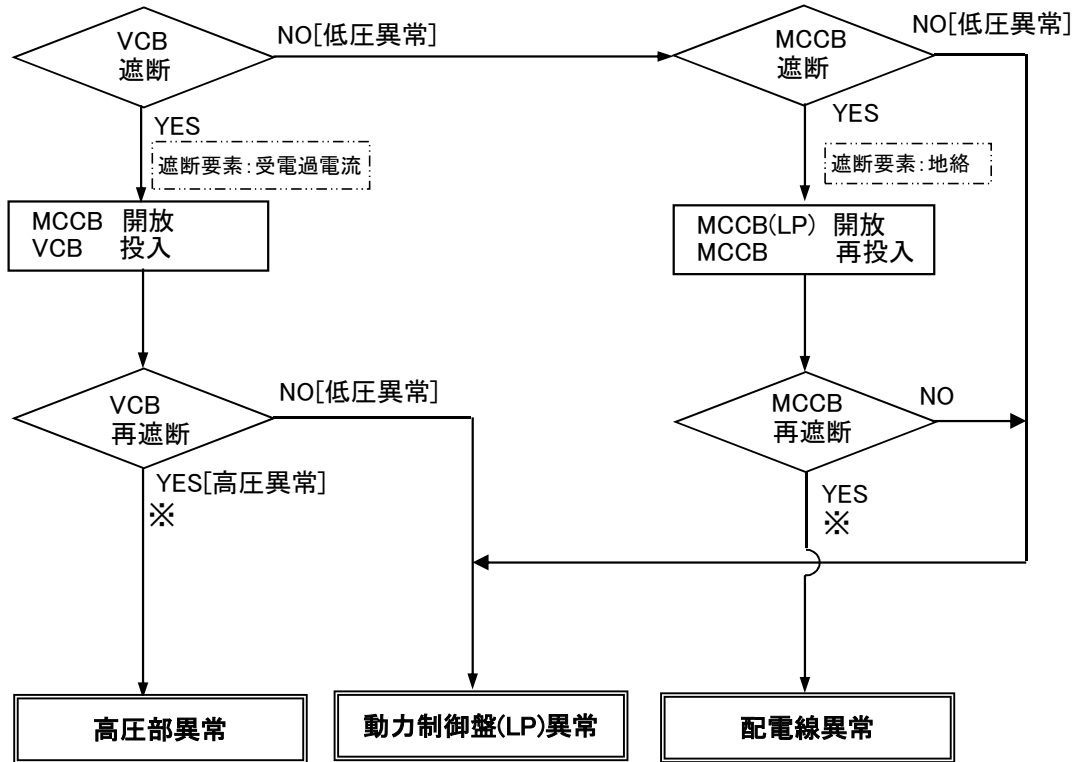
2-1-1(1) VCB遮断フローチャート



2-1-2 豊岡浄化センター停電発生時フローチャート



2-1-2(1) VCB遮断フローチャート



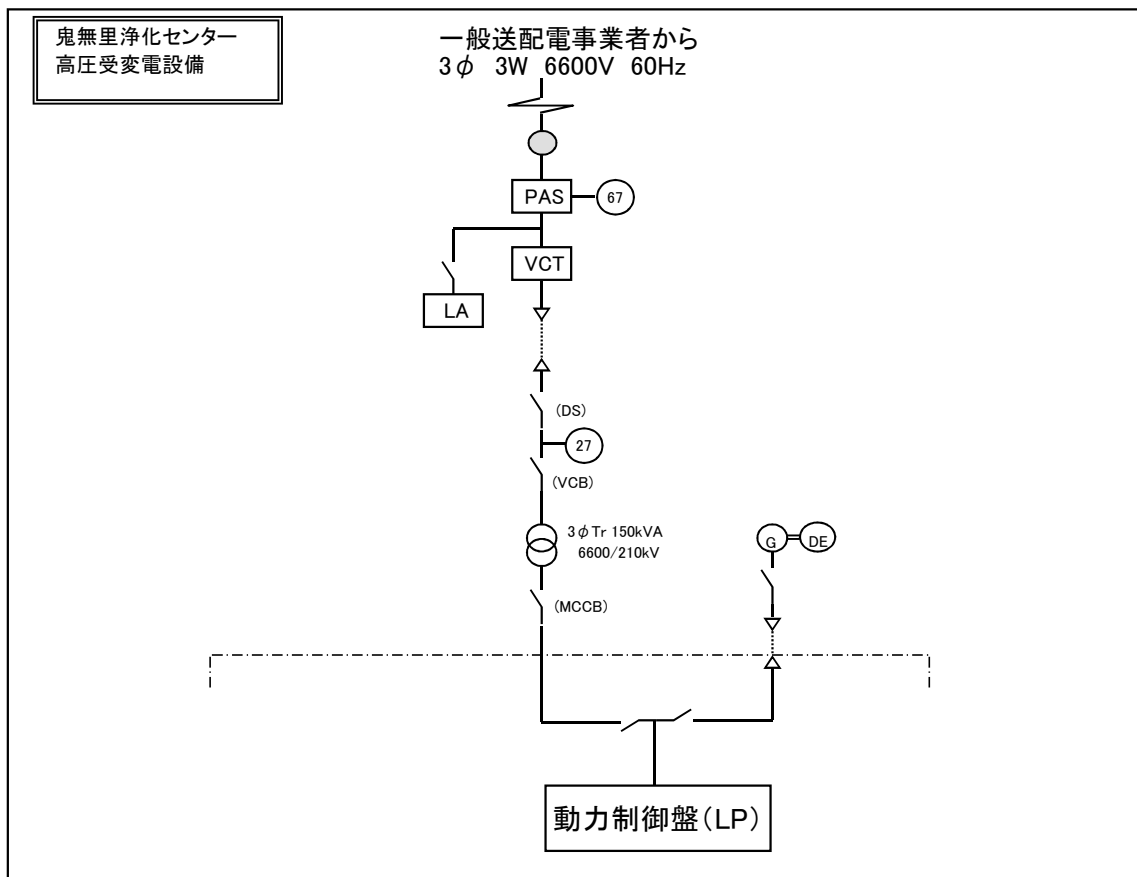
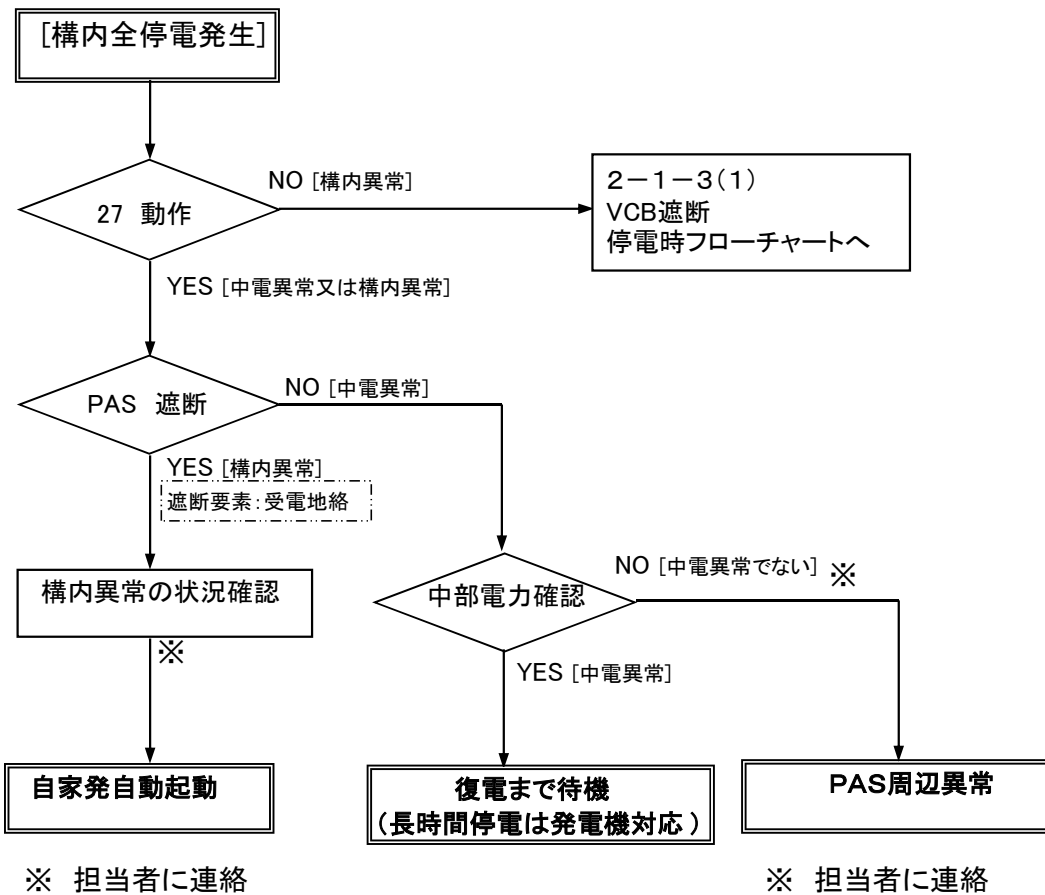
※ 担当者に連絡

※ 担当者に連絡

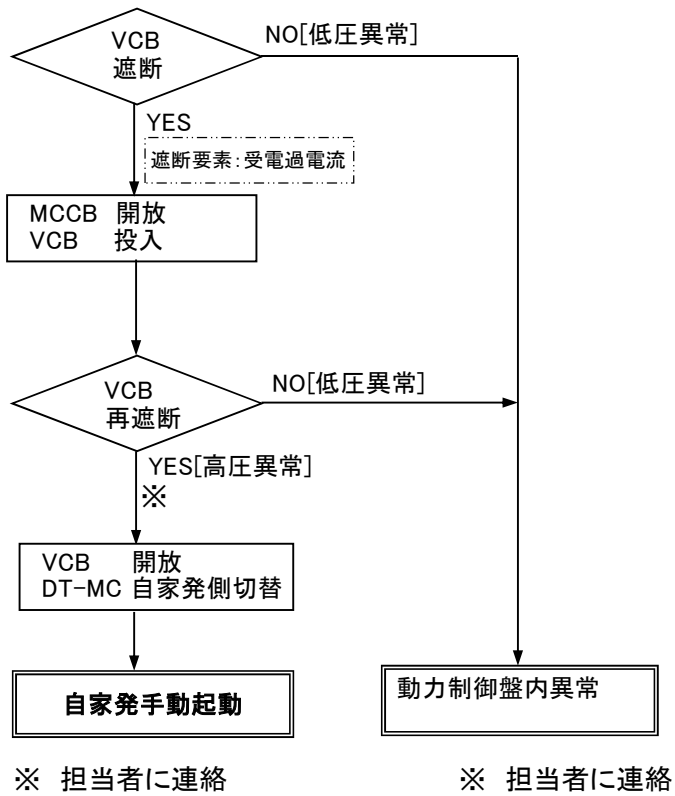
※ 担当者に連絡



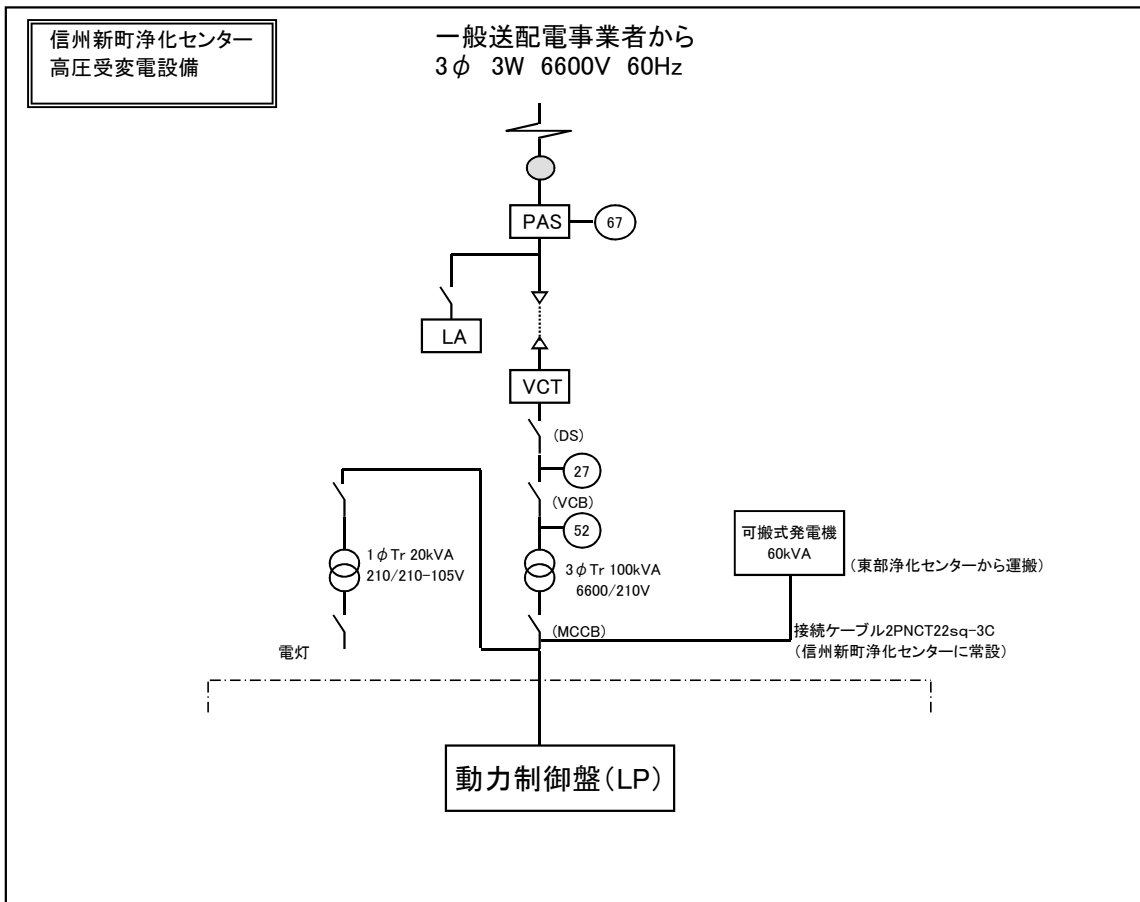
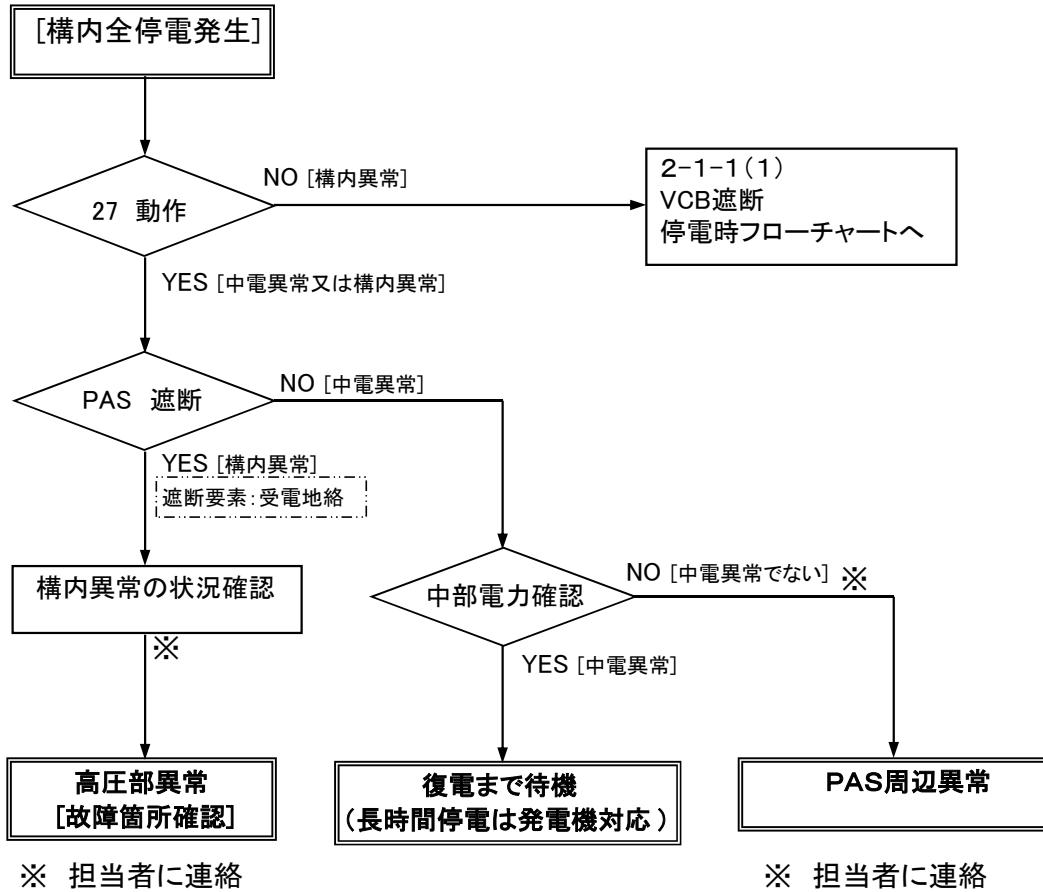
2-1-3 鬼無里浄化センター停電発生時フローチャート



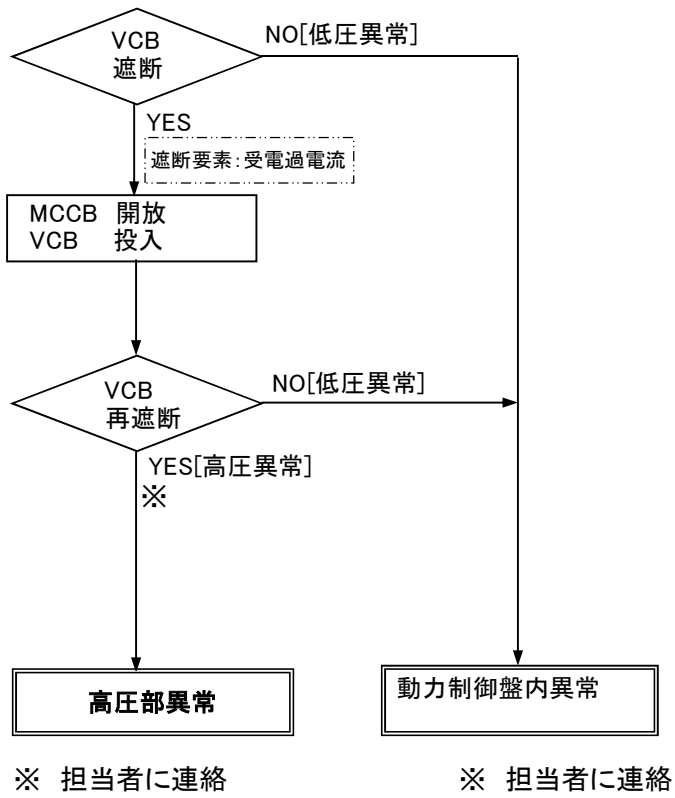
2-1-3(1) VCB遮断フローチャート



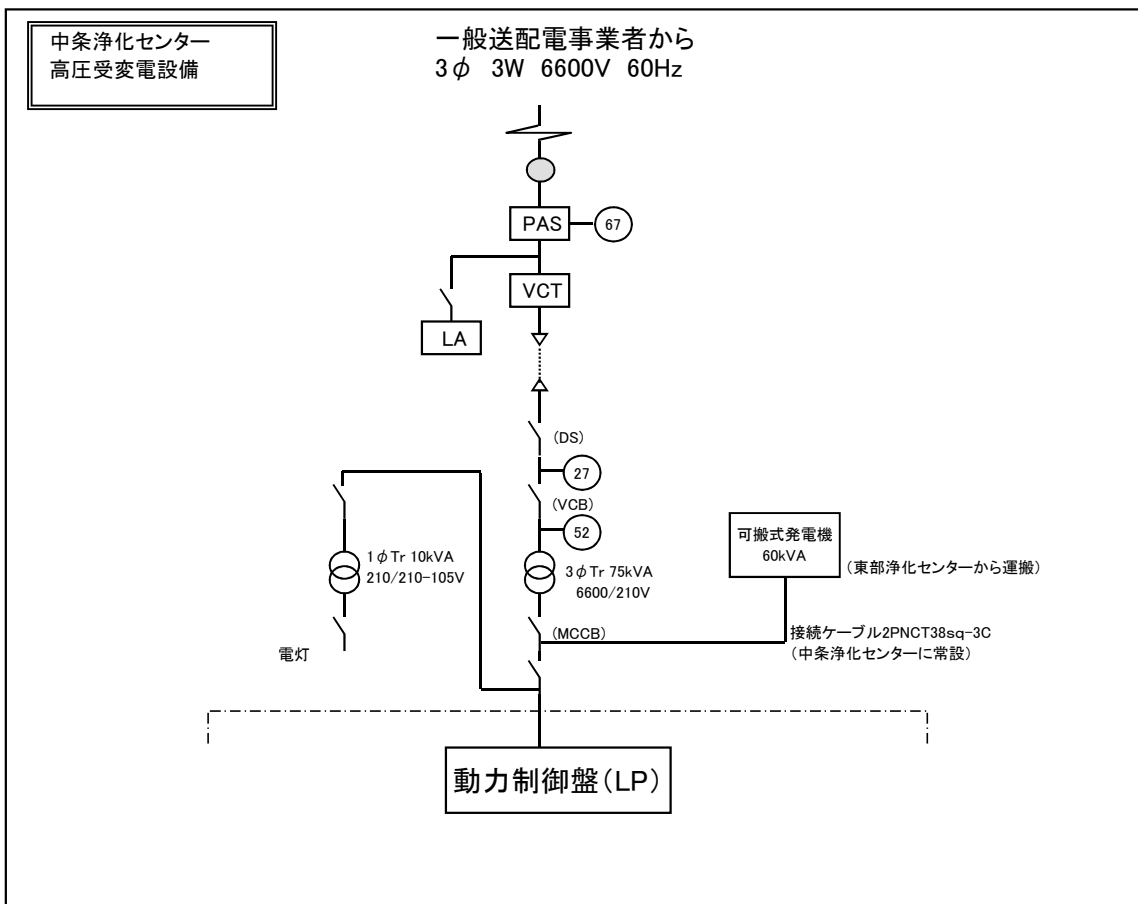
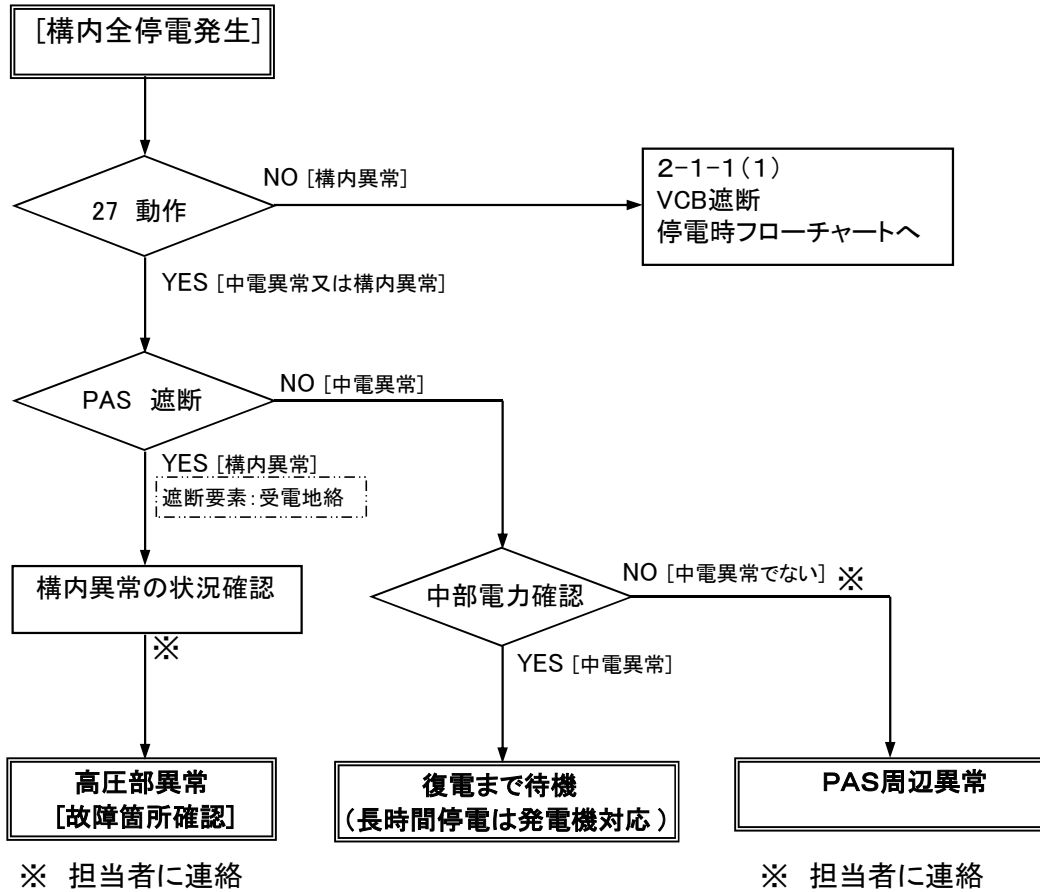
2-1-4 信州新町浄化センター停電発生時フローチャート



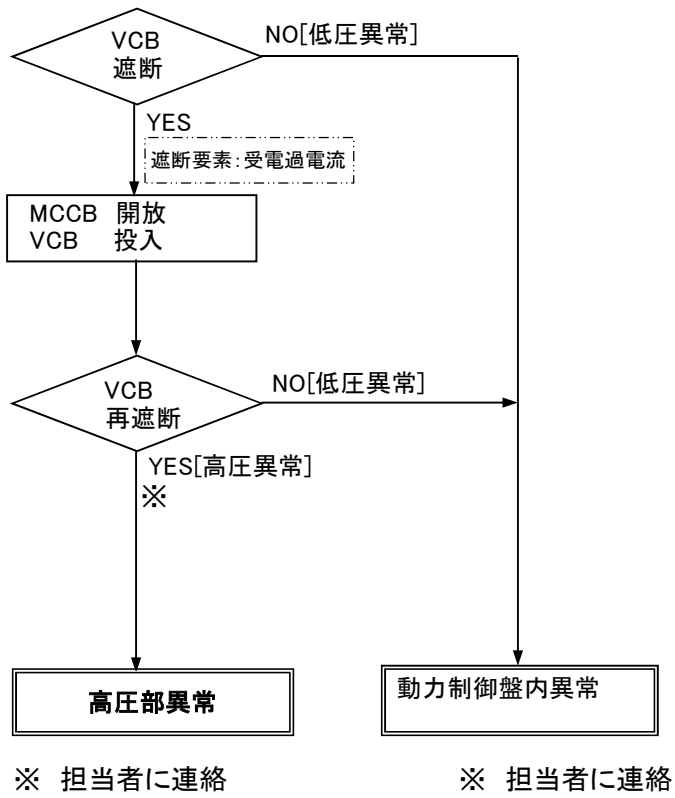
2-1-4(1) VCB遮断フローチャート



2-1-5 中条浄化センター停電発生時フローチャート



2-1-5(1) VCB遮断フローチャート



## 2-2. 処理施設の停電・故障時の対応

### 1. 停電時の対応

- ・ 停電が発生した場合は、緊急事態とし、情報収集・状況調査を行う。
- ・ 停電が長時間にわたり、活性汚泥生物の死滅によって放流水質が悪化し、水濁法基準水質をオーバーした場合又は、オーバーする恐れがある場合は非常事態とし、発電機等の手配を行い放流水質悪化防止に努める。
- ・ 鬼無里浄化センターで停電が発生した時、非常用発電機が起動しなかった場合は非常事態とし、汚水ピットから汚水が流出した場合又は、流出する恐れがある場合は、発電機・バキューム車の手配を行い、汚水の流出防止に努める。
- ・ 水濁法基準水質をオーバーした場合、及び、汚水が流出した場合は、2-A、2-Bにより対応し、環境（河川）影響調査を行う。又、県生活排水課、長野地方事務所環境課及び市環境保全温暖化対策課へ指定様式（5-B）で報告する。

### 2. 故障時の対応

- ・ 故障の通報があった場合は、速やかに現地へ赴き、対応する。
- ・ 故障箇所、故障状況により緊急度を判断し、速やかに対応する。
- ・ 放流水質の悪化、汚水の流出に関する故障には、特に注意する。
- ・ 機器の故障により放流水質が悪化し、水濁法水質基準をオーバーした場合又は、オーバーする恐れがある場合は非常事態とし、速やかに対応して放流水質悪化防止に努める。
- ・ 鬼無里浄化センターで汚水ポンプ等が故障し、汚水が流出した場合又は、流出する恐れがある場合は、非常事態とし、発電機・バキューム車の手配を行い、汚水の流出防止に努める。

## 2-3. 大雨・放流先河川増水・浸水時の運転

### 1. 基本事項

- ・ 本項は、大雨に起因し、流入水量の異常増加、放流先河川の氾濫による処理場の冠水により、下水処理に影響を及ぼすような状況に対応するための運転操作について定めたものである。

### 2. 対応フローチャート

- ・ 次の2項目については、フローチャートにより対応する。これらは、状況によっては同時並行で対応しなければならない。

#### 2-3-1 大雨時対応フローチャート

雨量情報、大雨注意報又は大雨警報及び洪水注意報又は洪水警報の情報を事前に収集することにより、下水処理への影響の予測と準備を行うことが目的である。

#### 2-3-2(1)～(3) 流入水量増加時対応・活性汚泥流出防止フローチャート

流入水量増加時の対応と反応タンク活性汚泥の流出を防ぎ、放流水質の確保と事後の下水処理の影響を最小限にすることが目的である。

- (1) 戸隠高原・豊岡浄化センター
- (2) 鬼無里浄化センター
- (3) 信州新町・中条浄化センター

### 3. 大雨時の情報収集

- ・ 長野地域に大雨注意報又は洪水注意報が発令された場合は、警戒態勢に入り雨量情報の収集を開始する。注意報が解除されるまで情報収集を行う。

警報注意報：気象庁長野地方気象台（232-2037）

雨量情報：戸隠高原浄化センター（県戸隠局、県戸隠砂防局）

豊岡浄化センター（県戸隠局、県裾花ダム局、県陣場平局）

鬼無里浄化センター（国土交通省鬼無里局、気象庁鬼無里局）

信州新町浄化センター（気象庁信州新町局、県信州新町砂防局）

中条浄化センター（中条支所局）

- ・ 雨量情報は1時間おきに収集する。
- ・ 奥裾花ダムのダム放流実施状況調査を行う。  
奥裾花ダム（裾花ダム管理事務所管理第二課 256-2938）

### 4. 大雨・放流先河川増水・浸水時の対応

- ・ 大雨警報又は洪水警報が発令された場合、又は、局地的な大雨が観測され流入水の増加が観測された場合は、緊急事態とし、自宅待機とする。

緊急事態宣言

- ・ 特別警報が発令された場合、処理能力以上若しくは急激な流入水の増加が観測された場合又は、予測される場合、及び、放流先河川が氾濫する恐れがある場合は、非常事態とし、状況に応じて緊急出動する。

非常事態宣言

- ・ 非常事態宣言が発表された場合は、処理場の巡視点検を定期的に行い、流入水量、最終沈殿池出口水・放流水の状況を確認する。
- ・ 融雪期の降雨の場合、大雨でなくても急激な流入水の増加が予測されるため、注意する。



## 5. 各浄化センターの対応

### 1) 共通事項

- ・ 流入水量が増加した場合は、返送汚泥量、余剰汚泥量を調整し、MLSSの低下、活性汚泥の流出防止に努め、水処理に影響が出ないように調整を行う。
- ・ 処理能力以上若しくは急激な流入水の増加が観測された場合、又は、予測される場合は、エアレーション装置の運転を停止し、活性汚泥の流出防止に努める。
- ・ 浸水が想定される箇所は2-D浸水想定区域等（土砂災害、水害）による。

### 2) 戸隠高原浄化センター

- ・ 更なる流入水量の増加が観測された場合、又は、予測される場合は、流入ゲートの調整を行う。

### 3) 豊岡浄化センター

- ・ 更なる流入水量の増加が観測された場合、又は、予測される場合は、流入ゲートの調整を行う。

### 4) 鬼無里浄化センター

- ・ 汚水ポンプ1台の連続運転が45分以上続いた場合は、汚水ポンプの運転調整を行う。
- ・ 大雨・洪水警報が発令された場合は、返送汚泥ポンプ室及び建物地下部分が冠水しないように、土のう、水中ポンプ等で対応する（耐水化済み）。

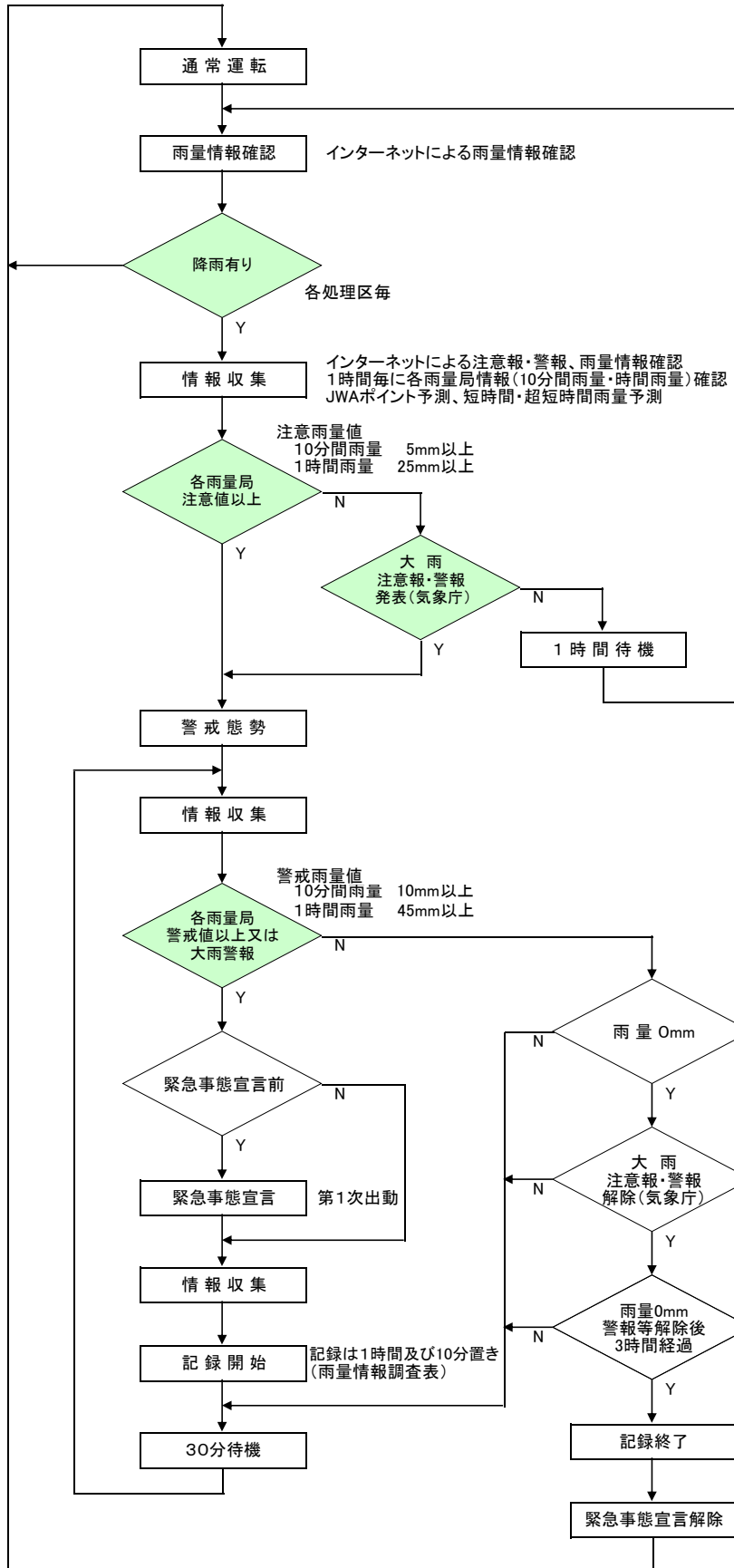
### 5) 信州新町浄化センター

- ・ 更なる流入水量の増加により活性汚泥が流出した場合は、新町1号マンホールポンプの運転調整を行う。

### 6) 中条浄化センター

- ・ 更なる流入水量の増加により活性汚泥が流出した場合は、下五十里第1及び市ノ瀬マンホールポンプの運転調整を行う。

## 2-3-1 大雨時対応フローチャート



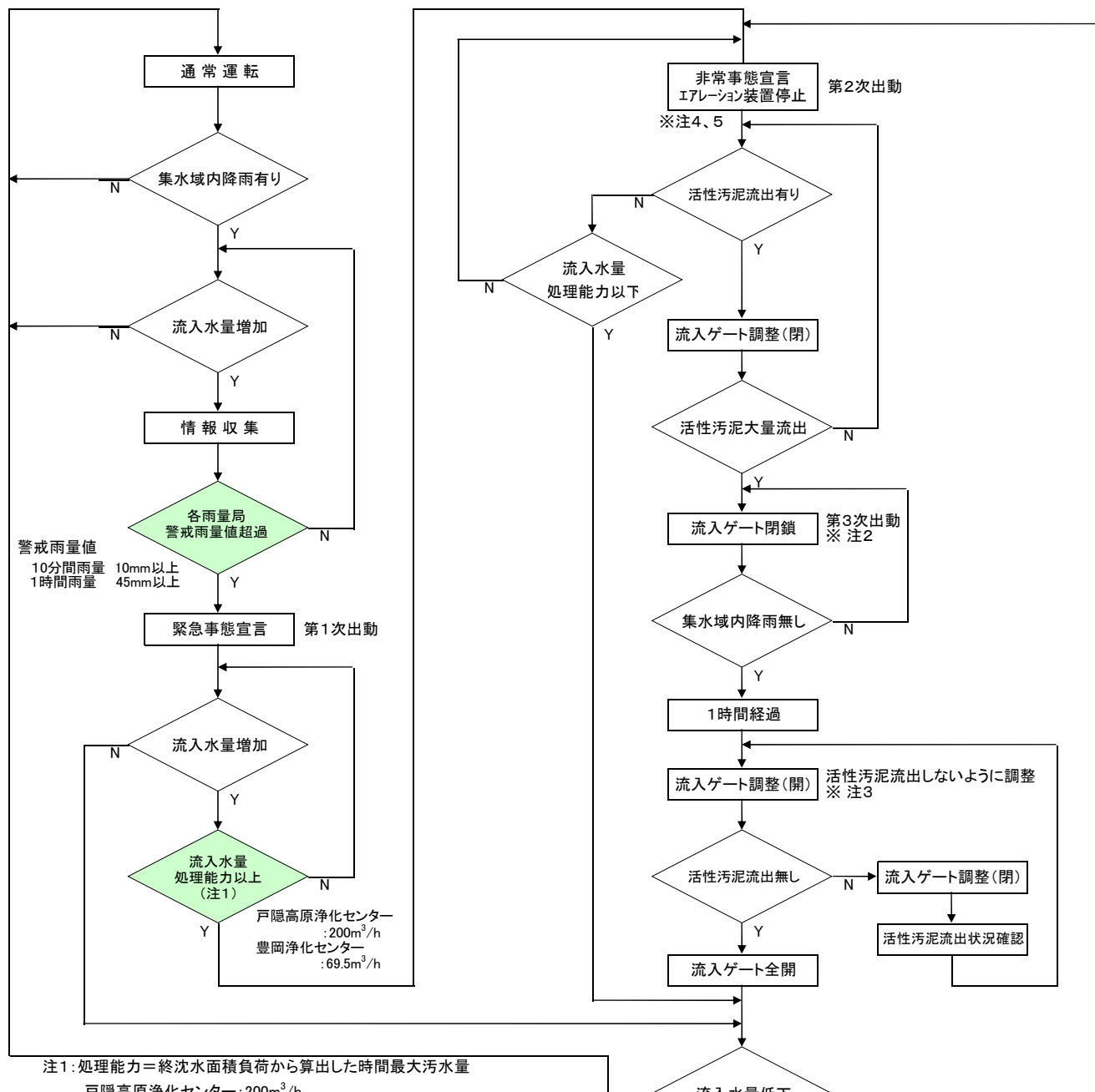
- 気象庁長野地方気象台  
(警報・注意報・地震)  
<http://www.jma-net.go.jp/nagano/>
- 日本気象協会(警報・注意報・地震)  
<http://tenki.jp>
- 中部電力(雷情報)  
<http://www.chuden.co.jp/kisyo/index.html>
- 長野県河川砂防情報ステーション  
長野地域-長野市(長野)  
雨量情報(気象庁鬼無里局、気象庁信州新町局、国土交通省鬼無里局、県戸隠局、県戸隠砂防局、県裾花ダム局、県陣場平局、県信州新町局、県信州新町砂防局)  
<http://www.sabou-nagano.jp>
- 長野市 防災情報ポータル  
雨量情報(中条支所局、気象庁鬼無里局、気象庁信州新町局、国土交通省鬼無里局、県戸隠局、県戸隠砂防局、県裾花ダム局、県陣場平局、県信州新町局、県信州新町砂防局)  
<http://www.nagano-bousai.jp>

- 大雨・洪水注意報(気象庁)  
1時間雨量 25mm以上
- 大雨・洪水警報(気象庁)  
1時間雨量 45mm以上
- 注意雨量値(下水道施設課)  
10分間雨量 5mm以上(各雨量局)  
1時間雨量 25mm以上(各雨量局)
- 警戒雨量値(下水道施設課)  
10分間雨量 10mm以上(各雨量局)  
1時間雨量 45mm以上(各雨量局)  
※各雨量値は下水道施設課設定値
- 参考(県:雨量注意値・警戒値)  
1時間雨量注意値 20mm以上  
累加雨量注意値 50mm以上  
累加雨量警戒値 80mm以上

各浄化センター雨量情報確認雨量局一覧

	雨量局
戸隠高原浄化センター	県戸隠局、県戸隠砂防局
豊岡浄化センター	県戸隠局、県裾花ダム局、県陣場平局
鬼無里浄化センター	国土交通省鬼無里局、気象庁鬼無里局
信州新町浄化センター	気象庁信州新町局、県信州新町砂防局
中条浄化センター	中条支所局

## 2-3-2(1) 流入水量増加時対応・活性汚泥流出防止フローチャート (戸隠高原浄化センター・豊岡浄化センター)



注1: 処理能力=終沈水面積負荷から算出した時間最大汚水量

戸隠高原浄化センター: 200m<sup>3</sup>/h  
(流量計測定上限値200m<sup>3</sup>/hのため、227m<sup>3</sup>/hのところ200m<sup>3</sup>/hとする)  
豊岡浄化センター: 69.5m<sup>3</sup>/h

注2: エアレーション装置停止後3時間経過してれば、1時間に10分程度装置を稼働させ、活性汚泥生物の保護を行う。(流入ゲート閉鎖中のみ)

注3: 活性汚泥生物の保護のため、エアレーション装置を稼働させた場合は、降雨無し1時間経過していても、エアレーション装置停止後30分経過していなければゲート調整を行わないこと。

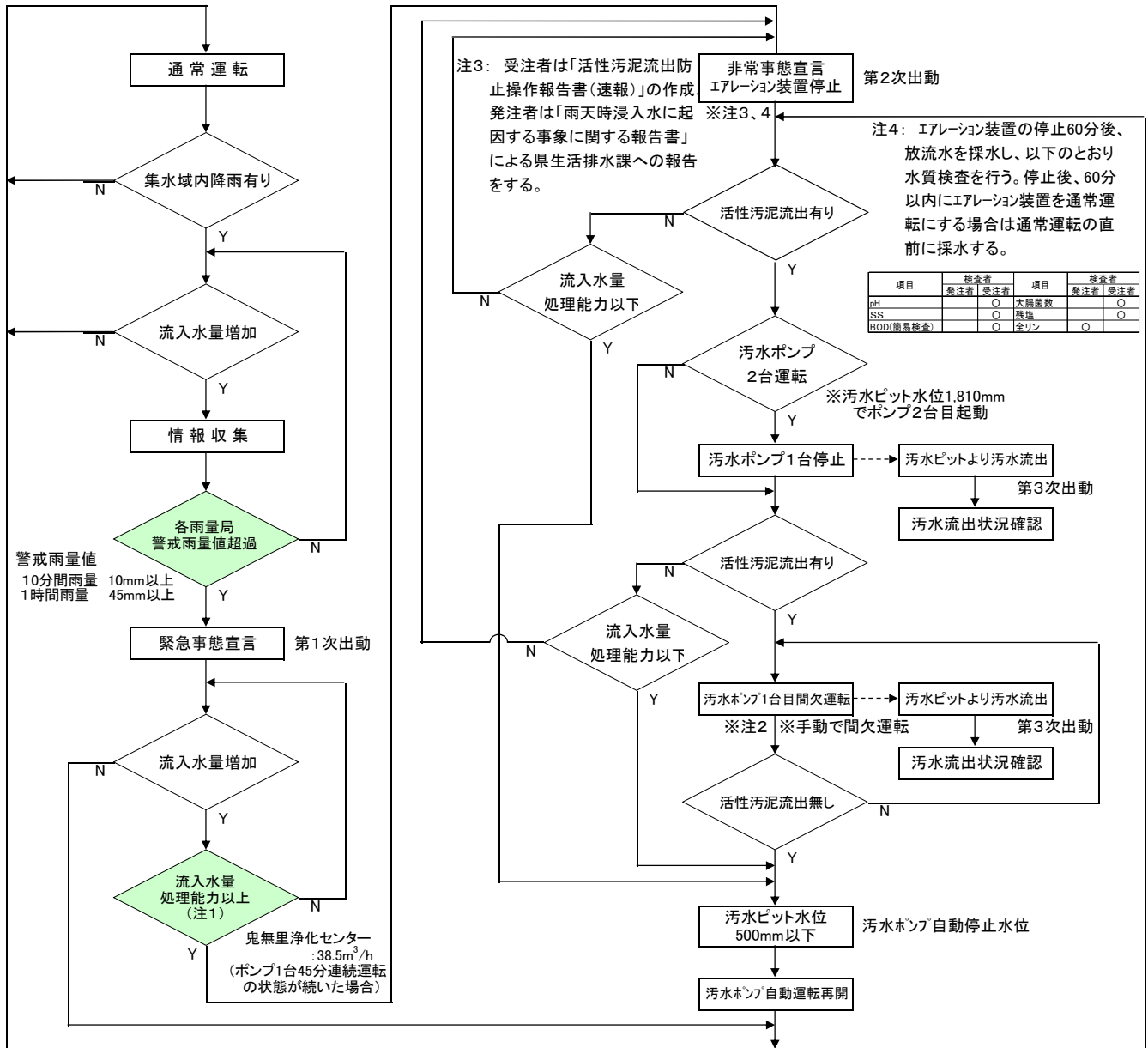
注4: 受注者は「活性汚泥流出防止操作報告書(速報)」の作成、発注者は「雨天時浸入水に起因する事象に関する報告書」による県生活排水課への報告をする。

注5: エアレーション装置の停止60分後、放流水を採水し、以下のとおり水質検査を行う。停止後、60分以内にエアレーション装置を通常運転にする場合は通常運転の直前に採水する。

項目	検査者		項目	検査者	
	発注者	受注者		発注者	受注者
pH		○	大腸菌数		○
SS		○	残塩		○
BOD(簡易検査)		○	全リン	○	

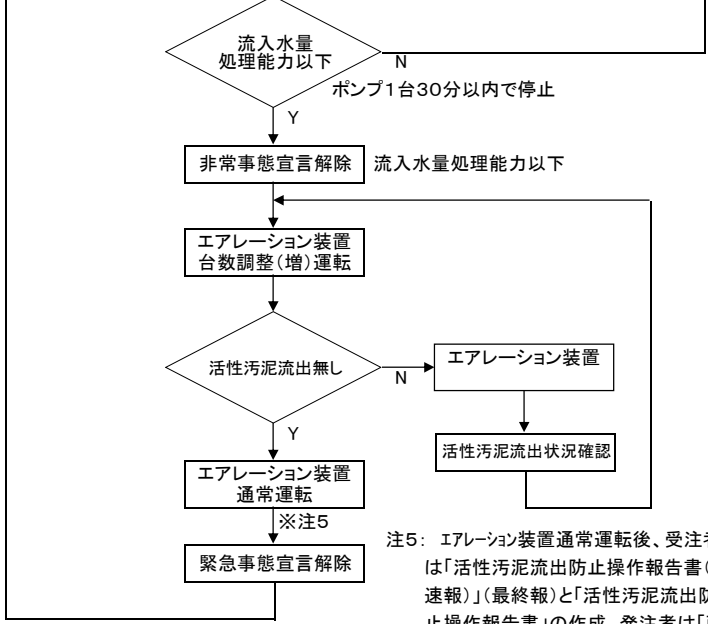
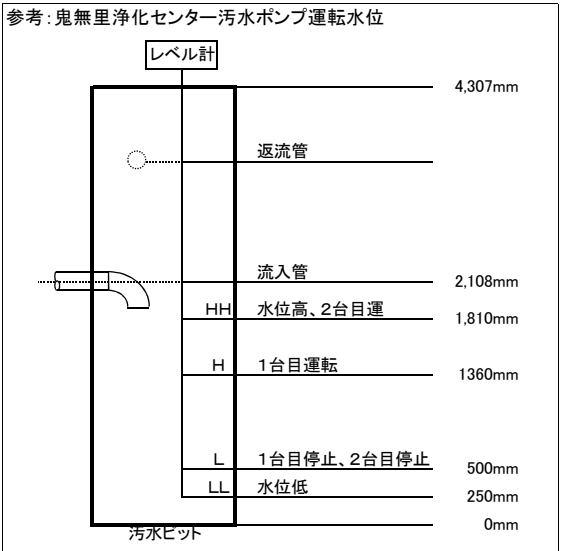
注6: エアレーション装置通常運転後、受注者は「活性汚泥流出防止操作報告書(速報)」(最終報)と「活性汚泥流出防止操作報告書」の作成、発注者は「雨天時浸入水に起因する事象に関する報告書」(最終報)による県生活排水課への報告をする。

## 2-3-2(2) 流入水量増加時対応・活性汚泥流出防止フローチャート(鬼無里浄化センター)

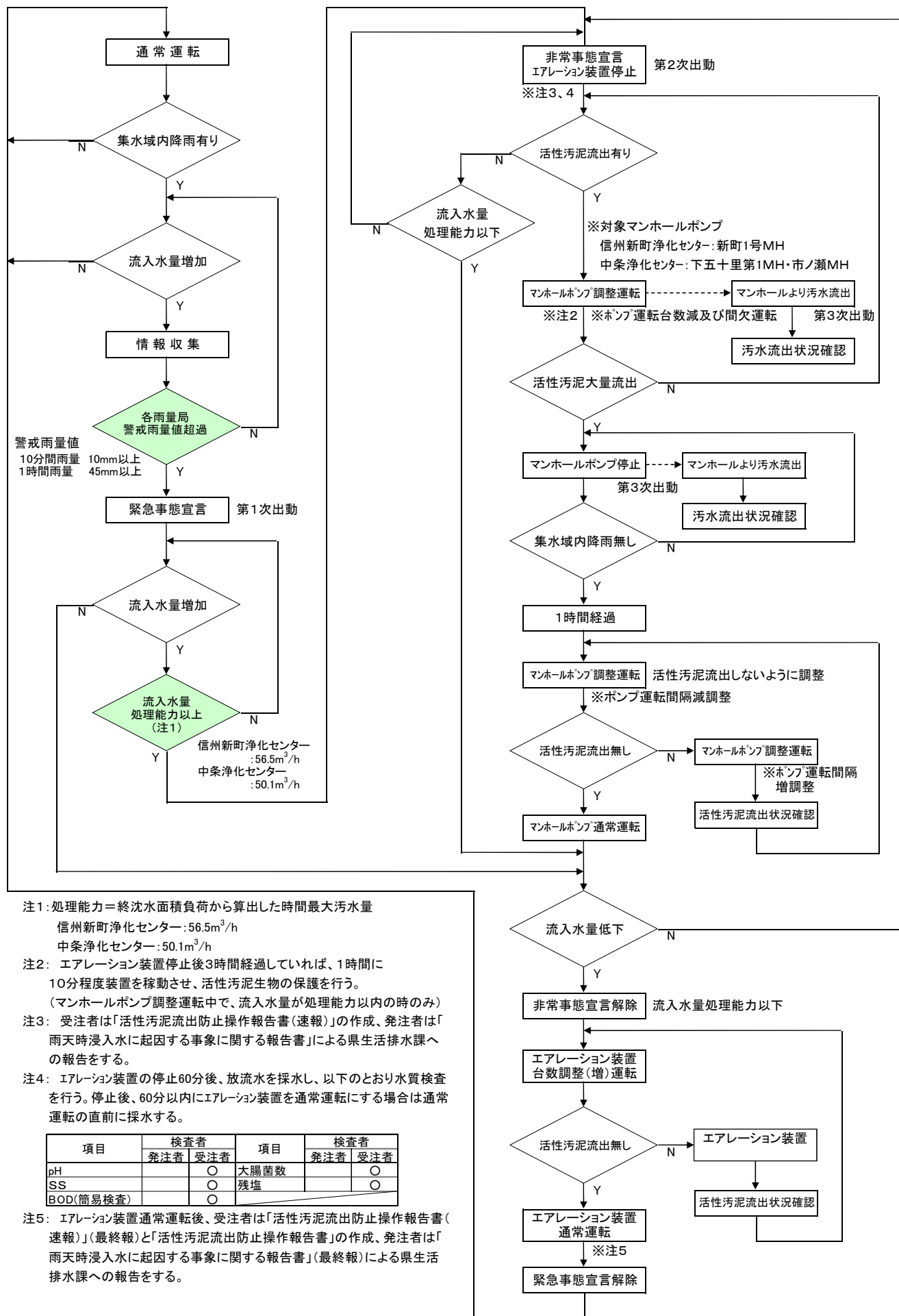


**注1:** 処理能力=終沈水面積負荷から算出した時間最大汚水量  
 鬼無里浄化センター: 38.5m<sup>3</sup>/h  
 (汚水ポンプ能力54m<sup>3</sup>/hのため、1台で45分連続運転の状態が続いた場合も能力以上とする。2台の場合は、23分連続運転で能力以上。)

**注2:** エアレーション装置停止後3時間経過していれば、1時間に10分程度装置を稼働させ、活性汚泥生物の保護を行う。  
 (ポンプ1台間欠運転中で、送水量が処理能力以内の時のみ)



## 2-3-2(3) 流入水量増加時対応・活性汚泥流出防止フローチャート (信州新町浄化センター・中条浄化センター)



## 2-4. 水処理異常時の運転

### 1. 水処理異常の予防等

- ・ 日頃、異常が生じないように運転する。
- ・ 事前に予測できるものについては、異常が生じる前にできる限り対処する。  
例：バルキング、亜硝酸型硝化など
- ・ 異常の発見が遅れることのないように、測定機器の点検整備、監視、巡視点検を行う。

### 2. 水処理異常の対応

- ・ 水処理異常が認められたときは、発見者氏名、発見時刻、異常の内容を記録し、速やかに担当者へ連絡する。
- ・ 事業場等から有害物質や油類流入の通報があった場合は緊急事態とし、有害物質等流入事故対応マニュアルに基づき「有害物質等流入事故通報受信用紙」（5-B-4）に記録し、速やかに担当者へ連絡する。
- ・ 異常が発見されたときは、異常の状況を把握しその原因調査を行う。ただし、特定事業場に起因すると考えられる異常の場合は、下水道施設課水質担当に連絡し、原因を調査する。
- ・ 流入水質異常により活性汚泥生物が死滅し水処理不能に陥った場合は、非常事態とし、速やかに対応する。
- ・ 水処理異常により水質汚濁防止法排水基準を超える恐れがあるときは非常事態とする。対応に関しては2-A、連絡等に関しては2-B、2-Cにより速やかに行い、指定様式（5-B-9、10、11、12）で報告する。
- ・ 水処理異常によって生じた処理施設や放流水等への影響が極力小さくなるように対応を行う。
- ・ サンプルングが必要な場合は、サンプルングを実施する。
- ・ サンプルングされた試料は、異常の状況に応じて水質試験を実施し、記録する。

### 3. 水処理異常の記録

- ・ 発見者は、「水処理等異常報告書」（5-B-5）を作成する。なお、一つの異常に連動して別の異常が認められた場合や、同一の異常が数日にわたって継続する場合は、同一の水処理等異常報告書に記録する。
- ・ 水処理等異常に関連してサンプルング・水質試験・パケットテストを実施した場合は、その結果を記録し、報告書に添付する。（5-B-5、6、7）
- ・ 水処理等異常1件につき水処理等異常報告書を1枚作成する。
- ・ 水処理等異常の集計は、「水処理等異常集計表」を作成(様式は問わない)して年度毎に行う。

### 4. 水質汚濁事故

- ・ 水質汚濁事故が発生した場合は、2-B、2-Cにより対応し、指定様式（5-B-9、10、11、12）で報告する。
- ・ 原因調査を実施し、速やかに対応をする。

\* 「水処理異常」は、水処理だけではなく汚泥処理における異常を含むものとし、主に処理過程における質的な異常を対象とする。

## 2-4-1. 流入水異常時の対応

### 1. 事業場等からの通報時の対応

- ・ 事業場等から有害物質流入の通報があった場合は緊急事態とし、有害物質等流入事故対応マニュアルに基づき、「有害物質等流入事故通報受信用紙」（5-B-4）に内容を記録し、直ちに担当者へ連絡する。
- ・ 速やかに、原因調査を実施する。

### 2. 各浄化センターでの対応

- ・ 流入水は pH・ORP・電気伝導率・臭気・外観・有害金属(シアンや六価クロム等)、放流水は BOD・残留塩素・有害金属(シアンや六価クロム等)を監視する。BODと有害金属は簡易測定とする。
- ・ シアンが検出された場合は、マンホールポンプ場・管路においてシアンガス発生の危険があるので、直ちに担当者へ連絡する。
- ・ 反応タンクの生物検鏡を行い水処理への影響を調査する。

### 3. 異常流入水の処理対応

- ・ 有害金属（シアン、六価クロム等）  
[余剰汚泥を最終沈殿池から引き抜いている場合（戸隠、豊岡、中条）]  
最終沈殿池に凝集剤を添加して有害金属を沈殿させ、汚泥を汚泥濃縮槽へ移送し有害金属を除去する。  
[余剰汚泥をOD槽から引き抜いている場合（鬼無里、信州新町）]  
OD槽からの汚泥引抜き量を増やし、有害金属を除去する。
- ・ 活性汚泥  
微生物の個体数が少ない時は、場内にある最終沈殿池等の底部汚泥が使用できる場合は場内汚泥を返送し、使用できない場合は他処理場の返送汚泥等の汚泥移送を実施する。
- ・ BOD  
BODが高い水が流入してきた時は、送風量の調整等を実施する。

### 4. 放流水異常時の対応

- ・ 固形塩素剤の投入量や送風量の調整等を実施する。

## 2-4-2. 油類流入時の対応

### 1. 流入の防止

- ・ 戸隠高原浄化センターは、11月から4月まで流入ゲートにオイルフェンスを設置する。この間、定期的にオイルフェンスの状況を確認し必要に応じて交換する。

### 2. 事業場等からの通報時の対応

- ・ 事業場等から油類流入の通報があった場合は緊急事態とし、有害物質等流入事故対応マニュアルに基づき、「有害物質等流入事故通報受信用紙」（５－Ｂ－４）に内容を記録し、直ちに担当者へ連絡する。
- ・ 事故の状況に応じ、速やかに油類除去を行うとともに、原因調査を実施する。

### 3. 油臭、油膜の確認時の連絡・対応

- ・ 流入水は臭気、放流水は臭気とBODを監視する。BODは簡易測定とする。
- ・ 各浄化センター、マンホールポンプ場巡視点検時、油臭、油膜を確認した場合は直ちに担当者へ連絡する。
- ・ 油類流入の状況に応じ、速やかに油類除去を行うとともに、原因調査を実施する。
- ・ 場外に放流された場合は、水質汚濁事故として２－Ｂ、２－Ｃにより対応し、指定様式（５－Ｂ－９、１０、１１、１２）で報告する。

### 4. 油類の除去方法

- ・ 各浄化センターにおいてはスクリーン等、油類流入の状況に応じ各施設にオイルマットを設置する。この際、オイルマットが流出しないよう紐等で固定する。

### 5. その他

- ・ 油類の多量流入により、放流水のn-ヘキサン抽出物質、BOD等が水質汚濁防止法基準を超過した場合は非常事態とし、速やかに塩素接触水路へのオイルマットの設置等の対応をする。又、水質汚濁事故として２－Ａ、２－Ｂにより対応し、指定様式（５－Ｂ－９、１０、１１、１２）で報告する。

## 2－4－3. 異物流入時の対応

### 1. 異物流入の対応

- ・ 施設で異物の流入が確認されたら、「水処理等異常報告書」（５－Ｂ－５）に内容を記入し、直ちに担当者へ連絡する。
- ・ 速やかに、原因調査を実施する。
- ・ 沈砂池（戸隠高原）、スクリーンユニット（豊岡・鬼無里・信州新町・中条）、汚水ピット（鬼無里）を監視し、水処理に支障が出ないように対応する。

## 2－4－4. 反応タンク・終沈異常発泡時の対応

### 1. 反応タンク・終沈異常発泡の対応



- ・ 発泡が確認されたら、「水処理等異常報告書」（５－Ｂ－５）に内容を記入し、直ちに担当者へ連絡する。
- ・ 速やかに原因調査を行う。
- ・ 反応タンクの生物検鏡を行い水処理への影響を調査する。
- ・ 終沈出口の透視度を監視する。
- ・ 調査結果に応じて槽内汚泥の入れ替えや放流水への消泡剤注入等の対応を行う。

## ２－４－５． ＳＶ異常時の対応

### １． ＳＶ異常時の対応

- ・ ＳＶ異常が確認されたら、「水処理等異常報告書」（５－Ｂ－５）に内容を記入し、直ちに担当者へ連絡する。
- ・ 生物検鏡を行い水処理への影響を調査する。
- ・ 反応タンクのＳＶを監視する。
- ・ 調査結果に応じて槽内汚泥の入れ替え等の対応を行う。

## ２－４－６． 終沈汚泥浮上時の対応

### １． 終沈汚泥浮上時の対応

- ・ 終沈汚泥浮上が確認されたら、「水処理等異常報告書」（５－Ｂ－５）に内容を記入し、直ちに担当者へ連絡する。
- ・ 生物検鏡等を実施し、速やかに原因を調査する。
- ・ 流入水は各態窒素(アンモニア・亜硝酸・硝酸)、終沈は pH と各態窒素(アンモニア・亜硝酸・硝酸)と透視度を監視する。各態窒素(アンモニア・亜硝酸・硝酸)は簡易測定とする。
- ・ 脱窒等が起きている場合は送風時間を調整して最終沈殿池での脱窒等を防ぎ、反応タンク内に放線菌等の汚泥の沈降性を阻害させる微生物が発生している場合は増殖を防ぐために送風量の調整や槽内汚泥の入れ替え等を実施する。

## ２－４－７． 放流水透視度悪化時の対応

### １． 放流水透視度悪化時の対応

- ・ 透視度が 30cm 以下に低下した場合は緊急事態とし、「水処理等異常報告書」（５－Ｂ－５）に内容を記入し、直ちに担当者へ連絡する。
- ・ 流入水質異常が疑われる場合は２－４－１に従って対応する。
- ・ 生物検鏡を行い水処理への影響を調査する。
- ・ 維持管理上の事故の場合は、放流水のＢＯＤ、残留塩素と透視度を監視する。ＢＯＤは簡易測定とする。
- ・ 調査結果や事故状況に応じて汚泥の引抜き、送風量の調整や固形塩素剤の投入等を実施する。

## 2-4-8. 濃タンゾーン分離時の対応

### 1. 濃タンゾーン分離時の対応（戸隠、豊岡、中条）

- ・ 濃タンゾーン分離(汚泥浮上)が確認されたら、「水処理等異常 報告書」（5-B-5）に内容を記入し、直ちに担当者へ連絡する。
- ・ 原因を直ちに調査する。
- ・ 原因調査結果によってスカムスキマの作動等を実施する。

## 2-5. 地震発生時の対応

### 1. 地震発生時の対応

- ・ 地震が発生した場合は、その震度により、下記対応表に従って対応する。
- ・ 特別警報(緊急地震速報)が発表された場合は非常事態とする。
- ・ その他の対応は長野市地域防災計画、長野市上下水道局震災対策計画による。

地震発生時対応表

震 度	対 応
4 以下	通常巡視時に点検
5 弱	緊急事態宣言、第 1、2 配備、場内巡視点検
5 強以上	非常事態宣言、第 3 配備、場内巡視点検

※施設に障害がでた場合、震度にかかわらず非常事態宣言、第 2 次出動

### 2. 被害発生時の対応

(国土交通省事務連絡：地震災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について)

- ・ 施設に被害が発生した場合、被害状況報告を行う（2-C、5-B）。
- ・ 震度 5 弱以上の場合、施設に被害がない場合でも被害状況報告を行う（2-C、5-B）。

## 2-6. その他の災害・事故時の対応

### 1. 水 害

- ・ 長野市地域防災計画、長野市上下水道局震災対策計画による。

## 2. 火 災

- ・ 火災の通報が寄せられた場合は緊急事態、火災が発生した場合は非常事態とし、速やかに対応する。

## 3. 感 染 症

長野市保健所から感染症集団発生に関する情報（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定されている1類感染症、2類感染症、3類感染症、4類感染症のうちのクリプトスポリジウム症、指定感染症及び新感染症に限る）があった場合は非常事態とし、次により対応する。

- 1) ウイルス、細菌性感染症が処理区域内に発生した場合
  - ・ 塩素接触水路に固形塩素剤を追加投入する。
  - ・ 職員は、手洗い（手指消毒用洗浄剤使用）を励行し、二次的感染を防ぐ。
- 2) クリプトスポリジウム症が処理区域内に発生した場合
  - ・ 水処理過程でポリ塩化アルミニウムを添加し、河川へのクリプトスポリジウムの放出を防ぐ。
  - ・ クリプトスポリジウムを含むと考えられる汚泥は、焼却処理を行う。
  - ・ 下水処理におけるクリプトスポリジウムの対策については、「下水道におけるクリプトスポリジウム検討委員会最終報告書」（日本下水道協会、平成12年3月）を参考とする。
- 3) 新型インフルエンザ等感染症が市内に発生した場合
  - ・ 下水道施設課新型インフルエンザ等対策マニュアルによる。

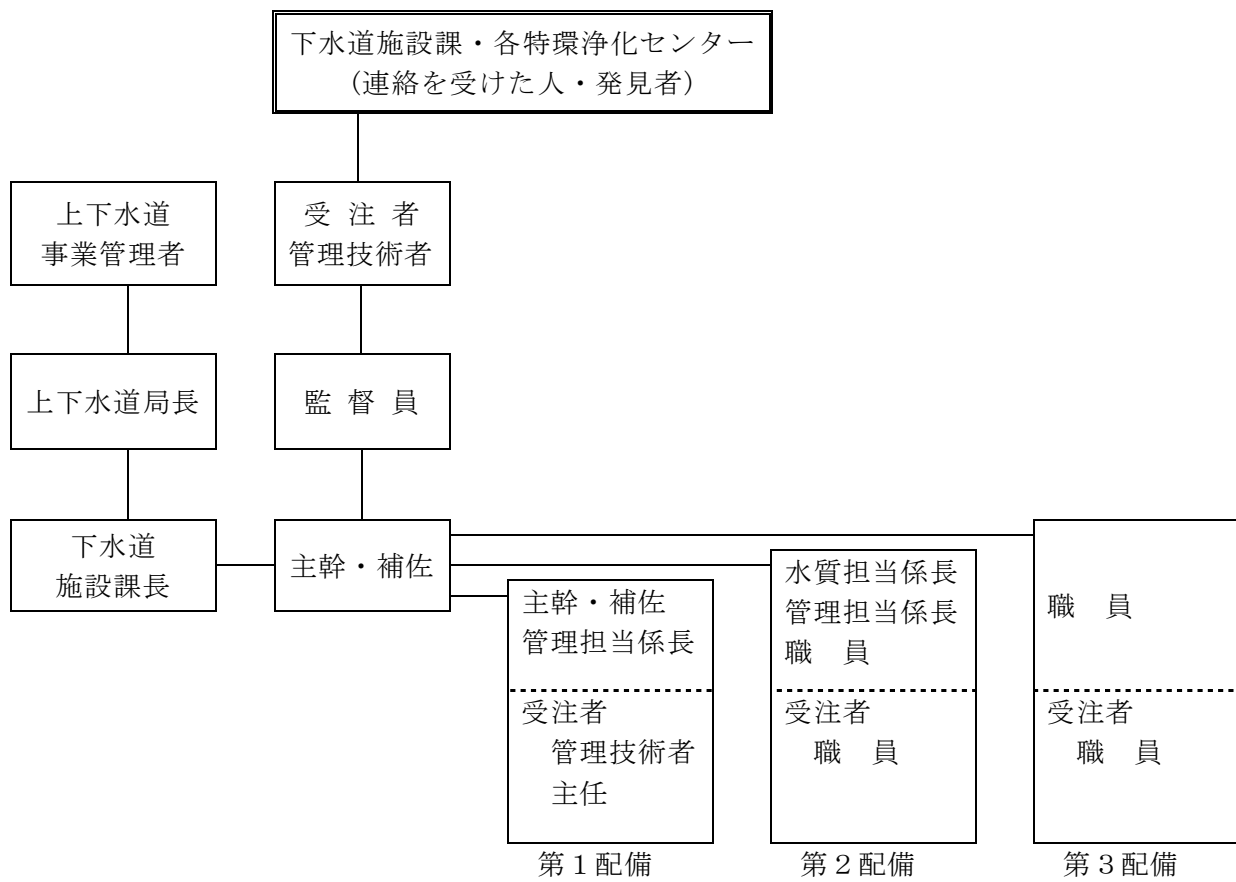
## 4. 臭気漏洩事故

- ・ 各施設から臭気が発生した場合は緊急事態とし、速やかに臭気発生場所の確認を行う。
- ・ 臭気発生が通報があった場合は緊急事態とし、速やかに発生場所の確認を行う。
- ・ 各施設敷地外に臭気が漏洩した場合は非常事態とし、速やかに対応を行う。

## 5. 事故・災害時の届出、報告等

- ・ 事故の区分  
大気汚染事故、廃棄物処理施設事故、電機事故、地震災害、下水道工事に関する事故、維持管理事故、その他の災害、労働事故
- ・ 事故の区分に応じて、関係法令等に従って届出報告等を行う（2-C、5-B）。
- ・ 届出、報告等は、下水道施設課長の責任で行う。

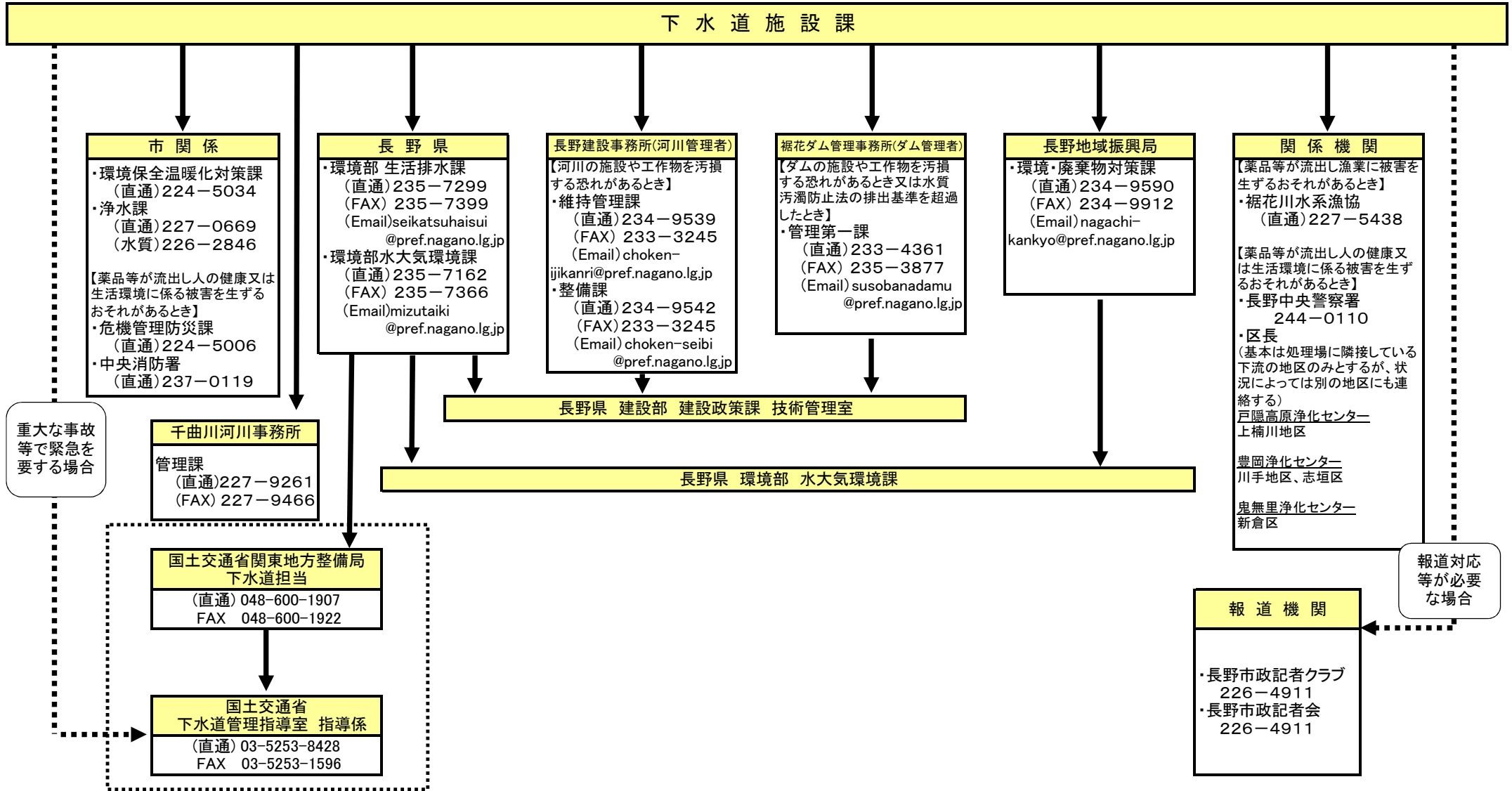
6. 下水道施設課緊急出動体制



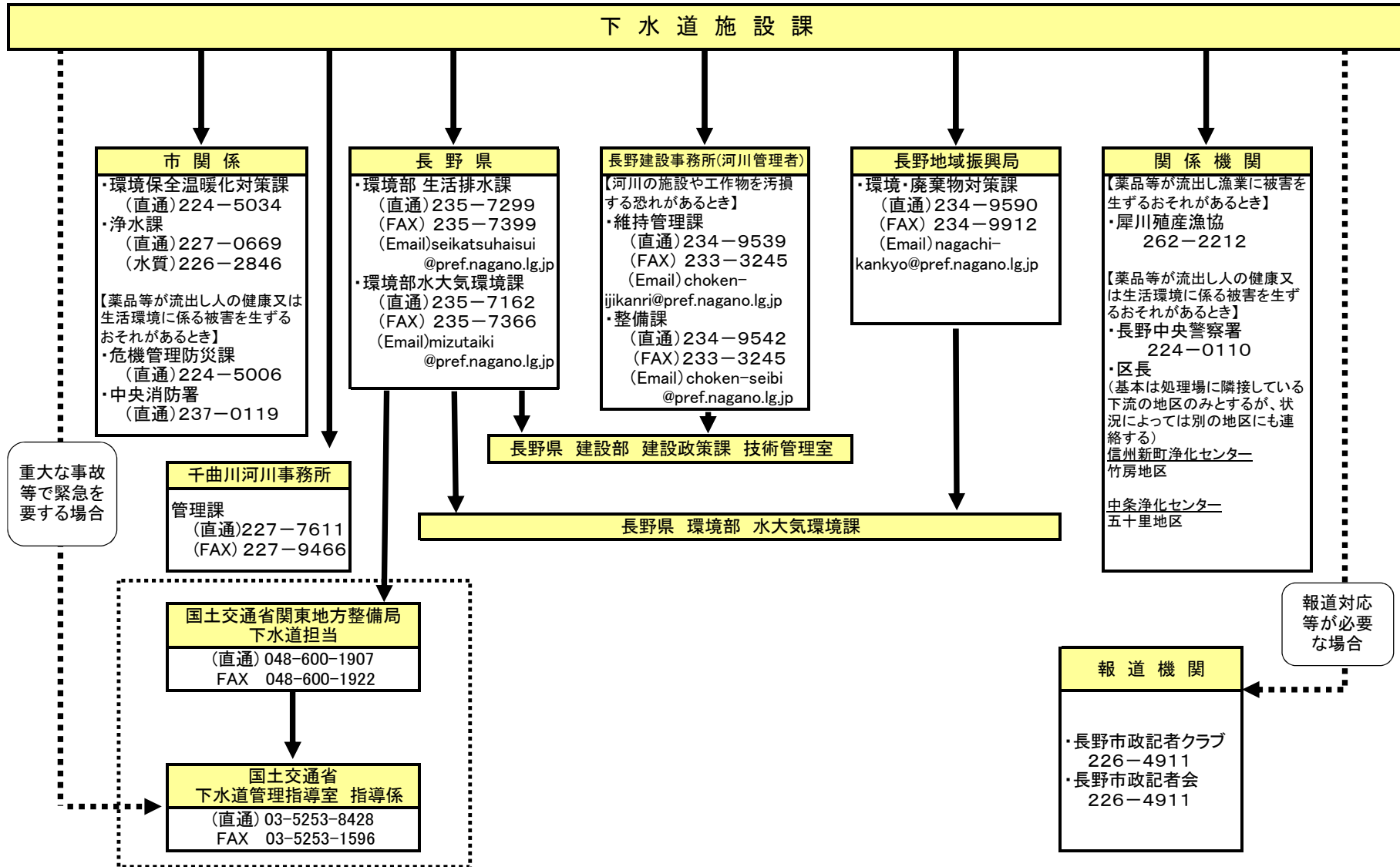
## 2-A 水処理異常の内容と対応方法

水処理異常の内容	監視項目	対応方法	サンプリング			生物 検鏡	原因 調査	異常 報告	考えられる原因など
			流入 水	終沈 出口	放流 水				
流入水質異常	[流入水] pH,ORP,電気伝導率,臭気,外観 有害金属(シアンと六価クロム等) [放流水] BOD,残留塩素,有害金属(シアンと 六価クロム等)、臭気	2-4-1により対応 油類の流入は2-4-2により対 応	○		○	○	○	○	特定事業場排水 マンホール等からの異常流入
異物の流入	沈砂池(戸隠高原) スクリーンユニット(豊岡) 汚水ヒット・スクリーンユニット(鬼無里) スクリーンユニット(信州新町) スクリーンユニット(中条) 巡視点検	2-4-3により対応					○	○	異物のマンホール投入
反応タンク・終沈異常発泡	[終沈] 透視度	2-4-4により対応				○	○	○	特定事業場排水・マンホール投入 (界面活性剤の流入、生物由来)
SV異常 (過去の結果との比較)	[反応タンク] SV	2-4-5により対応				○		○	バルキング
終沈汚泥浮上	[流入水] 硝酸・亜硝酸・アンモニア [終沈] pH、透視度、硝酸・亜硝酸・アンモニア	2-4-6により対応	○	○		○	○	○	好気・無酸素時間設定 特定事業場排水 アンモニア等の流入
放流水透視度悪化 (透視度30cm以下)	[放流水] BOD、残留塩素、透視度	2-4-7により対応 流入水異常の場合は2-4-1	○	○	○	○	○	○	亜硝酸型硝化 特定事業場排水・マンホール投入 (毒物、高BOD、硝酸亜硝酸アンモ ニア等流入) 停電等による送風機停止
濃タンゾーン分離(汚泥浮上)	濃タンゾーン、外観	2-4-8により対応					○	○	
終沈・放流水油膜発生	[終沈・放流水] 透視度、臭気、外観	2-4-2により対応					○	○	設備の油漏れ、油類の流入
異臭の発生	各設備巡視点検、臭気	油類の流入は2-4-2 油類以外は2-6により対応					○	○	油類等の流入

戸隠・鬼無里地区特環浄化センター水質事故等発生時の連絡体制



信州新町・中条地区特環浄化センター水質事故等発生時の連絡体制



2-C(1) 事故時の届出・報告一覧表

事故の区分	事故の内容	届出・報告先	電話番号	FAX	届出・報告等の根拠	様式	時期	該当事故	備考	
水質汚濁事故	1. 特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が流入し処理されないまま公共用水域に流出したとき 2. 機械故障等で水処理に支障をきたし、放流水質が水質汚濁防止法の排出基準を超過したとき 3. 薬品や汚水等の流出で河川またはダムの施設や工作物を汚損する恐れがあるとき 4. 薬品や汚水等の流出で健康または生活環境に係る被害もしくは漁業に係る被害を生ずるおそれがあるとき	環境保全温暖化対策課	026-224-5034	026-224-5108	水質汚濁防止法第14条の2、長野市公害防止条例第17条、長野市公害防止条例施行規則第12条	法:なし 条例:あり (5-B-12)	速やかに	1,2,4	・薬品、燃料の流出 ・水処理汚泥処理施設の事故	
		浄水課	026-227-0669 026-226-2846	026-227-9114	水道水源管理担当課		速やかに	1,2,4		
		危機管理防災課	026-224-5006		—		なし	—		4
		県生活排水課	026-235-7299	026-235-7399	令和4年4月1日付け雨天時侵入水に起因する事象報告について 平成25年3月15日付け県生活排水課(24生排第386号)通知 平成20年10月9日付け県生活排水課(20生排第177号)通知	あり (5-B-9,10,11)	直ちに	1,2,4		
		長野地域振興局環境・廃棄物対策課	026-234-9590	026-234-9504	—		なし	直ちに		1,2,4
		県水大気環境課	026-235-7162	026-235-7366	—		なし	直ちに		1,2,4
		長野建設事務所維持管理課	026-234-9539	026-233-3245	—		なし	直ちに		3
		長野建設事務所整備課	026-234-9542	026-233-3245	—		なし	直ちに		3
		裾花ダム管理事務所管理第一課	026-233-4361	026-235-3877	戸隠・鬼無里地区(ダム管理者)		なし	直ちに		3
		長野中央消防署 (危険物漏洩時、毒物劇物漏洩時)	026-227-8001	026-228-6772	危険物については規定なし 毒物劇物取締法第16条の2(22条第5項の準用)		なし	直ちに		1
		長野市保健所生活衛生課 (毒物劇物漏洩時)	026-226-9970	026-226-9981	毒物劇物取締法第16条の2(22条第5項の準用)		なし	直ちに		1
		長野中央警察署 (毒物劇物漏洩時)	026-244-0110				なし	直ちに		1
		千曲川河川事務所	026-227-7611	026-227-9466	—		なし	直ちに		1,2,3,4
裾花川水系漁業協同組合	026-245-2136		戸隠・鬼無里地区		なし	—	4			
犀川産産漁業協同組合	026-262-2212		信州新町・中条地区		なし	—	4			
東電ダム			信州新町・中条地区		なし	—	3			
廃棄物 処理施設事故	処理施設において破損その他の事故が発生し、処理する産業廃棄物又はこれらの処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、河川等へ流出し、地下に浸透し、又は発散したことで以下3つの事象のいずれかが発生したとき 1. 生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるとき 2. 河川またはダムの施設や工作物を汚損する恐れがあるとき 3. 漁業に係る被害を生ずるおそれがあるとき	廃棄物対策課	026-224-5034	026-224-5108	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の2、長野市公害防止条例第17条、長野市公害防止条例施行規則第12条	法:なし 条例:あり (5-B-12)	速やかに	1	・廃棄物の流出	
		浄水課	026-227-0669 026-226-2846	026-227-9114	水道水源管理担当		速やかに	1		
		危機管理防災課	026-224-5006		—		なし	—		1
		県生活排水課	026-235-7299	026-235-7399	—		なし	直ちに		1
		長野建設事務所維持管理課	026-234-9539	026-234-9605	—		なし	直ちに		2
		長野建設事務所整備課	026-234-9542	026-233-3245	—		なし	直ちに		2
		長野地域振興局環境・廃棄物対策課	026-234-9590	026-234-9504	—		なし	直ちに		1
		県水大気環境課	026-235-7162	026-235-7366	—		なし	直ちに		1
		裾花ダム管理事務所管理第一課	026-233-4361	026-235-3877	戸隠・鬼無里地区(ダム管理者)		なし	直ちに		2
		千曲川河川事務所	026-227-7611	026-227-9466	—		なし	直ちに		1,3
		裾花川水系漁業協同組合	026-245-2136		戸隠・鬼無里地区		なし	—		3
		犀川産産漁業協同組合	026-262-2212		信州新町・中条地区		なし	—		3



## 2-C(2). 事故時の届出・報告一覧表

事故の区分	事故の内容	届出・報告先	電話番号	FAX	届出・報告等の根拠	様式	時期	備考
電気事故	電気関係報告規則第3条第2項の表参照	中部近畿産業保安監督部長(中部近畿産業保安監督部電力安全課)	052-951-2817	052-951-9802	電気事業法第106条第4項、電気関係報告規則第3条第2項	あり(5-B-15)	48時間以内	〒460-8510 愛知県名古屋市中区 三の丸二丁目5番2号
地震災害	地震が発生し、下水道施設に被害が発生したとき	県生活排水課	026-235-7299	026-235-7399	平成24年12月12日国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課事務連絡	あり(5-B-8)	速やかに	関連文書 5-A
		長野建設事務所管理計画課	026-234-9540	026-234-9605		あり(5-B-8)		
下水道工事に 関する事故	下水道工事で事故が発生したとき (事業团委託工事含む)	県生活排水課	026-235-7299	026-235-7399	平成24年12月18日付け県生活排水課(24生排第277号)通知	あり(5-B-13)	速やかに	関連文書 5-A
		長野建設事務所管理計画課	026-234-9540	026-234-9605		あり(5-B-13)		
維持管理事故・ その他の災害	その他の事故・災害が発生したとき	県生活排水課	026-235-7299	026-235-7399	平成24年12月18日付け県生活排水課(24生排第277号)通知	あり(5-B-14)	速やかに	関連文書 5-A
		長野建設事務所管理計画課	026-234-9540	026-234-9605		あり(5-B-14)		
事故・労働災害	労働安全衛生規則第96条参照 火災爆発・高速回転体 破裂・ボイラー煙道ガス 破裂爆発・クレーン事故	総務課→長野労働基準監督署長	026-223-6310	026-223-0576	労働安全衛生規則第96条	あり(5-B-16)	遅滞なく	
	労働安全衛生規則第97条参照 労働者死傷事故				労働安全衛生規則第97条	あり(5-B-16)	遅滞なく	

\* 上表の届出・報告は、下水道施設課長の判断・責任で行う。

2-D. 浸水想定区域等(土砂災害、水害)

NO	名称	所在地	土砂災害			水害		停電 発電機容量
			土砂災害	急傾斜	地すべり	浸水レベル L1(1回/100年)	仮設盤	
豊岡 処 理 区(豊岡浄化センター)								
52-6	上楡木	戸隠豊岡3335	—	—	○	—	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA
52-13	西	戸隠豊岡1332	—	特別	—	—	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA
52-15	小林(役場下)	戸隠豊岡2192-2	—	—	○	—	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA
52-16	長峰	戸隠豊岡3361	—	—	○	—	鶴見K型(7.5kW)	15kVA
52-17	峰村	戸隠豊岡3977	—	—	○	—	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA
52-19	平沢	戸隠豊岡平沢6408-2	—	—	○	—	鶴見K型(7.5kW)	25kVA
52-21	豊岡処理場前	戸隠豊岡15-1	—	—	—	—	鶴見K型(7.5kW)	25kVA
52-22	下楠川	戸隠豊岡7553	警戒	警戒	○	—	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA
52-24	母袋	戸隠豊岡9598	—	—	○	—	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA
52-25	奈良尾	戸隠豊岡9102	—	—	○	—	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA
52-26	中ノ地	戸隠豊岡1965-3	—	—	○	—	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA
52-27	下楠川 原山	戸隠豊岡	—	—	○	—	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA
52-30	小嶋	戸隠豊岡6394-1	警戒	特別	○	—	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA
鬼無里 処 理 区(鬼無里浄化センター)								
53-0	鬼無里浄化センター		警戒	—	—	0.5m未満	—	—
53-1	下新倉	鬼無里2019	—	—	○	—	鶴見K型(7.5kW)	25kVA
53-2	森林組合	鬼無里2552	—	—	○	—	鶴見K型(7.5kW)	25kVA
53-3	越上り上	鬼無里	—	—	○	—	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA
53-4	越上り下	鬼無里	—	—	○	—	鶴見S型(2.2kW)	15kVA
53-5	須田町	鬼無里407-3	—	警戒	—	—	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA
53-6	下沖	鬼無里94	警戒	—	—	—	鶴見K型(7.5kW)	25kVA
53-7	南町	鬼無里南町	—	警戒	○	—	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA
53-8	坂口団地	鬼無里	—	—	○	—	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA
53-9	和田	鬼無里和田2874	—	—	—	—	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA
53-10	ワナデ沢	鬼無里小橋2842	—	警戒	—	—	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA
53-12	四角面(東町)	鬼無里2914-1	—	—	○	—	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA
53-13	蓬平	鬼無里2662-2	—	—	○	—	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA
53-14	松原	鬼無里12437	—	—	○	—	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA
53-15	和田2	鬼無里2872	警戒	—	—	—	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA
信州 新 町 処 理 区(信州新町浄化センター)								
54-0	信州新町浄化センター		警戒	—	—	—	—	60kVA
54-1	新町1号	信州新町大字新町町裏沖32-11	—	—	—	2.0m~5.0m未満	—	60kVA
54-2	新町2号	信州新町大字新町神田沖1000-1	—	—	—	2.0m~5.0m未満	鶴見K型(7.5kW)	25kVA
54-3	新町3号	信州新町大字新町100-5	—	—	—	2.0m~5.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA
54-5	竹房2号	信州新町大字竹房1007-2	警戒	—	—	—	鶴見K型(7.5kW)	15kVA
54-6	上条1号	信州新町大字上条2058-4	—	—	○	—	鶴見K型(7.5kW)	25kVA
54-8	上条3号	信州新町大字上条106-1	警戒	—	—	1.0m~2.0m未満	鶴見K型(7.5kW)	25kVA
54-9	上条4号	信州新町大字上条345-4	警戒	—	—	—	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA
54-10	上条5号	信州新町大字上条1900	警戒	—	—	—	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA
54-11	穂刈1号	信州新町大字穂刈2-9	—	—	—	2.0m~5.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA
中 条 処 理 区 (中条浄化センター)								
55-0	中条浄化センター		—	—	○	—	—	60kVA
55-1	大野	中条村住良木6971	—	—	—	0.5m未満	鶴見K型(7.5kW)	15kVA
55-4	保高第1	中条村住良木8289-4	—	—	—	0.5m~1.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA
55-5	保高第2	中条村住良木	警戒	—	—	—	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA
55-6	道の駅	中条村住良木	—	特別	—	—	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA
55-9	青木第1	中条村中条64-5	警戒	—	—	—	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA
55-10	青木第2	中条村中条住良木612付近	警戒	—	—	—	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA
55-11	長谷鳥	中条村中条2829-2	警戒	警戒	—	—	鶴見K型(7.5kW)	15kVA
55-17	境の沢	中条村日下野30-2	—	特別	—	—	鶴見K型(7.5kW)	7.5kVA
55-19	下五十里第1	中条村日高2420-3	—	—	○	—	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA
55-20	下五十里第2	中条村日高485-1下五十里内	警戒	警戒	—	—	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA
55-21	下五十里第3	中条村日高409	警戒	—	—	—	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA
55-22	上五十里団地第1	中条村日高上五十里団地811	—	警戒	—	—	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA
55-24	大久保宅	中条村住良木2369	警戒	警戒	—	—	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA
55-25	松本宅	中条村中条2905-1	—	—	—	1.0m~2.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA
55-27	早川宅	中条村日下野12-1口	—	警戒	—	—	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA
55-33	溝口宅	中条村中条住良木字青木	警戒	—	○	—	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA
55-37	酒井宅	中条村日下野24-2	—	警戒	—	—	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA



## 4-1. マンホールポンプ場の管理

### 1. マンホールポンプ場概要

- ・ マンホールポンプ場は、排水自然流下不全地域の下水をポンプアップし、自然流下の可能な地区まで汚水を圧送するための施設である。
- ・ 各特環処理区マンホールポンプ場を4-Aに示す。

戸隠高原処理区	27ヶ所	
豊岡処理区	30ヶ所	
鬼無里処理区	15ヶ所	
信州新町処理区	11ヶ所	
中条処理区	38ヶ所	計121ヶ所

### 2. マンホールポンプ場の管理

#### 1) 巡視点検及び清掃

- ・ 点検回数：4回/年
- ・ 点検項目：マンホール点検（外部点検）
  - ① 人孔蓋の点検ポンプ制御盤点検
  - ① 外観の点検
  - ② ポンプ動作確認
  - ③ 警報ランプ点灯の有無
  - ④ ポンプ運転時間、回数の記録及び異常の確認
  - ⑤ ポンプ絶縁抵抗の測定マンホール点検（内部点検）
  - ① マンホール内部のひび割れ、塗装の剥離、漏水の有無の確認
  - ② 機器類の腐食状況確認
  - ③ ポンプの異常な発生音の感知
  - ④ 異常な水位の痕跡確認
  - ⑤ 異常な臭気の発生確認
  - ⑥ スカム及び堆積汚泥の状況確認
  - ⑦ 水位計センサー、レベルスイッチの点検
  - ⑧ 高圧洗浄機を使用した内部清掃、必要に応じ、バキューム車により、堆積物の除去を行う。ポンプ制御盤点検
  - ① 非常通報装置の通報確認
  - ② 水位計変換機の点検

#### 2) 汚水ポンプ定期点検

- ・ 点検回数：1回/年
  - ・ 点検項目：1)の作業
- 汚水ポンプの引上げ点検
- ① 腐食、損傷等の確認
  - ② ポンプの清掃
  - ③ オイル、オイルシールの確認、交換
  - ④ インペラー、ケーシング等の磨耗状況確認
  - ⑤ ケーブルの損傷状況確認

## 4-2. マンホールポンプ場の運転

### 1. 汚水ポンプの運転方法

- ・ 水位計及びフロートスイッチによる自動運転とする
- ・ 汚水ポンプが2台設置されている場合は自動運転時交互運転とする。

## 4-3. マンホールポンプ場の 停電・故障・浸水時の対応

### 1. 停電時の対応

- ・ 市内で停電が発生した場合、停電により汚水が流出する恐れがある場合は緊急事態、停電が長時間にわたり、汚水が流出した場合は、非常事態とし、発電機・バキューム車等の手配を行い、汚水の流出防止に努める。

なお、特環地区における発電機配備状況は以下のとおり。

戸隠・鬼無里エリア・・・戸隠高原浄化センター 7.5kVA 1台  
新町・中条エリア・・・中条浄化センター 7.5kVA 1台

※25kVA・60kVAの発電機は東部浄化センターに配備しているため、必要に応じて使用する。

- ・ 汚水が流出した場合は、流出経路等を消石灰で消毒し、環境（河川）影響調査を行う。  
又、2-B、2-Cにより対応し、県生活排水課、県水大気環境課及び市環境保全温暖化対策課へ指定様式（5-B）で報告する。

### 2. 故障時の対応

- ・ 故障の通報があった場合は、速やかに現地へ赴き、対応する。
- ・ ポンプ等の故障により汚水流出する恐れがある場合は、緊急事態、汚水が流出した場合は非常事態とし、発電機・バキューム車の手配を行い、汚水の流出防止に努める。
- ・ 汚水が流出した場合は、流出経路等を消石灰で消毒し、環境（河川）影響調査を行う。  
又、2-B、2-Cにより対応し、県生活排水課、県水大気環境課及び市環境保全温暖化対策課へ指定様式（5-B）で報告する。

### 3. 浸水時の対応

- ・ 浸水が想定されるマンホールポンプ場は、2-D浸水想定区域図のとおり。
- ・ 浸水時は、2次災害防止の観点から、速やかに現地へ赴くことは行わない。浸水水位が減少し、安全が確認された後に仮復旧や汚水の流出防止の対応を行う。
- ・ 災害復旧資料作成のため、現場維持に努め、被災した制御盤の清掃や修繕は、災害復旧資料作成業務が終了するまで実施しないこと。

## 特環マンホールポンプ場

戸隠高原処理区(戸隠高原浄化センター)

No.	ポンプ場			汚水ポンプ							電力の種別	機器の異常通報		投込圧力式水位計		運 転 時間計	非常用 電源端子	接続想定 発電機	備考		
	番号	名 称	供用開始	号機	設置年度	形式	出力(kW)	吐出量(m <sup>3</sup> /min)	揚程(m)	口径(mm)		ケーブル長(m)	非常通報装置	その他	型式					FSの有無	
1	51-1	奥社入口	1997	1	1997	CW65	1.5	0.2	13.2	65	30	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA		
				2	2017	CW65	1.5	0.2	13.2	65	30										
2	51-2	竹細工センター	1995	1	2020	CNWX801-P80G	5.5	0.26	21.1	80	20	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	25kVA		
				2	2018	CNWX801-P80G	5.5	0.26	21.1	80	20										
3	51-3	民族館上	1995	1	2022	CW100-P80G	5.5	0.36	24.0	80	20	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	25kVA		
				2	2018	CW100-P80G	5.5	0.36	24.0	80	20										
4	51-4	午王峯北	1995	1	1995	CW80-P80G	3.7	0.5	15.3	80	20	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	15kVA		
				2	2019	CNWX80-P80G	3.7	0.5	15.3	80	20										
5	51-5	午王峯南	1998	1	1998	CW65	1.5	0.2	12.2	65	8	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA		
				2	1998	CW65	1.5	0.2	12.2	65	8										
6	51-6	ヴィラ戸隠	1995	1	1995	CW100-P80G	5.5	0.5	17.8	80	8	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	25kVA		
				2	2018	CNWX801-P80G	5.5	0.5	17.8	80	8										
7	51-7	ダイフク横	1999	1	1999	CVL651-P65G	1.5	0.159	8.0	65	20	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA		
				2	2021	CNWX651	0.75	0.159	8.0	65	20										
8	51-8	タンネ前	1997	1	1997	CW65-P80G	1.5	0.56	6.5	80	20	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA		
				2	2018	CNWX651-P80G	1.5	0.56	6.5	80	20										
9	51-9	シャレー	1996	1	2017	CNWX651	1.5	0.2	10.0	65	20	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA		
				2	1996	CW65-P65G	1.5	0.2	10.0	65	20										
10	51-10	白樺ロッジ前	1995	1	2017	CN1502	22.0	1.92	30.0	150	20	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	60kVA		
				2	2022	CN150	22.0	1.92	30.0	150	20										
11	51-11	植物園前	1998	-	2020	攪拌機SM400	0.4				20	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	15kVA		
				1	1998	CW80-P65G	3.7	0.16	18.6	65	20										
12	51-12	越水ロッジ	1996	2	2018	CNWX651-P65G	3.7	0.16	18.6	65	20	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA		
				1	1996	CW80-P65G	2.2	0.2	14.8	65	20										
13	51-13	越水ロッジ南	1996	1	2021	CNWX651	3.7	0.2	17.1	65	20	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	15kVA		
				2	2020	CNWX651	3.7	0.2	17.1	65	20										
14	51-14	モミの木山荘	2001	1	2018	CR501S	0.4	0.071	5.0	50	5	電灯	-	回転灯	ML-122・MC-123	○	-	○	7.5kVA	個人宅	
15	51-15	諏訪宅	2003	1	2019	CR501	0.75	0.071	8.5	50		低圧電力	-	回転灯	ML-122・MC-123	○	-	-	7.5kVA	個人宅	
16	51-16	飯島宅	2006	1	2006	AOS50MG22.2-63	2.2	0.231	4.6	50		低圧電力	-	回転灯	ML-122・MC-123	○	○	-	7.5kVA	個人宅	
17	51-17	中央	1995	1	1995	CW65	1.5	0.36	8.7	65	20	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA		
				2	2016	CNWX651	1.5	0.36	8.7	65	20										
18	51-18	あわら	1995	1	1995	CVL501-P65B	0.75	0.119	4.0	65	20	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA		
				2	2020	CNWX651	0.75	0.119	4.0	65	20										
19	51-19	保育園	1995	1	1995	CVL501	0.75	0.199	5.7	50	20	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA		
				2	1995	CVL501	0.75	0.199	5.7	50	20										
20	51-20	坂本	1995	1	2020	CNWX651	1.5	0.2	7.5	65	20	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA		
				2	1995	CW65-P65	1.5	0.2	7.5	65	20										
21	51-21	ふたん沢	1997	1	1997	CW100-P80G	5.5	0.48	20.6	80	20	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	25kVA		
				2	2019	CNWX801-P80G	5.5	0.48	20.6	80	20										
22	51-22	西根	1995	1	1995	CW65-P65G	1.5	0.2	8.7	65	30	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA		
				2	2019	CNWX65-P65G	1.5	0.2	8.7	65	30										
23	51-23	深雪山荘	1997	1	1997	CKF40H	1.2	0.088	12.0	40	15	低圧電力	-	プザー	ML-122・MC-123	○	-	-	7.5kVA	個人宅	
24	51-24	柳沢宅	1998	1	2022	CR501S	0.4	0.071	4.8	50	20	-	電灯	-	回転灯	ML-122・MC-123	○	-	-	7.5kVA	個人宅
25	51-25	水源地	1998	1	2022	32MG21.5	1.50	0.060	21.0	32	6	低圧電力	-	回転灯	-	-	○	-	-	7.5kVA	個人宅
26	51-26	矢後宅	2001	1	2019	CR501	0.75	0.071	10.6	50	20	低圧電力	-	回転灯	ML-122・MC-123	○	○	-	7.5kVA	個人宅	
27	51-27	高橋宅	2001	1	2019	CR501	0.75	0.2	8.1	50	5	低圧電力	-	回転灯	ML-122・MC-123	○	○	-	7.5kVA	個人宅	

\*CSDJ-D: コルソス (NEC)

\*ML-122・MC-123: 投込圧力式水位計 (JFE) \*FS: フリクトレベルスイッチ

特環マンホールポンプ場

豊岡処理区(豊岡浄化センター)

No.	ポンプ場			汚水ポンプ							電力の種別	機器の異常通報		投込圧力式水位計		運転 時間計	非常用 電源端子	接続想定 発電機	備考		
	番号	名称	供用開始	号機	設置年度	形式	出力(kW)	吐出量(m <sup>3</sup> /min)	揚程(m)	口径(mm)		ケーブル長(m)	非常通報装置	その他	型式					FSの有無	
1	52-1	諸沢	2000	1	2021	CNWX801-P80G	5.5	0.159	23.2	80	20	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	25kVA		
				2	2000	CWF80-PG	7.5	0.159	23.2	80	20										
2	52-2	諸沢上①	2001	1	2001	CVL501-P50	0.75	0.071	5.5	50	50	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA	マンホール:2箇所	
				2	2001	CVL501-P65B	0.75	0.159	6.4	65	30										
		3	2001	CVL501-P65B	0.75	0.159	6.4	65	30												
3	52-3	二条	2000	1	2016	CNWX801-P80G	7.5	0.283	24.6	80	20	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	25kVA		
				2	2019	CNWX801-P80G	7.5	0.283	24.6	80	20										
4	52-4	大中	2000	1	2000	CW80-P65G	3.7	0.159	15.7	65	20	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	15kVA		
				2	2000	CW80-P65G	3.7	0.159	15.7	65	20										
5	52-5	中村	2000	1	2000	CVL651-P65G	1.5	0.159	6.8	65	20	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA		
				2	2000	CVL651-P65G	1.5	0.159	6.8	65	20										
6	52-6	上楡木	1998	1	2017	CNWX651	1.5	0.159	10.3	65	20	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA		
				2	1998	CW65	1.5	0.159	10.3	65	20										
7	52-7	中島	2001	1	2001	CW65-P65G	1.5	0.159	10.5	65	30	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA		
				2	2001	CW65-P65G	1.5	0.159	10.5	65	30										
8	52-8	尾上	2002	1	2002	CVL651	1.5	0.159	7.8	65	30	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA		
				2	2002	CVL651	1.5	0.159	7.8	65	30										
9	52-9	原	2002	1	2002	CW65-P80G	1.5	0.159	10.0	80	30	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA		
				2	2002	CW65-P80G	1.5	0.159	10.0	80	30										
10	52-10	銚子口	2002	1	2002	CV80-P65G	3.7	0.2	11.0	65	20	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	15kVA		
				2	2002	CV80-P65G	3.7	0.2	11.0	65	20										
11	52-11	和沢	2002	1	2021	CNWX651	0.75	0.159	5.4	65	20	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA		
				2	2018	CVC501-P65B	0.75	0.159	5.4	65	20										
12	52-12	鳥居原	2003	1	2003	CW65-P65G	1.5	0.159	13.3	65	30	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA		
				2	2003	CW65-P65G	1.5	0.159	13.3	65	30										
13	52-13	西	2001	1	2001	CKM32H	1.0	0.046	8.7	32	20	低圧電力	-	回転灯	ML-122・MC-123	○	-	-	7.5kVA	個人宅	
14	52-14	中林(中耕)	2004	1	2014	CRS501S	0.75	0.039	6.4	50		電灯	-	回転灯	-	-	○	-	7.5kVA	個人宅	
15	52-15	小林(役場下)	2001	1	2001	CVL501	0.75	0.071	7.7	50	20	低圧電力	-	回転灯	ML-122・MC-123	○	○	-	7.5kVA	個人宅	
16	52-16	長峰	1998	1	1998	CW80	3.7	0.159	17.6	80	20	低圧電力	-	回転灯	ML-122・MC-123	○	○	-	15kVA	個人宅	
17	52-17	峰村	2002	1	2019	CR501S	0.4	0.071	2.0	50		電灯	-	回転灯	ML-122・MC-123	○	-	-	7.5kVA	個人宅	
18	52-18	市川	2006	1	2019	CR501	0.75	0.180	10.0	50	20	低圧電力	-	回転灯	-	○	○	-	7.5kVA	個人宅	
19	52-19	平沢	2001	1	2021	CNWX801	5.5	0.2	21.0	80	20	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	25kVA		
				2	2017	CNWX1001	5.5	0.2	21.0	80	20										
20	52-20	折橋	2000	1	2019	CNWX801-P80G	5.5	0.2	22.5	80	40	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	25kVA		
				2	2000	CW100-P80G	5.5	0.2	22.5	80	40										
21	52-21	豊岡処理場前	2002	1	2002	CW100-P80G	5.5	0.912	17.9	80	30	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	25kVA		
				2	2002	CW100-P80G	5.5	0.912	17.9	80	30										
22	52-22	下楠川	2003	1	2003	CW65-P65G	1.5	0.283	8.8	65	30	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA		
				2	2003	CW65-P65G	1.5	0.283	8.8	65	30										
23	52-23	下楠川下	2003	1	2003	CVL651-P65G	1.5	0.307	5.5	65	30	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA		
				2	2003	CVL651-P65G	1.5	0.307	5.5	65	30										
24	52-24	母袋	2002	1	2002	CW65	1.5	0.159	13.7	65	30	低圧電力	電灯	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA	電灯は水道維持課で使用
				2	2002	CW65	1.5	0.159	13.7	65	30										
25	52-25	奈良尾	2003	1	2003	CVL651-P65G	1.5	0.159	7.0	65	30	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA		
				2	2003	CVL651-P65G	1.5	0.159	7.0	65	30										
26	52-26	中ノ地	2003	1	2003	CVL651-P65G	1.5	0.2	3.5	65			SV-26		気泡式 PA20	○	○	○	7.5kVA	受電無し	
				2	2003	CVL651-P65G	1.5	0.2	3.5	65											
27	52-27	下楠川 原山	2003	1	2022	CR501S	0.4	0.071	2.9	50	5	電灯	-	回転灯	ML-122・MC-123	○	-	-	7.5kVA	個人宅	
28	52-28	宇和原 原山	2002	1	2002	CKM32HS	1.0	0.026	5.6	32		電灯	-	回転灯	ML-122・MC-123	○	-	-	7.5kVA	個人宅	
29	52-29	塚田	2001	1	2001	CR50	0.75	0.071	6.9	50	20		-	回転灯	気泡式 PA10	○	-	-	7.5kVA	個人宅、受電無し	
30	52-30	小嶋	2001	1	2019	CR501T	0.75	0.071	7.9	50	20	低圧電力	-	回転灯	ML-122・MC-123	○	○	-	7.5kVA	個人宅	

\*CSDJ-D: コルソス (NEC) \*ML-122・MC-123: 投込圧力式水位計 (JFE) \*PA10、PA20: 気泡式水位計 (新明和) \*FS: フリクトレレベルスイッチ

設備機器一覧

鬼無里処理区(鬼無里浄化センター)

No.	ポンプ場			汚水ポンプ						電力の種別	機器の異常通報		投込圧力式水位計		運転時間計	非常用電源端子	接続想定発電機	備考			
	番号	名称	供用開始	号機	設置年度	形式	出力(kW)	吐出量(m <sup>3</sup> /min)	揚程(m)		口径(mm)	ケーブル長(m)	非常通報装置	その他					型式	FSの有無	
1	53-1	下新倉	1998	1	1998	80DV 65.5	5.5	0.16	12.0	80	20	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	25kVA		
				2	1998	80DV 65.5	5.5	0.16	12.0	80	20										
2	53-2	森林組合	1998	1	2021	CNWX801	7.5	0.78	16.5	80	20	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	25kVA		
				2	2017	CNWX801	7.5	0.78	16.5	80	20										
3	53-3	越上り上	1998	1	1998	CVL501-P50	0.75	0.159	5.8	50	20	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA		
				2	2019	CNM50-P50	0.75	0.159	5.8	50	20										
4	53-4	越上り下	1998	1	2022	CNWX651-P65G	3.7	0.159	17.7	65	20	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	15kVA		
				2	1998	CW80-P65G	3.7	0.159	17.7	65	20										
5	53-5	須田町	1998	1	1998	65DV 62.2	2.2	0.16	10.1	65	20	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA		
				2	1998	65DV 62.2	2.2	0.16	10.1	65	20										
6	53-6	下沖	1998	1	2022	CNWX801	5.5	0.42	14.5	80	20	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	25kVA		
				2	2022	CNWX801	5.5	0.42	14.5	80	20										
7	53-7	南町	1999	1	2017	CNWX651	1.5	0.243	9.0	65	85	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA		
				2	2016	CNWX651	1.5	0.243	9.0	65	85										
8	53-8	坂口団地	1999	1	1999	CVL501-P65B	0.75	0.159	5.7	65	20	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA		
				2	2022	CNWX651-P65GWX	0.75	0.159	5.7	65	20										
9	53-9	和田	2000	1	2018	CW80-P80G	2.2	0.159	12.6	80	20	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA		
				2	2000	CW80-P80G	2.2	0.159	12.6	80	20										
10	53-10	ワナヅ沢	2000	1	2000	CVL501-P65B	0.75	0.159	4.6	65	20	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA		
				2	2000	CVL501-P65B	0.75	0.159	4.6	65	20										
11	53-11	小橋	2000	1	2018	CW65-P80G	1.5	0.159	12.0	80	20	低圧電力	-	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA	
				2	2000	CW65	1.5	0.159	12.0	80	20										
12	53-12	四角面(東町)	1999	1	1999	50DV 6.75	0.75	0.06	7.0	50	30	低圧電力	-	回転灯	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA	個人宅	
				2	1999	50DV 6.75	0.75	0.06	7.0	50	30										
13	53-13	蓬平	2000	1	2000	40DG 61.5	1.5	0.045	12.1	40	20	低圧電力	-	回転灯	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA	個人宅	
				2	2000	40DG 61.5	1.5	0.045	12.1	40	20										
14	53-14	松原	2000	1	2000	40DG 61.5	1.5	0.045	13.6	40		-	-	-	回転灯	エアパージ装置	○	○	○	7.5kVA	個人宅 受電無し
				2	2000	40DG 61.5	1.5	0.045	13.6	40											
15	53-15	和田2	2000	1	2000	50DV 6.75	0.75	0.06	7.1	50		-	-	-	回転灯	エアパージ装置	○	○	○	7.5kVA	個人宅 受電無し
				2	2000	50DV 6.75	0.75	0.06	7.1	50											

\*CSDX、CS-D7：コルソス (NEC)

\*PA10、PA1：気泡式水位計 (新明和)

\*PLD120：投込式圧力水位計 (ノーケン)

\*LPR-10-16：投込式圧力水位計 (WaterAgency)

\*FS：フリクトレベルスイッチ



特環マンホールポンプ場

信州新町処理区(信州新町浄化センター)

No.	ポンプ場			汚水ポンプ							電力の種別	機器の異常通報		投込圧力式水位計		運 転 時間計	非常用 電源端子	接続想定 発電機	備考	
	番号	名 称	供用開始	号機	設置年度	形式	出力(kW)	吐出量(m <sup>3</sup> /min)	揚程(m)	口径(mm)		ケーブル長(m)	非常通報装置	その他	型式					FSの有無
1	54-1	新町1号	1999	1	2017	CWH100	22	1.696	33.0	100	40	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	60kVA	
				2	2016	CWH100	22	1.696	33.0	100	40									
2	54-2	新町2号	2000	1	2017	CNWX801	5.5	0.84	15.0	80	40	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	25kVA	
				2	2000	UBS80-65.5	5.5	0.84	15.0	80	40									
3	54-3	新町3号	2004	1	2004	SUV65-60.75	0.75	0.16	5.0	65	20	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA	浸水検知器あり
				2	2019	CNWX651-P65G	0.75	0.16	5.0	65	20									
4	54-4	竹房1号	1999	1	1999	UBS80-63.7	3.7	0.281	18.0	80	30	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	LPR-10-16	○	○	○	15kVA	
				2	1999	UBS80-63.7	3.7	0.281	18.0	80	30									
5	54-5	竹房2号	1999	1	2019	CNWX801-P80G	3.7	0.265	16.0	80	20	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	15kVA	
				2	1999	UBS80-63.7	3.7	0.265	16.0	80	20									
6	54-6	上条1号	1999	1	1999	UBS80-65.5	5.5	0.42	18.0	80	30	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	LPR-10-16	○	○	○	25kVA	
				2	2017	CNWX801	5.5	0.42	18.0	80	30									
7	54-7	上条2号	2000	1	2019	CNWX801-P80G	3.7	0.303	15.0	80	20	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	LPR-10-16	○	○	○	15kVA	
				2	2000	UBS80-63.7	3.7	0.303	15.0	80	20									
8	54-8	上条3号	2000	1	2014	CNWX801-P80G	5.5	0.267	21.0	80	30	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	25kVA	
				2	2019	CNWX801-P80G	5.5	0.267	21.0	80	30									
9	54-9	上条4号	2002	1	2002	UBS80-61.5	1.5	0.159	10.0	80	30	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA	
				2	2020	CNWX801	1.5	0.159	10.0	80	30									
10	54-10	上条5号	2002	1	2002	SUG40-61.2A	1.2	0.160	12.0	40	30	低圧電力	-	回転灯	-	○	○	○	7.5kVA	個人宅
11	54-11	穂刈1号	2000	1	2000	UBS80-62.2	2.2	0.30	14.0	80	50	低圧電力	CSDJ-D	クラウド監視	LPR-10-16	○	○	○	7.5kVA	
				2	2018	CNWX651-P80G	2.2	0.30	14.0	80	50									

\*CSDX、CS-D7、CSDJ-B：コルソス (NEC) \*LPR-10-16：投込圧力式水位計 (WaterAgency) \*ML-122・MC-123：投込圧力式水位計 (JFE) \*FS：フリクトレベルスイッチ

特環マンホールポンプ場

中条処理区(中条浄化センター)

No.	ポンプ場			汚水ポンプ						電力の種別		機器の異常通報		投込圧力式水位計		運 転 時間計	非常用 電源端子	接続想定 発電機	備考	
	番号	名 称	供用開始	号機	設置年度	形式	出力(kW)	吐出量(m <sup>3</sup> /min)	揚程(m)	口径(mm)	ケーブル長(m)	非常通報装置	その他	型式	FSの有無					
1	55-1	大野	2002	1	2002	UBS65-63.7	3.7	0.16	16.0	65	低圧電力	-	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	15kVA	
				2	2002	UBS65-63.7	3.7	0.16	16.0	65										
2	55-2	住良木団地	2002	1	2022	CNWX651-P65G	1.5	0.16	10.5	65	低圧電力	-	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA	
				2	2002	UBS65-61.5	1.5	0.16	10.5	65										
3	55-3	寒沢	2002	1	2017	CNWX801	3.7	0.3	15.0	80	低圧電力	-	CSDJ-D	クラウド監視	LPR-10-16	○	○	○	15kVA	
				2	2022	CNWX801	3.7	0.3	15.0	80										
4	55-4	保高第1	2002	1	2019	CNWX651-P65G	1.5	0.22	9.0	65	低圧電力	-	CSDJ-D	クラウド監視	LPR-10-16	○	○	○	7.5kVA	
				2	2002	SUV65-62.2	2.2	0.22	9.0	65										
5	55-5	保高第2	2003	1	2022	CNWX651-P65G	1.5	0.16	6.5	65	低圧電力	-	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA	
				2	2003	SUV65-61.5L	1.5	0.16	6.5	65										
6	55-6	道の駅	2003	1	2003	SUV65-61.5	1.5	0.16	8.0	65	低圧電力	-	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA	
				2	2003	SUV65-61.5	1.5	0.16	8.0	65										
7	55-7	月夜棚第1	2003	1	2003	SUG40-61.2A	1.2	0.071	11.0	40	低圧電力	-	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA	
				2	2003	SUG40-61.2A	1.2	0.071	11.0	40										
8	55-8	月夜棚第2	2003	1	2003	SUG40-61.2A	1.2	0.071	11.0	40	低圧電力	-	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA	
				2	2003	SUG40-61.2A	1.2	0.071	11.0	40										
9	55-9	青木第1	2002	1	2017	CNWX651	1.5	0.42	8.0	65	低圧電力	-	CSDJ-D	クラウド監視	LPR-10-16	○	○	○	7.5kVA	
				2	2020	CNWX651	1.5	0.42	8.0	65										
10	55-10	青木第2	2003	1	2003	UBS65-61.5	1.5	0.16	10.0	65	低圧電力	-	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA	
				2	2003	UBS65-61.5	1.5	0.16	10.0	65										
11	55-11	長谷鳥	2002	1	2002	UBS65-63.7	3.7	0.42	14.0	65	低圧電力	-	CSDJ-D	クラウド監視	LPR-10-16	○	○	○	15kVA	
				2	2015	CNWX651	3.7	0.42	14.0	65										
12	55-12	宮	2002	1	2002	UBS65-61.5	1.5	0.16	9.5	65	低圧電力	-	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA	
				2	2002	UBS65-61.5	1.5	0.16	9.5	65										
13	55-13	古町	2002	1	2002	UBS65-61.5	1.5	0.16	10.5	65	低圧電力	-	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA	
				2	2017	CNWX651	1.5	0.16	10.5	65										
14	55-14	町南	2002	1	2002	UBS65-61.5	1.5	0.16	8.0	65	低圧電力	-	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA	
				2	2002	UBS65-61.5	1.5	0.16	8.0	65										
15	55-15	町北	2003	1	2003	SUV50-60.4	0.4	0.071	5.0	50	低圧電力	-	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA	
				2	2003	SUV50-60.4	0.4	0.071	5.0	50										
16	55-16	大島	2002	1	2020	CNWX801	3.7	1.26	8.0	80	低圧電力	-	CSDJ-D	クラウド監視	LPR-10-16	○	○	○	7.5kVA	
				2	2020	CNWX801	3.7	1.26	8.0	80										
17	55-17	境の沢	2002	1	2020	CNWX801	3.7	1.26	10.0	80	低圧電力	-	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA	
				2	2020	CNWX801	3.7	1.26	10.0	80										
18	55-18	市ノ瀬	2002	1	2015	CNWX801	7.5	0.9	19.0	80	低圧電力	-	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	25kVA	
				2	2002	UBS80-67.5	7.5	0.9	19.0	80										
19	55-19	下五十里第1	2002	1	2002	SUV65-60.75	0.75	0.16	6.5	65	低圧電力	-	CSDJ-D	クラウド監視	LPR-10-16	○	○	○	7.5kVA	
				2	2018	CVC501-P50	0.75	0.16	6.5	65										
20	55-20	下五十里第2	2002	1	2018	CKM50H-P50	2.2	0.071	18.0	50	低圧電力	-	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA	
				2	2002.1	KS-GP-50AA	2.2	0.071	18.0	50										
21	55-21	下五十里第3	2003	1	2017	CR501	0.75	0.03	7.0	40	5	低圧電力	-	回転灯	-	○	○	○	7.5kVA	個人宅
22	55-22	上五十里団地第1	2003	1	2003	KSVL-63AA	1.5	0.16	7.0	65	低圧電力	-	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA	
				2	2003	KSVL-63AA	1.5	0.16	7.0	65										
23	55-23	上五十里団地第2	2003	1	2003	SUV50-60.4	0.4	0.071	4.0	50	低圧電力	-	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA	
				2	2003	SUV50-60.4	0.4	0.071	4.0	50										
24	55-24	大久保宅	2003	1	2003	HCR50-60.4	0.4	0.071	5.5	50	-	電灯	-	回転灯	-	○	○	-	7.5kVA	個人宅
25	55-25	松本宅	2003	1	2003	HCR50-60.4	0.4	0.07	4.0	50	-	電灯	-	回転灯	-	○	○	-	7.5kVA	個人宅
26	55-26	壇原宅	2003	1	2003	HCR50-60.4	0.4	0.071	3.5	50	-	-	-	回転灯	-	○	○	-	7.5kVA	個人宅、受電無し
27	55-27	早川宅	2003	1	2003	KSVS50	0.75	0.071	8.0	50	低圧電力	-	-	回転灯	-	○	○	-	7.5kVA	個人宅
28	55-28	堀切	2004	1	2004	SUV65-61.5L	1.5	0.16	8.0	65	低圧電力	-	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA	
				2	2004	SUV65-61.5L	1.5	0.16	8.0	65										
29	55-29	宮西	2005	1	2021	CNWX651	0.75	0.16	6.0	65	低圧電力	-	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA	
				2	2005	SUV65-60.75	0.75	0.16	6.0	65										
30	55-30	梨木早川宅	2000	1	2000	CR501S	0.4	0.07	6.0	50	-	電灯	-	回転灯	ML-122・MC-123	○	-	-	7.5kVA	個人宅
31	55-31	松本宅	2005	1	2005	CR501S	0.4	0.16	6.4	40	-	電灯	-	回転灯	-	○	○	-	7.5kVA	個人宅
32	55-32	宮沢宅	2005	1	2005	CR501S	0.4	0.071	5.0	50	-	電灯	-	回転灯	-	○	○	-	7.5kVA	個人宅
33	55-33	溝口宅	2005	1	2005	CR501S	0.4	0.046	6.0	40	-	電灯	-	回転灯	-	○	○	-	7.5kVA	個人宅
34	55-34	月夜棚宮尾宅	2000	1	2000	CR501	0.75	0.1	8.3	50	低圧電力	-	-	回転灯	-	○	○	-	7.5kVA	個人宅
35	55-35	コーメックス	2000	1	2000	CR501S	0.4	0.16	6.4	50	-	電灯	-	回転灯	ML-122・MC-123	○	-	-	7.5kVA	個人宅
36	55-36	西澤宅	2006	1	2022	CR501S	0.4	0.07	4.5	50	-	電灯	-	回転灯	-	○	○	-	7.5kVA	個人宅
37	55-37	酒井宅	2007	1	2007	HCR50-60.4AW	0.4	0.071	5.0	20	-	電灯	-	回転灯	-	○	○	-	7.5kVA	個人宅
38	55-38	住良木	2019	1	2019	CNWX651	2.2	0.159	13.9	65	低圧電力	-	CSDJ-D	クラウド監視	ML-122・MC-123	○	○	○	7.5kVA	
				2	2019	CNWX651	2.2	0.159	13.9	65										

\*CSDJ-D: コルソス (NEC) \*ML-122・MC-123: 投込圧力式水位計 (JFE) \*LPR-10-16: 投込式圧力水位計 (WaterAgency) \*FS: フリクトレベルスイッチ



事務連絡

平成24年12月12日

都道府県下水道担当課長 殿  
政令市下水道担当部長 殿  
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道事業課企画専門官

地震災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について

これまで、地震等により下水道施設が被災した場合には、都道府県・指定都市の下水道部局で被害・復旧状況をとりまとめの上、地方整備局等の下水道担当課を経て、本省下水道事業課への早急な報告を行っていただくよう、全国下水道主管課長会議等を通じてお願いしてきたところです。

また、これまで、原則震度5強以上の揺れのあった地方公共団体について、被害の有無にかかわらず、下水道施設の被害状況の報告をお願いしてきたところですが、地方公共団体における地震災害発生時の下水道施設点検実施状況を踏まえ、**今後は、原則震度5弱以上の揺れのあった場合についても、被害の有無にかかわらず、地方整備局等を経由し本省下水道事業課まで被害状況の報告をお願いします。**

なお、都道府県におかれては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）にも周知をお願いします。

○問い合わせ先

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部下水道事業課 門見 晋作

TEL：03-5253-8430（直通）

E-mail：kadomi-s2be@mlit.go.jp

24 生排第 277 号  
平成 24 年(2012 年)12 月 18 日

市町村(連合・組合)下水道担当課長 様

長野県環境部生活排水課長

地震災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について(通知)

このことについて、国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課企画専門官から別添写しのとおり通知がありました。

今後は、震度 5 弱以上の地震が発生した場合についても、下水道施設の被害の有無にかかわらず、当課まで調査状況を報告願います。

記

- 1 報告に関する取扱い  
「災害・事故発生時の報告について」のとおり

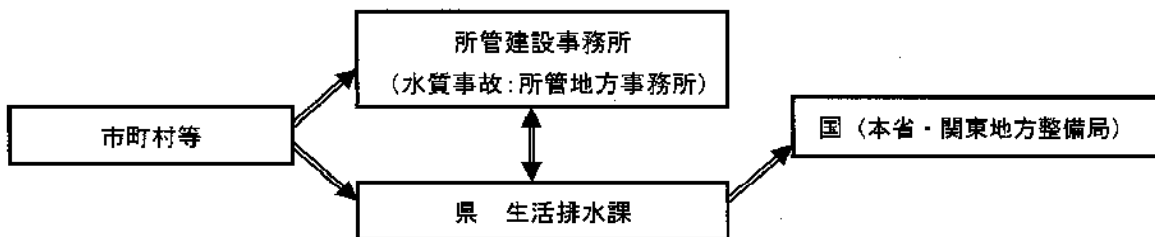
長野県環境部生活排水課生活排水係 (課長) 横浜寿一 (係長) 荻原公寿 (担当) 土屋和明 電 話 026-235-7299 (直通) ファクシミリ 026-235-7399 電子メール: seikatsuhaisui@pref.nagano.lg.jp
---

## 災害・事故発生時の報告について

災害・事故発生時の報告の取扱いについては、以下のとおりとしますので、早急な対応をお願いします。

また、災害・事故発生時の報告に当たっては、災害・事故の大小にかかわらず、速報として電話連絡により報告してください。

### 災害・事故発生時連絡系統図



### 【休日・夜間の連絡網】

「(様式6)災害等発生時事象別連絡系統図」(「平成24年度災害発生時連絡系統図について(通知)」平成24年4月12日付け24生排第12号より)を参照。(市町村へは、所管建設事務所から別途送付しています。)

#### 1 「重大な災害等の場合であって緊急を要する場合」の報告について

工事、維持管理、浸水、地震等の災害及び事故において、下記の状況のいずれかに該当する場合は、各種の所定様式により状況を報告する。休日・夜間に当たっては、連絡網により電話連絡とし、双方の体制が整い次第、様式での報告とする。

また、重大及び緊急を有しない事態にあつては、通常通り報告すること。

- ① 社会に重大な影響を与える恐れがある場合（マスコミ、TV、ラジオ等に報道）
- ② 下水道施設の災害及び事故によって第三者を巻き込んでいるもしくはその恐れがある場合
- ③ 下水道施設の災害及び事故によって未処理下水等が漏水・流出・放流されているもしくはその恐れがある場合（公共水域の水質保全）
- ④ その他、重大と判断される場合
- ⑤ 震度5弱以上の地震があった地方公共団体

## 2 都市浸水被害について

浸水被害が発生した場合は、内水や外水のいかなる場合でも、下水道整備による浸水被害の改善効果の状況確認が必要であるため、都市の浸水被害について都市浸水被害報告（様式－1、2、3）により、下記のとおり報告を行うこと。

【報告の目安】 浸水被害発生後 3日以内

- 1) 都市浸水被害報告（様式－1）
- 2) 都市浸水被害報告（様式－2）
- 3) 都市浸水被害報告（様式－3）

## 3 地震時における報告について

### (1) 地震時の報告について

地震時については、震度5弱以上の地震があった場合、市町村等は被害の有無にかかわらず、地震災害報告書（様式－4）により調査の状況を下記のとおり報告を行うこと。

なお、様式の情報は、上書きで修正（累計）して報告する。

【報告の目安】

第1報：概ね半日以内に報告

第2報：概ね1日以内に報告

第3報：概ね2日以内に報告することとし、1日1回17：00を目途に報告すること。

（※目安は交通手段、情報伝達機能及び職員の確保等に支障がない場合を想定している。）

### (2) 地震災害報告書（様式－4）の主な内容

【第1報】

◇処理場、ポンプ場（マンホールポンプ場などの施設除く）及び排水施設

- ・報告内容は、設備機器の停止、異常発生を中央操作室や異常通報装置で確認

【第2報】

◇処理場、ポンプ場（マンホールポンプ場などの施設除く）及び排水施設

- ・設備の機器異常確認 ・ 建造物の亀裂、配管損傷等の確認 ・ 地面の亀裂、液状化発生の確認
- ・下水の流出の有無 ・ 下水の流入、放流状況の目視確認

◇管 渠

- ・流域下水道においては、流域幹線の目視点検
- ・緊急輸送路及び国道に管渠が埋設されている箇所を目視調査

（※目視調査とは、路面の沈下・隆起・亀裂・液状化による幹線の陥没及びマンホール飛び出しの確認、下水の流出の有無、マンホール部分の滞水状況など。）

【第3報】

◇管 渠

- ・各自治体で調査が必要な全路線について目視調査

(3) 詳細調査の報告(様式-5)

上記調査(1次調査)の結果、被害が確認された場合は、詳細調査(2次調査)を行い、地震災害報告書(詳細調査)(様式-5)により、下記のとおり報告を行うこと。

【報告の目安】1日に1回程度 概ね17:00頃まで

【報告内容】

◇処理場、ポンプ場及び排水機場

・被災した施設について、構造物や施設毎に詳細調査

◇管 渠

・TVカメラ等による管渠被害の詳細調査

4 下水道工事の事故について

下水道工事の事故が発生した場合は、「下水道工事における事故防止対策の取り組みについて(通知)」(平成22年2月18日付け21生排第279号)により報告を行うこと。(「(別紙)下水道工事の事故報告について」参照)

【第1報】

・事故発生後、発注者は直ちに電話にて報告。第1報を作成しFAX又はメールし電話にて確認。

報告様式 様式1(事故報告様式) ※報告は、電子データで行うこと。

【第2報】 以降

・第1報報告後、被災状況が判明し次第、第2報、第3報・・・として、修正・加筆し報告を行う。

報告様式 様式1(事故報告様式) ※報告は、電子データで行うこと。

【事故報告書の提出及び説明】

・請負業者の事故報告及び今後の対応、発注者の責務の確認が終了した後、県生活排水課へ事故報告書を提出して内容の説明を行うとともに、請負業者に対して工事再開を認める。

報告様式 様式2(事故事例シート)

様式3(死亡事故要因分析チェックリスト) ※死亡事故のみ

その他、「事故原因に対応した再発防止策」、「受注者に対する処分」、「関係機関(警察、労働基準監督署等)との協議・指導状況」の資料(様式任意)を提出する。

5 維持管理事故、水質事故及びその他災害時について

事故及びその他災害が発生した場合は、下記の様式により報告を行うこと。

1) 維持管理事故及びその他災害(様式-6)

2) 水質事故(県様式-7)

(「下水道等生活排水処理施設の適正な維持管理及び事故時の対応について(通知)」

(平成20年10月9日付け20生排第177号)による)

※様式4~7は、5-B様式一覧に記載してあります。



市町村(組合)下水道担当課長 様

長野県環境部生活排水課長

終末処理場の放流水の水質検査等について(通知)

このことについて、平成 18 年3月 22 日付け 17 水生第 271 号により報告いただいているところですが、下記のとおり放流水水質基準の改正がありました。

また、別紙のとおり「下水道終末処理場の放流水の測定検査結果等測定要領」として定めることとしました。

つきましては、平成25年度の計画及び報告分から適用することとしますので、事務を適正に執行していただくようお願いします。

記

1 水質基準の改正点

- (1) 1, 1-ジクロロエチレンの放流水質基準を 0.2mg/l から 1mg/l に改正(様式1・2)
- (2) 1,4-ジオキサンを追加(別紙(参考)、様式1・2・3・6)
- (3) 生物化学的酸素要求量(BOD)を計画放流水質(15mg/l)に統一(様式1・2)

環境部生活排水課生活排水係 (課長)横浜寿一 (係長)荻原公寿 (担当)宮野尾修三 TEL:026-235-7299 FAX:026-235-7399 E-mail:kokyogesui@pref.nagano.lg.jp
---

## 別 紙

### 下水道終末処理場の放流水の水質検査等測定要領

#### 1 報告項目及び報告頻度等

様式名	報 告 項 目	報告頻度	報告期限
様式1	放流水の水質検査結果(月報)	月1回	次月内
様式2	放流水の水質検査結果(年報)	年1回	4月末
様式3	放流水の水質検査計画	年1回	3月末
様式4	水質検査回数合理化計画調査票	年1回	3月末
様式5	下水道接続特定事業場調査票	年1回	4月末
様式6	汚泥・焼却灰の分析結果	年1回	4月末
様式7	事故発生状況報告	事故発生後速やかに	
様式8	放流水質基準超過報告	結果判明後速やかに	
様式9	下水道法第22条第2項に基づく有資格者	年1回	3月末

#### 2 報告項目、作成上の留意点

##### (1) 放流水の水質検査結果(月報)(様式1)

毎月実施している放流水の水質検査結果を報告する。

報告内容は、日常点検項目(pH、COD)を除く項目を測定した結果を採水日毎に記載する。

##### (2) 放流水の水質検査結果(年報)(様式2)

放流水の水質検査結果の月間平均値、年間平均値、年間最大値、年間最小値(pHのみ)を記載する。

##### (3) 放流水の水質検査計画(様式3)

次年度における放流水の水質検査回数を月毎に記載する。

なお、検査回数を合理化する場合は、原則として、別添「放流水の水質検査回数の考え方について」に基づいて回数を決定すること。

(留意点)

- ・ 測定回数が規定の回数を下回らないようにエラーチェック及び最低測定回数の欄を設定している。

##### (4) 水質検査回数合理化計画調査票(様式4)

検査回数を合理化する場合に、合理化の根拠を記載する。

合理化を実施しない場合は提出不要。

##### (5) 下水道接続特定事業場調査票(様式5)

下水道に接続している特定事業場の状況について、記載する。

##### (6) 汚泥等の分析結果(様式6-1、6-2)

汚泥及び焼却灰の含有試験又は溶出試験を実施した場合は、記載する。

(留意点)

- ・ 報告対象を汚泥及び焼却灰としている。
- ・ 含有量試験と溶出試験の欄を分けている。

##### (7) 事故発生状況報告(様式7)

処理場内及び流入、放流管路で発生した事故(労働災害を除く事故のみ。労働災害の場合は、「下水道事業の労働災害マニュアル」を準用し、対処すること。)(例:油類及び薬液漏洩、マンホールからの汚水漏洩等)及び異常流入(下水道法第12条の9第1項に基づく事故時の届出を受けた場合も含む。)(例:灯油等の流入)が発生した場合は直ちに生活排水課へ報告する。

(留意点)

- ・ 処理場内及び流入、放流管路での事故時の報告についても報告を明記
- ・ 下水道法第12条の9の規定により、特定事業場の事故時の報告が義務付けられていることから、当該報告があった場合には、報告を行う。

(8) 放流水質基準超過報告(様式8)

放流水の水質試験結果が下水道法施行令第6条に基づく放流水の水質の技術上の基準を超過したことが判明した場合は、速やかに報告する。

(9) 下水道法第22条第2項に基づく有資格者(様式9)

下水道法第22条第2項で、公共下水道の処理施設又はポンプ施設の維持管理を政令で定める資格を有する者(以下、「有資格者」という。)以外の者に行わせてはならないと規定され、有資格者の行わなければならない業務に処理場の放流水の水質の管理も含まれる。放流水質が基準超過した場合又は悪化傾向があった場合等には、迅速に生活排水課と連絡を取りながら早期の改善を図る必要があるため、事前に有資格者の報告を受けるもの。

**有資格者が行わなければならない維持管理業務**

区 分	内 容
監理・運営	実施計画・管理
水質分析試験	自主試験、試験結果の解析
施設保全	施設保全その他業務
運転管理	運転管理計画・管理、運転監視、保守点検、水質検査、 運転管理事務業務、運転管理その他業務

3 放流水の水質検査回数のかえ方について

(1) 放流水の水質検査回数及び時期については、下水道法施行令第12条第2項で処理区域内の特定施設の設置の状況等を勘案して、別に定めることができるように規定されている。(参考参照)

「下水道法施行令の一部を改正する政令等の施行について」(平成6年1月31日都下企発第9号建設省都市局下水道部長通達。以下、「通知」という。)では、「処理困難物質に係る水質検査の回数及び時期について、下水道管理者の主体的な判断と責任の下に、合理化を図り得ることとした。」とあるので、合理化を行う根拠を明確にしておくこと。

なお、通知では、過去の水質検査の結果、処理区域内における当該物質を含む下水を排出する特定施設等の設置状況等を勘案の上、判断することになるので、経済的な理由等のみにより軽減をしないこと。

(2) 新規供用開始処理場については、過去の水質検査結果がないので、すべての項目について、当面、毎月2回の水質検査を行い、その結果をもって合理化を判断すること。

ただし、特定施設等の排出源(以下、「排出源」という。)がなく、流入水量が少ない場合は、これらも勘案して回数及び時期を設定すること。

(3) 合理化に関しては、通知にあるとおり、物質ごとに検討すること。

① 測定回数を合理化できる物質は、原則として過去の水質検査結果で当該物質が不検出、かつ、処理区域内に当該物質の排出源が存在しない場合とする。

② 過去の水質検査結果で検出されているが問題がない程度の濃度で、排出源が特定できない場合において、当該物質の濃度変動、上水中の濃度等を考慮の上、自然由来等であると判断できる場合には、合理化が可能であること。

③ 過去の水質検査結果で不検出の場合で、排出源が存在する場合において、段階的な合理化が可能であるが、検出された場合には、問題のない濃度であってもできる限り合理化しないことが望ましい。

(4) 水質検査の回数は、過去の水質検査結果及び排出源の状況によって決められるものであるため、年度ごとに見直しを行うこと。

なお、処理区域内の排出源の状況等が変化した場合には、その段階で水質検査を行い、再度合理化について検討すること。

4 報告先 環境部生活排水課

5 報告方法 電子メールにより報告する。  
メールアドレス kokyogesui@pref.nagano.lg.jp

(参考)

下水道法第21条(放流水の水質検査等)

公共下水道管理者は、政令に定めるところにより、公共下水道から放流水の水質検査を行い、その結果を記録しておかなければならない。

下水道施行令第12条(放流水の水質検査)

法第21条第1項の規定による第6条第1項、第3項及び第4項に規定する技術上の基準に関する放流水の水質についての水質検査は、公共下水道又は流域下水道の各吐口からの放流水について、**少なくとも毎月2回**(ダイオキシン類についての水質検査にあつては、少なくとも毎年1回)、行うものとする。この場合において、検査に供する放流水は、当該放流水の水質に対する雨水の影響の少ない日において採取しなければならない。

2 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、第9条の4第1項第1号から第33号までに掲げる物質のうち、処理区域内における特定施設の設置の状況、過去の水質検査の結果その他の事情を勘案して前項に規定する水質検査の回数及び時期による必要がないことが明らかであると認められるものについては、**毎年2回を下らない範囲内において**同項に規定する水質検査の回数及び時期と別の回数及び時期を定めることができる。

(下水道法第9条の4第1項第1号から第33号までに掲げる物質)

号数	物質名	号数	物質名
1	カドミウム及びその化合物	18	1,1,2-トリクロロエタン
2	シアン化合物	19	1,3-ジクロロプロペン
3	有機燐化合物	20	チウラム
4	鉛及びその化合物	21	シマジン
5	六価クロム化合物	22	チオベンカルブ
6	砒素及びその化合物	23	ベンゼン
7	水銀及びアルカリ水銀その他水銀化合物	24	セレン及びその化合物
8	アルキル水銀	25	ほう素及びその化合物
9	ポリ塩化ビフェニル	26	ふっ素及びその化合物
10	トリクロロエチレン	27	1,4-ジオキサン
11	テトラクロロエチレン	28	フェノール類
12	ジクロロメタン	29	銅及びその化合物
13	四塩化炭素	30	亜鉛及びその化合物
14	1,2-ジクロロエタン	31	鉄及びその化合物(溶解性)
15	1,1-ジクロロエチレン	32	マンガン及びその化合物(溶解性)
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	33	クロム及びその化合物
17	1,1,1-トリクロロエタン		

事 務 連 絡  
平成29年 3 月 3 0 日

各都道府県下水道担当課長 様  
各政令指定都市下水道担当部長 様  
(地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課管理企画指導室 課長補佐

下水道の維持管理における事故報告様式の変更について

日ごろから、下水道行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、下水道の維持管理における人身事故及び水質等事故（以下、「維持管理事故」という。）が発生した際には、各下水道管理者より事故報告書を提出いただき、下水道セーフティネット\*等で事故情報や再発防止策、経年分析結果を周知することで、維持管理事故の未然防止・抑制を図っているところです。

より正確な事故情報等の提供や分析を行うため、平成29年度より事故報告様式を別紙1、2のとおり変更を行うこととしたので、平成29年4月1日からの維持管理事故報告については、新様式にて作成及び提出いただけますようお願いいたします。

【添付資料】

- ・別紙1 維持管理事故（水質事故等）に関する事故災害報告書  
(様式、記入例、水質事故等分類表)
- ・別紙2 維持管理事故（人身事故）に関する事故報告書  
(様式、記入例、人身事故分類表)

※下水道セーフティネットURL

[http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd\\_sewerage\\_tk\\_000005.html](http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html)

事 務 連 絡

令和 2 年 4 月 1 日

都道府県下水道担当課長 殿  
政令指定都市下水道担当部長 殿  
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
流域管理官付 課長補佐

### 雨天時浸入水に起因する事象報告について

分流式下水道を採用している都市において、施設の老朽化の進行や地震等の被災、高強度降雨の増加等に伴い、降雨時に下水の流量が増加し、汚水管等からの溢水や宅内への逆流等が発生しています。

このような状況に速やかに対処するため、国土交通省は分流式下水道における雨天時浸入水に起因する事象に対し、効果的かつ効率的な対策及びその計画を立案するための基本的な考え方等を定めた「雨天時浸入水対策ガイドライン（案）」を策定するとともに、「雨天時浸入水対策への取組の推進について」（令和2年1月31日付国水下流第19号）において、計画降雨以下の降雨に対して雨天時浸入水に起因する事象が発生する地方公共団体へ雨天時浸入水対策計画の速やかな策定と、効果的かつ効率的な雨天時浸入水対策の実施をお願いしています。

雨天時浸入水に起因する事象につきましては、今後も発生状況等を継続的に把握する必要があることから、これらの事象が発生した場合には、別紙にて記載いただき、報告いただきますようお願いいたします。このとき、水質事故に該当する事案においては、「維持管理事故（水質事故等）に関する事故災害報告書」の提出を求めませんのでご留意ください。

なお、各都道府県におかれましては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く）にも周知いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 雨天時浸入水に起因する事象について

分流式下水道の処理区において汚水系統の管路施設やポンプ施設、処理施設等において発生する以下の3つの事象を、雨天時浸入水に起因する事象（以下「事象」という。）としています。

(事象1) 処理場外にある汚水管のマンホール等からの溢水や宅内への逆流

雨天時浸入水により管きょやポンプ施設等の流下能力等が不足し、増水した下水がマンホール等から溢水、または宅内へ逆流した下水がトイレや宅内ます等から溢水すること

(事象2) 処理場外にある汚水管等から雨天時に増水した下水が公共用水域に流出

雨天時浸入水により管きょやポンプ施設等の流下能力等が不足することが想定される箇所において、マンホール等からの溢水対策として設置した管きょから、下水が公共用水域へ流出すること

(なお、晴天時における溢水についても、直近の降雨等の影響の可能性があることから、「維持管理事故（水質事故等）に関する事故災害報告書」ではなく、「雨天時浸入水に起因する事象に関する報告書」にて作成していただき報告してください。)

(事象3) 処理場に流入する下水の一部を二次処理せず放流または流出

雨天時浸入水の増大により処理場の処理能力が不足し、一部の下水を二次処理せずに放流または流出すること

(この場合、人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがあるときは、速やかに状況及び講じた措置の概要を環境部局等に届け出ることとする。)

## 2. 報告の内容

別添の雨天時浸入水に起因する事象に関する報告書（別紙1）に必要事項を記入の上、ご報告をお願いします。

以 上



## 5-B. 様式一覧

番号	様式の名称	運転操作要領
5-B-1	流入水量増加時の運転操作日誌(時間雨量状況調査表)	2-2
5-B-2(1)	大雨時10分間雨量状況調査表(戸隠高原・豊岡浄化センター)	2-2
5-B-2(2)	大雨時10分間雨量状況調査表(鬼無里浄化センター)	2-2
5-B-2(3)	大雨時10分間雨量状況調査表(信州新町・中条浄化センター)	2-2
5-B-3(1)	活性汚泥流出防止操作報告書(速報)	2-3
5-B-3(2)	活性汚泥流出防止操作報告書	2-3
5-B-3(3)	活性汚泥流出防止操作水質試験結果	2-3
5-B-3(4)	雨天時浸入水に起因する事象に関する報告書	2-3
5-B-4	有害物質等流入事故通報受信用紙	2-4
5-B-5	水処理等異常 報告書	2-4
5-B-6	水処理等異常 現場パックテスト結果	2-4
5-B-7	水処理等異常 水質試験結果	2-4
5-B-8(1)	地震災害報告書	2-5
5-B-8(2)	地震災害報告書(詳細調査)	2-5
5-B-9	(水質)事故発生状況報告	2-6
5-B-10	放流水質基準超過報告	2-6
5-B-11	維持管理事故(水質事故等)に関する事故災害報告書	2-6
5-B-12(1)	事故発生状況報告書	2-6
5-B-12(2)	事故再発生防止措置計画書	2-6
5-B-12(3)	事故再発生防止措置完了届出書	2-6
5-B-13(1)	下水道工事に関する事故災害報告「様式1」	2-6
5-B-13(2)	下水道工事に関する事故災害報告「様式2、3」	2-6
5-B-14	維持管理事故(人身事故)に関する事故災害報告書	2-6
5-B-15(1)	電気関係事故報告書(鏡)	2-6
5-B-15(2)	電気関係事故報告書	2-6
5-B-16(1)	事故報告書(労働安全衛生規則第96条)	2-6
5-B-16(2)	労働者死傷病報告	2-6









## 局使用欄

県経由での国（国土交通省）への報告	報告日

## 〇〇浄化センター活性汚泥流出防止操作報告書（速報）

## 第〇報

活性汚泥流出防止操作を行いましたので、その経緯及び対応を報告します。

## 1 事象等の経緯及び対応

令和〇年〇月〇日 XX:XX 大雨注意報発令  
 〇月〇日 XX:XX 洪水注意報発令  
 XX:XX 活性汚泥流出防止操作開始  
 〇月〇日 XX:XX 洪水注意報解除  
 XX:XX 大雨注意報解除  
 XX:XX 活性汚泥流出防止操作終了

※活性汚泥流出防止操作の開始までを速報の第1報として報告してください。  
 ※活性汚泥流出防止操作の終了までを速報の最終報として報告してください。  
 ※速報はこのファイルをメールで送付してください。  
 ※活性汚泥流出防止操作の終了後、速やかに「活性汚泥流出防止操作報告書」により、紙文書での報告をお願いします。

## 5-B-3(2). 活性汚泥流出防止操作報告書

降雨・融雪により流入汚水量が増加したため、運転操作要領に従って下記のとおり活性汚泥流出防止操作を行いましたので報告します。

処理場名	〇〇浄化センター		
活性汚泥流出防止操作 開始日時	令和 年 月 日 ( )	時	分
活性汚泥流出防止操作 終了時刻	令和 年 月 日 ( )	時	分
降 水 量 (〇〇雨量計)	日	mm	
	日	mm	
簡易処理水量	日	m <sup>3</sup>	
	流量計積算値	開始時	終了時
放 流 水 量	日	m <sup>3</sup>	
	日	m <sup>3</sup>	
時間最大放流量	日	m <sup>3</sup> /h ( 時)	
	日	m <sup>3</sup> /h ( 時)	
備考			

\* 水質検査結果は別紙のとおり。





## 雨天時浸入水に起因する事象に関する報告書

第 報

(令和 年 月 日 時 分 現在)

担当:

氏名:

連絡先電話番号:

E-mail:

都道府県名		事業者		事業種別	<input type="checkbox"/> 公共下水道	<input type="checkbox"/> 特公下水道	<input type="checkbox"/> 特環下水道
都道府県 コード		市町村 コード			<input type="checkbox"/> 流域下水道		
発生日時	※推定の場合はその旨記載。						
発生場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生場所(処理区)等</li> <li>放流先河川名(海域名)</li> </ul>						
	<input type="checkbox"/> 管渠 <input type="checkbox"/> マンホール <input type="checkbox"/> 処理場 <input type="checkbox"/> ポンプ場 <input type="checkbox"/> その他(民間施設等)						
施設損傷 について	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 施設・設備名: _____ 供用年数 _____ 年 / 耐用年数 _____ 年 (メンテナンスの状況について)						
事象類型	<input type="checkbox"/> ① 処理場外にある污水管のマンホール等からの溢水や宅内への逆流 <input type="checkbox"/> ② 処理場外にある污水管等から雨天時に増水した下水が公共用水域に流出 <input type="checkbox"/> ③ 処理場に流入する下水の一部を二次処理せず放流または流出 <input type="checkbox"/> ④ その他の事象(①～③以外の事象)						
事象等の 経緯及び対応							

<p>事象の原因等</p>	<p>・ 事象の原因(降雨状況・地理的条件など)</p> <p><input type="checkbox"/> 処理区内で降雨あり (時間最大雨量 _____ mm/h)</p>																		
<p>実施した場合は 水質測定を</p>	<p>・ 放流水質について ( 処理場名 : _____ )</p> <table border="1" data-bbox="296 707 1469 972"> <thead> <tr> <th>測定物質</th> <th>計測値</th> <th>基準値(下水道法 / 水濁法等)</th> <th>水質事故に該当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td rowspan="2"><input type="checkbox"/> 該当する</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td rowspan="2"><input type="checkbox"/> 該当しない</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 測定を行った理由 ( _____ )</p> <p>※水質測定は、下水道管理者が、排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出され、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると判断したときに実施してください。測定項目についても、下水道管理者が必要と考える項目を選択し、測定してください。 ※測定した場合は、必ず測定結果を国土交通省に報告してください。</p>	測定物質	計測値	基準値(下水道法 / 水濁法等)	水質事故に該当				<input type="checkbox"/> 該当する							<input type="checkbox"/> 該当しない			
測定物質	計測値	基準値(下水道法 / 水濁法等)	水質事故に該当																
			<input type="checkbox"/> 該当する																
			<input type="checkbox"/> 該当しない																
<p>事象への 対応状況</p>	<p><input type="checkbox"/> 下水道管理者自らが行う緊急的な措置 ( _____ )</p> <p><input type="checkbox"/> 関係機関への連絡 ( _____ )</p> <p><input type="checkbox"/> 関係機関の取った緊急措置 ( _____ )</p> <p><input type="checkbox"/> マスコミ対応 ( _____ )</p>																		
<p>水道原水など 利水への影響</p>	<p><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ( _____ )</p> <p>※有の場合は、どこで影響があるか記載</p>																		
<p>再発防止策</p>	<p> </p>																		

注1. 図面、写真、報道発表資料、新聞記事等があれば添付すること。



5-B-5  
水処理等異常 報告書

上下水道局 (No. )

受注者 (No. )

起案日	第一ガイド	特環共通	公開区分	公開	部分公開・非公開
決裁日	第二ガイド	水質管理	非公開とする理由部分		
保存年限	個別フィルター	水処理等異常報告	長野市情報公開条例第 条第 号該当		
主務	担当	係長	補佐・主幹	課長	

緊急  
 非常

異常発見・対応報告

異常件名		異常区分	作成者	管理責任者
異常発見年月日	年 月 日 ( ) 時	<input type="checkbox"/> 水処理 <input type="checkbox"/> 汚泥処理 <input type="checkbox"/> その他		
発見場所		発見者		
状況 ・ 応急処置				
所見 ・ 対応				

経過・原因報告

主務	担当	係長	補佐・主幹	課長

作成年月日	年 月 日 ( )	作成者	
経過			
発生原因	原因区分 <input type="checkbox"/> 流入水 <input type="checkbox"/> 処理工程 <input type="checkbox"/> その他	原因物質  量	
予防措置等			
操作要領の見直し	(要・不要)	内 容: 見直予定:	





## 地震災害報告書

様式-4

第 報 (      年   月   日   時   分 現在)

(震度:      )

都県名:	長野県	発生時刻:	年   月   日(   )   :	頃	
市町村名:	長野市	場 所:			
対象施設:	<input type="checkbox"/> 処理場 <input type="checkbox"/> ポンプ場 <input type="checkbox"/> 管渠 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )				
災害状況(概要報告)					
地 震	処 理 施 設 等	処理場、ポンプ場の、設備機器の停止、異常発生を中央操作室や異常通報装置で確認。			
		処理施設	対象施設数【      】箇所	確認済み(      )箇所	被災数(      )箇所
		ポンプ施設	対象施設数【      】箇所	確認済み(      )箇所	被災数(      )箇所
		処理場、ポンプ場の、排水施設の各施設及び設備を目視点検。			
		処理施設	対象施設数【      】箇所	確認済み(      )箇所	被災数(      )箇所
		ポンプ施設	対象施設数【      】箇所	確認済み(      )箇所	被災数(      )箇所
	①被災施設名称: _____		被災概要:		
	②被災施設名称: _____		被災概要:		
	③被災施設名称: _____		被災概要:		
	管 渠	流域下水道、緊急輸送路及び国道における管渠の目視点検。			
対象管渠延長【      】km		点検済み(      )km	被災数(      )km		
各自治体で重要と考えた管渠の目視点検。					
対象管渠延長【      】km		点検済み(      )km	被災数(      )km		
①被災管渠名称: _____		被災概要:			
②被災管渠名称: _____		被災概要:			
③被災管渠名称: _____		被災概要:			
④被災管渠名称: _____		被災概要:			
⑤被災管渠名称: _____		被災概要:			
下水道を使用できない世帯数 ( _____ )世帯					
災害および事故状況(詳細)					
《被災状況及び内容》			《応急・復旧状況及び方針》		
			連絡先		
			都県政令市担当者名:		
			TEL:                      FAX		
市町村担当者名:					
TEL:                      FAX					

※位置、詳細図(漫画含む)、写真、図面等のコピーを添付のこと。

地震災害報告書

第 報 (      年    月    日    時    分 現在)

流域もしくは対象市町村名:長野市

■ 処理施設等

日付	施設名	被災構造物及び機器	被災内容	応急状況	応急内容	復旧状況	復旧内容

■ 管 路

日付	詳細調査延長 [km]	詳細調査済み延長 [km]	詳細調査に伴う被災延長 [km]	被災構造物及び機器	被災内容	応急状況	応急内容	復旧状況	復旧内容



## 事故発生状況報告 (第 報)

年 月 日 時 分現在  
(処理場名 )

項 目	内 容
事故発生年月日時	年 月 日 時 分
発見年月日時	年 月 日 時 分
原因物質名	
原因者	
処理場への影響	有 ( ) ・ 無
放流水への影響	有 ( ) ・ 無
放流水質検査結果	BOD SS
状 況	
被害状況	
経 過	
対策状況	
記 事	

注) 処理場内、流入・放流管路で起こった事故及び異常流入等についてはこの報告様式で報告する。

5-B-10

様式 8

## 放流水質基準超過報告(第報)

年 月 日

(処理場名 )

項 目	内 容
採 水 月 日 時	年 月 日 時 分
超過項目名及び濃度	
原 因	
流入水の状況等	
講じた対応等	
備 考	

## 維持管理事故(水質事故等)に関する事故災害報告書

第 報 (令和 年 月 日 時 分 現在)

担当: \_\_\_\_\_ 氏名: \_\_\_\_\_  
 連絡先電話番号: \_\_\_\_\_ E-mail: \_\_\_\_\_

事故分類	<input type="checkbox"/> 水質事故 <input type="checkbox"/> その他案件																			
都道府県名	事業者	事業種別	<input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> 特公下水道 <input type="checkbox"/> 特環下水道 <input type="checkbox"/> 流域下水道 <input type="checkbox"/> 都市下水路 <input type="checkbox"/> その他																	
発生日時	※推定の場合はその旨記載。																			
発生場所	・発生場所(関係処理場)等 ・放流先河川名(海域名)																			
	<input type="checkbox"/> 管渠 <input type="checkbox"/> マンホール <input type="checkbox"/> 処理場 <input type="checkbox"/> ポンプ場 <input type="checkbox"/> その他(民間施設等)																			
施設損傷について	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 施設・設備名: _____ 供用年数 _____ 年 / 耐用年数 _____ 年 (メンテナンスの状況について)																			
事故類型	水質事故 <small>「その他案件」の場合は記入不要</small>	<input type="checkbox"/> ① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合) <input type="checkbox"/> ② 悪質下水の流入(放流水質が基準値に適合) <input type="checkbox"/> ③ 悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合 <input type="checkbox"/> ④ 雨水管からの悪質下水の流出 <input type="checkbox"/> ⑤ 下水道施設からの下水等の流出 <input type="checkbox"/> ⑥ その他事故(①～⑤以外の事故)																		
原因者	<input type="checkbox"/> 1. 下水道管理者(委託を含む) <input type="checkbox"/> 2. 民間事業者(一般人を含む) <input type="checkbox"/> 3. その他(天災、原因不明を含む)																			
事故等の経緯及び対応																				
事故の原因等	・事故の原因  ・原因物質とその量  ・放流水質について (処理場名: _____)																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">測定物質</th> <th style="width: 15%;">計測値</th> <th style="width: 30%;">基準値(下水道法 / 水濁法等)</th> <th style="width: 15%;">採水日</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: center;">/</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: center;">/</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>					測定物質	計測値	基準値(下水道法 / 水濁法等)	採水日	備考			/					/		
	測定物質	計測値	基準値(下水道法 / 水濁法等)	採水日	備考															
		/																		
		/																		
<small>※処理場からの放流水については、下水道法第8条に定める水質基準を超過した場合にも報告をお願いします。                  ※水濁法等の基準値について、最大値、日間平均値がある場合は、上段下段に分けて記入してください。                  ※測定物質の項目が足りない場合は適宜、項目を増やしてください。</small>																				
事故への対応状況	<input type="checkbox"/> 下水道管理者自らが行う緊急的な措置 ( _____ ) <input type="checkbox"/> 関係機関への連絡 ( _____ ) <input type="checkbox"/> 関係機関の取った緊急措置 ( _____ ) <input type="checkbox"/> マスコミ対応 ( _____ )																			
水道原水など利水への影響	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <span style="float: right;">※有の場合は、どこで影響があるか記載</span>																			
再発防止策																				

注1. 図面、写真、報道発表資料、新聞記事等があれば添付すること。

5-B-12(1)

事故発生状況届出書

年 月 日

長野市長 様

所在地

名称

代表者氏名 ㊟

事業場等において事故が発生したので、長野市公害防止条例第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		
工場又は事業場の所在地		
事故の内容	発生日時	年 月 日午前・午後 時 分
	状況	
	原因	
被害の内容		
応急措置の概要		
復旧工事の概要		
事故処理担当部署		

備考

- 1 代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 事故の状況、被害の範囲等を示す図面を添付すること。

5-B-12(2)

事故再発生防止措置計画書

年 月 日

長野市長 様

所在地

名称

代表者氏名

㊟

年 月 日発生<sup>㊟</sup>の事故に係る再発生を防止するための措置に関する計画を作成したので、長野市公害防止条例第17条第2項の規定により、次のとおり提出します。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
事故の概要	
事故再発生防止措置計画	
計画の完了予定年月日	年 月 日

備考 代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

5-B-12(3)

事故再発生防止措置完了届出書

年 月 日

長野市長 様

所在地

名称

代表者氏名

㊟

年 月 日提出の事故再発生防止措置計画に基づく事故の再発生を防止するための措置が完了したので、長野市公害防止条例第17条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
事故の概要	
事故再発生防止措置の概要	
措置の完了年月日	年 月 日

備考 代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

①「様式1」(事故報告様式)

## 下水道工事に関する事故災害報告

第 報 (最 終) 年 月 日 時 分 現在

都道府県名	長野県	事業主体名	長野市	事業種別	○	公共下水道	特公下水道	特環下水道	
						流域下水道	都市下水路	その他	
事故の発生した工事の概要									
工事名					工事費				
					工 期 ~				
					区 分	補 助	単 独	合 併	
工事場所	長野市	町	工事概要		開 削	推 進	シールド		
元請業者名 (代表者氏名)					開削工 L= m マンホール設置 箇所 付帯工 1式				
事故災害の状況									
発生日時	年 月 ( ) 時 分		発生時の作業状況(作業内容、保安器具等の状況、天候等)、事故発生原因、事故の内容について、できるだけ詳細に記入						
発生場所	長野市 町								
罹災者	(所属・氏名)								(性別)
									(年齢)
	従事作業								
	(被災状況)								
		発生経緯及び内容(事故原因)							
事故類型	①墜落・転落		②はさまれ・巻き込まれ		③飛来・落下		④切れ・こすれ		
該当する類型に○	⑤転倒		⑥激突		⑦土砂崩落		⑧交通事故		
	⑨感電		⑩おぼれ		⑪火災・爆発		⑫公衆災害		
		⑬作業車両の横転		⑭その他					
措置状況及び対応方針	事故発生直後からの措置状況を時系列に記入。 また、今後の対応方針(事故防止対策、誇示の再開の目処等)を記入。				事故災害状況図				
					(別紙添付可) 位置図、平面図(状況図)、写真、新聞記事など添付				
関係官署事故調査状況	労働基準監督署、警察等の調査状況を記入								
報道等の発表等	有 ・ 無								
備 考									

5-B-13(2). 下水道工事に関する事故害報告書

②「様式2」(事件事例シート)

事件事例

事故の程度		事故発生状況図
災害の種類		
職 種		
従事作業		
災害発生状況		
人的要因		
物理的要因		
管理的要因		
考えられる再発防止策		

③「様式3」(死亡事故要因分析チェックリスト) 【死亡事故が発生した場合のみ】

死亡事故要因分析チェックリスト

<p><u>不安全な状態(直接的要因)</u></p> <p>1. 物自体の欠陥 <input type="checkbox"/> 2. 防護措置・安全装置の欠陥 <input type="checkbox"/> 3. 物の置き方、作業箇所の欠陥 <input type="checkbox"/> 4. 保護具・服装等の欠陥 <input type="checkbox"/></p> <p>5. 作業環境の欠陥 <input type="checkbox"/> 6. 部外的・自然的に不安定な状態 <input type="checkbox"/> 7. 作業方法の欠陥 <input type="checkbox"/> 8. その他不安定な状態 <input type="checkbox"/></p> <p>9. 不安定な状態のないもの <input type="checkbox"/></p> <p><u>不安全な行動(直接的要因)</u></p> <p>1. 防護・安全装置を無効にする <input type="checkbox"/> 2. 安全措置の不履行 <input type="checkbox"/> 3. 不安全な放置 <input type="checkbox"/> 4. 危険な状態を作る <input type="checkbox"/></p> <p>5. 機械・装置等の指定外の使用 <input type="checkbox"/> 6. 運転中の機械・装置等の掃除、注油、修理、点検等 <input type="checkbox"/> 7. 保護具・服装の欠陥 <input type="checkbox"/></p> <p>8. その他の危険場所への接近 <input type="checkbox"/> 9. その他の不安全な行為 <input type="checkbox"/> 10. 運転の失敗(乗物) <input type="checkbox"/> 11. 誤った動作 <input type="checkbox"/></p> <p>12. その他不安全な行動 <input type="checkbox"/> 13. 不安全な行動のないもの <input type="checkbox"/></p> <p><u>安全管理上の欠陥(間接的要因)</u></p> <p>1. 管理組織の欠陥 <input type="checkbox"/> 2. 部下に対する監督、指導不足 <input type="checkbox"/> 3. 規定、マニュアル類の不備、不徹底 <input type="checkbox"/></p> <p>4. 適正配置の不十分 <input type="checkbox"/> 5. 安全衛生管理計画の不良 <input type="checkbox"/> 6. 健康管理の不良など <input type="checkbox"/> 7. 教育、訓練の不足 <input type="checkbox"/></p>
--

※事故が発生した要因について、分析し、起因したと想定される項目について、チェックボックスを■として下さい(複数選択可)

④「死亡事故再発防止対策等の指導状況資料」 【死亡事故が発生した場合のみ】

<p>「様式3(死亡事故要因分析チェックリスト)と併せ以下の資料について提出すること。</p> <p>なお、様式は任意とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「事故原因に対応した再発防止策」</li> <li>・「受注者に対する処分」</li> <li>・「関係機関(警察、労働基準監督署等)との協議・指導状況」</li> </ul>
--



## 維持管理事故(人身事故)に関する事故災害報告書

第 報

現在

都道府県名	事業者	事業種別	現在		
			公共下水道	特公下水道	特環下水道
			流域下水道	都市下水路	その他
事故災害の状況					
発生日時					
発生場所					
罹災者	(所属・氏名)	(性別)	発生経緯及び内容 (事故原因)		
		(年齢)			
	従事作業				
	(被害状況)				
事故類型	① 墜落・転落	② はさまれ・巻き込まれ	③ 飛来・落下	④ 切れ・こすれ	⑤ 転倒
	⑥ 激突	⑦ 土砂崩壊	⑧ 交通事故	⑨ 感電	⑩ おぼれ
	⑪ 火災・爆発	⑫ 公衆災害	⑬ 作業車両の横転	⑭ その他	
措置状況	事故災害状況図 (別紙添付可)				
関係官署 事故調査状況					
再発防止策	(別紙添付可)				
報道等の発表等					
備考					

# 電 気 事 故 報 告

年 月 日

中部近畿産業保安監督部長 殿

〒380-8512

住 所 長野県長野市鶴賀緑町1613番地

氏 名(名称及び代表者の氏名)

長野市上下水道局

長野市上下水道事業管理者

電気関係報告規則第3条の規定により別紙のとおり電気事故について報告します。

## 電気関係事故報告

1. 件名:

2. 報告事業者

1) 事業者名(電気工作物の設置者名):

2) 住所:

3. 発生日時:

4. 事故発生の電気工作物(設置場所、使用電圧):

5. 状況:

6. 原因:

7. 被害状況:

1) 死傷: 有・無

内容:

2) 火災: 有・無

内容:

3) 供給支障: 有(供給支障電力、供給支障時間)・無

内容:

4) その他(上記以外の他に及ぼした障害)

内容:

8. 復旧日時:

9. 防止対策:

10. 主任技術者の氏名及び所属(外部委託承認がある場合は、委託先情報):

11. 電気工作物設置者の確認: 有・無

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

## 事故報告書

事業場の種類		事業場の名称(建設業にあつては工事名併記のこと)						労働者数			
事業場の所在地		発生場所									
(電話)											
発生日時		事故を発生した機械等の種類等									
年 月 日 時 分											
構内下請事業の場合は親事業場の名称 建設業の場合は元方事業場の名称											
事故の種類											
人的被害	区分	死亡	休業4 日以上	休業1 ~3日	不休	計	物的被害	区分	名称・規模等	被害金額	
								建物		円	
	事故発生事業場の被災労働者数	男							その他の建設物		円
	女							機械設備		円	
	その他の被災者の概数								原材料		円
									製品		円
									その他		円
							合計		円		
事故の発生状況											
事故の原因											
事故の防止対策											
参考事項											
報告書作成者職氏名											

年 月 日

事業者 職名  
氏名

印

労働基準監督署長 殿

(備考)

- 「事故の種類」の欄には、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 「事故を発生した機械等の種類等」の欄には、事故発生の原因となった次の機械等について、それぞれ次の事項を記入すること。
  - ボイラー及び圧力容器に係る事故については、ボイラー、第一種圧力容器、第二種圧力容器、小型ボイラー又は小型圧力容器のうち該当するもの。
  - クレーン等に係る事故については、クレーン等の種類、型式及びつり上げ荷重又は積載荷重。
  - ゴンドラに係る事故については、ゴンドラの種類、型式及び積載荷重。
- 「事故の種類」の欄には、火災、鎖の切断、ボイラーの破裂、クレーンの逸走、ゴンドラの落下等具体的に記入すること。
- 「その他の被災者の概数」の欄には、届出事業者の事業場の労働者以外の被災者の数を記入し、( )内には死亡者数を内数で記入すること。
- 「建物」の欄には構造及び面積、「機械設備」の欄には台数、「原材料」及び「製品」の欄にはその名称及び数量を記入すること。
- 「事故の防止対策」の欄には、事故の発生を防止するために今後実施する対策を記入すること。
- 「参考事項」の欄には、当該事故において参考になる事項を記入すること。
- この様式に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

### 労働者死傷病報告

年 月から 年 月まで

事業の種類		事業場の名称 (建設業にあつては工事名を併記のこと)				事業場の所在地			電話	労働者数
										人
被災労働者の氏名	性別	年齢	職種	派遣労働者の場合は欄に○	発生日	傷病名及び傷病の部位	休業日数	災害発生状況		
	男・女	才			月 日					
	男・女	才			月 日					
	男・女	才			月 日					
	男・女	才			月 日					
	男・女	才			月 日					
	男・女	才			月 日					
	男・女	才			月 日					
報告書作成者職氏名										

年 月 日

事業者 職名  
氏名

印

労働基準監督署長 殿

- 備考
- 1 派遣労働者が被災した場合、派遣先及び派遣元の事業者は、それぞれの所轄労働基準監督署に提出すること。
  - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

